

公共工事の品質確保の促進に関する法律の 一部を改正する法律 説明資料

公共工事の品質確保の促進に関する法律 令和6年度 改正内容

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point
価格のみでなく**品質を加味した総合評価**の導入



建設業法・入契法
(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point
建設工事の**適正な施工の確保**・公共工事の**入札契約の適正化**



平成26年 担い手3法

Point
発注者は、受注者が**適正な利潤を確保**できるようにすること
従事する者の賃金その他の**労働条件、労働環境の改善**
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
ダンピング対策の強化と建設工事の**担い手の確保**
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和元年 新・担い手3法

Point
元請は、**下請が利潤・工期を確保**できる発注をすること
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



Point
働き方改革に向けた**適正な工期の確保**
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



令和6年 第3次・担い手3法

Point
担い手の**休日・賃金の確保**と**地域建設業等の維持**
※5年後見直し規定あり(附則第2項)

Point
労働者の**処遇改善**と価格高騰時の**労務費へのしわ寄せ防止**
※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ●スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ●資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化 	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇公共工事品質確保法等の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】 	

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）

・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

★公共工事等（第3条以降）

○公共工事等

公共工事及び公共工事に関する調査等

○公共工事

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事

○公共工事に関する調査等

公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計

★発注者等（第7条見出し）

○公共工事等の発注者

国、特殊法人等又は地方公共団体

○公共工事の目的物の維持管理を行う国、特殊法人等及び地方公共団体（第7条第7項）

道路の権限代行など、発注者と維持管理者が異なる場合においても、国・特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質確保に努めなければならないこととする趣旨

★受注者等（第8条見出し）

○受注者

公共工事等を直接受注する元請業者（第8条第3項、第4項においては受注者となろうとする者を含む。）

○公共工事等を実施する者

受注者（元請）だけでなく、一次下請、孫請等の下請業者も含む全ての請負業者

休日の確保の推進（1）（基本理念、公共工事等を実施する者）

■背景

時間外労働の罰則付き上限規制を達成できていない建設企業は多く、他産業との人材獲得競争においても長時間労働がネックとなっている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

9 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項及び第二十七条第一項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、**休日**その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

（受注者等の責務）

第八条（略）

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、**休日**その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

休日の確保の推進（2）（国、地方公共団体）

■背景

時間外労働の罰則付き上限規制を達成できていない建設企業は多く、他産業との人材獲得競争においても長時間労働がネックとなっている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条

- 2 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。
- 3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（地方公共団体の関係部局の連携）

第三十条 地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

処遇改善の推進（1）（国、公共工事等を実施する者）

■背景

公共工事の担い手確保のため、公共工事に従事する者の処遇改善のさらなる推進が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条 国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条

4 公共工事等を実施する者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

改正のポイント1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

処遇改善の推進（2）（発注者）

■背景

地方公共団体による発注工事を中心に、資材高騰等を受けた価格転嫁が円滑に進んでいない。適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せの防止が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

十三 公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定めの適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

担い手確保のための環境整備（国、地方公共団体）

■背景

持続可能な建設業に向け、担い手確保のための様々な取組が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（職業訓練実施者に対する支援等）

第二十六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の関心及び理解の増進）

第三十一条 国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

第三十二条 国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、これらに係る資格等の評価及び資格等に係る制度の運用の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

改正のポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

■背景

将来的な安定経営への見通しが持てないこと等により地域建設業者の数が減少。
地域の社会資本の維持管理が困難になるおそれ。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

（競争が存在しないことの確認による方式）

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

改正のポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害対応力の強化（1）（発注者）

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応のさらなる充実・強化が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

九 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。

6 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

改正のポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害対応力の強化（2）（発注者、受注者）

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応のさらなる充実・強化が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

（受注者等の責務）

第八条

5 前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（1）（基本理念）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

13 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の活用（当該各段階におけるデータ（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。）の適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。）等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（2）（発注者、国・特殊法人・地方公共団体）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

十四 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、積極的な情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

4 発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（3）（基本理念、発注者）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条（略）

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（４）（公共工事等を実施する者）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（受注者等の責務）

第八条

3 公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（5）（基本理念）

■背景

脱炭素化が国際的スタンダードかつ政府の重要施策となっており、公共工事においても「環境の保全」(第1条)に一層寄与できる脱炭素化の取組(GX)の強化が求められている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

14 公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化(脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。))の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。))の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。第七条第一項第二号において同じ。) に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

技術開発の推進（基本理念、国）

■背景

新技術の開発は、短期的なコスト回収が難しく積極的に行われにくいいため、技術進歩の停滞や将来的な品質確保への支障が懸念される。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

6 公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

（民間事業者等による研究開発の促進）

第二十八条 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

2 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようにするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

（研究開発の安定的な推進）

第二十九条 国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正のポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（1）（国、都道府県）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第二十二條

5 国及び都道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（発注関係事務の実施に関する助言等）

第二十三條 国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

改正のポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（2）（国、国土交通大臣）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正入契法 本文（抜粋）

（適正化指針の策定等）

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

七 前項に規定する措置に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関すること

（要請等）

第二十条

3 第一項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4 第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び総務大臣は、前条第二項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

改正のポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（3）（国、特殊法人、地方公共団体）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント【令和2年改正】

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

<法律・運用指針の説明会>

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・品確法の改正の主旨説明

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
 - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
~
8
月を目処

<意見照会>

- 地方公共団体・建設業団体への意見照会
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・改正運用指針(案)の説明

秋
~
冬
頃

- 地方公共団体・建設業団体へ意見照会
- 有識者への意見照会
 - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

i-Construction 2.0

～建設現場のオートメーション化に向けて～

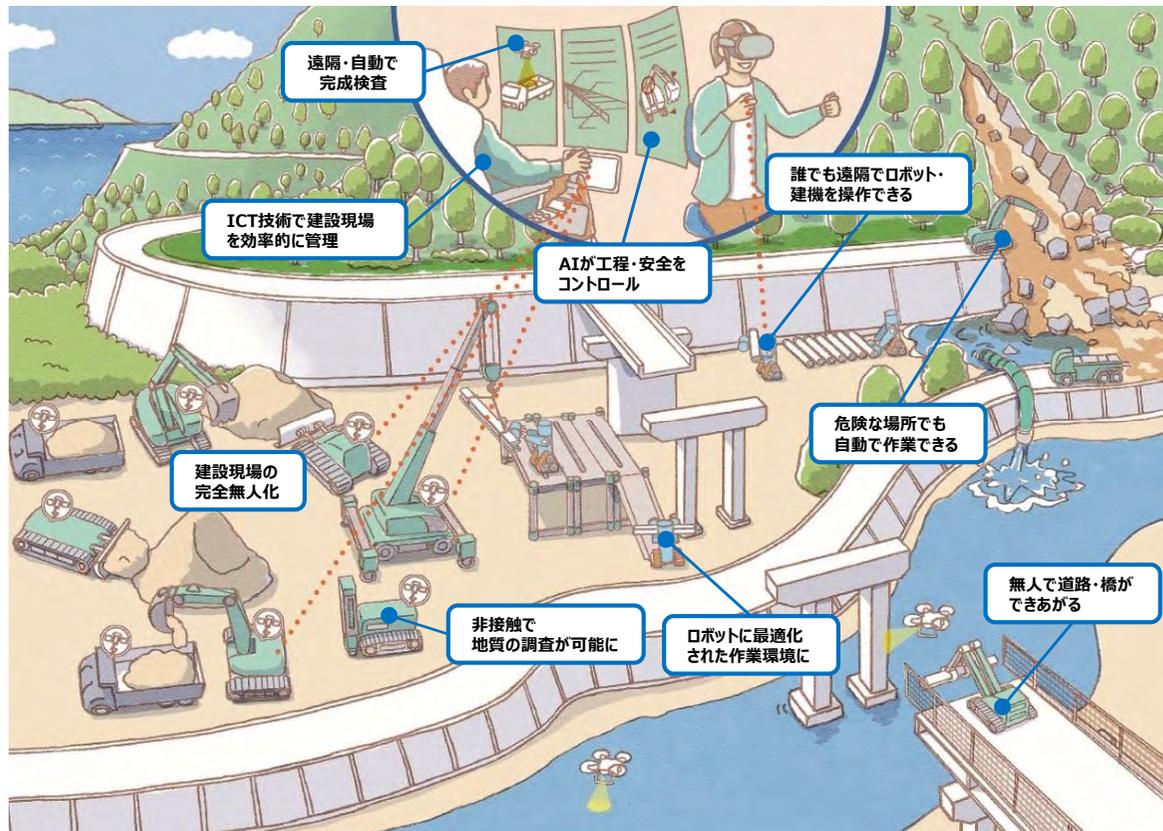
令和6年8月7日

大臣官房 参事官G 施工企画室長 森川博邦

はじめに	p.3
建設現場を取り巻く背景・課題	p.4
i-Construction 2.0の目的・考え方	p.6
建設現場のオートメーション化に向けたトップランナー施策	p.13
i-Construction 2.0 2024年度の主な国土交通省の取組	p.17
①施工のオートメーション化	p.18
②データ連携のオートメーション化	p.24
③施工管理のオートメーション化	p.30

- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会(イメージ)



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組 (インフラDXアクションプランの建設現場における取組)

i-Construction 2.0 で2040年度までに 実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

働き方改革・新3K

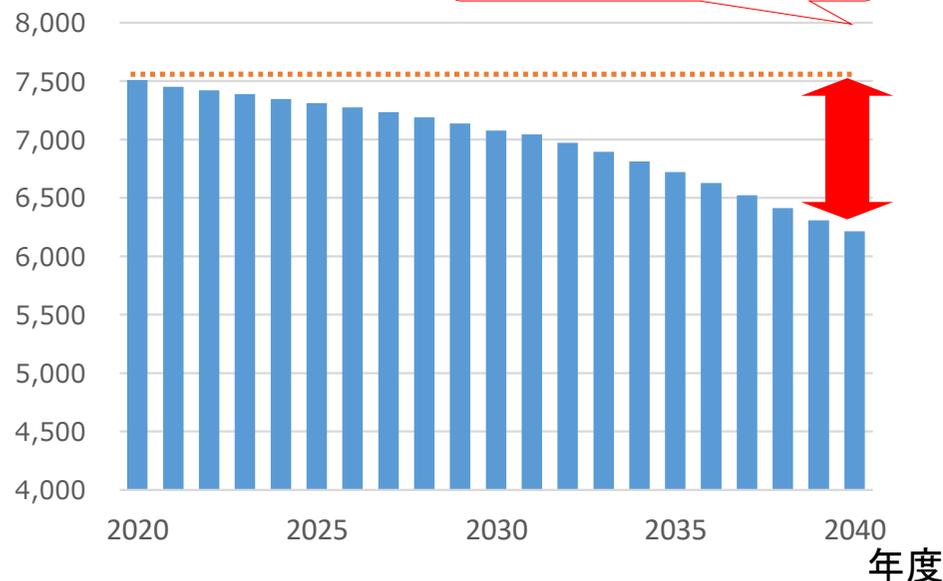
- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

- 生産年齢人口は2040年度には、対2020年度比で約2割減少と予測。
- 毎年のように日本各地で自然災害が発生し、被害が激甚化・頻発化。

生産年齢人口の推移

2020年度 約7,509万人 ⇒ 2040年度 約6,213万人

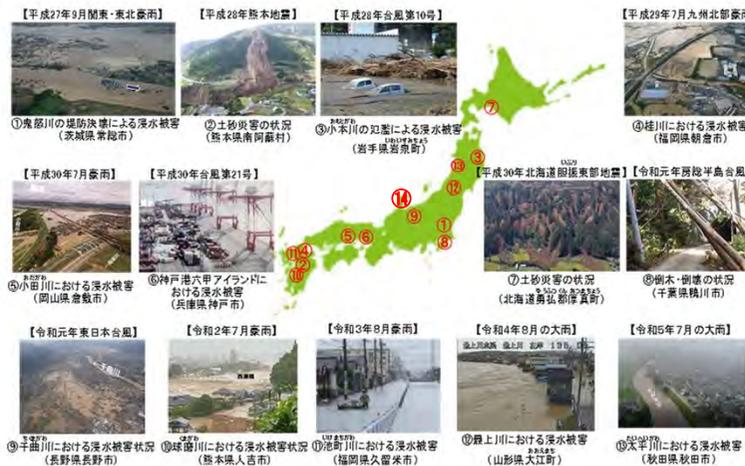
万人



2040年度は対2020年度比
約2割減少

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計 (令和5年度推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

災害の激甚化・頻発化



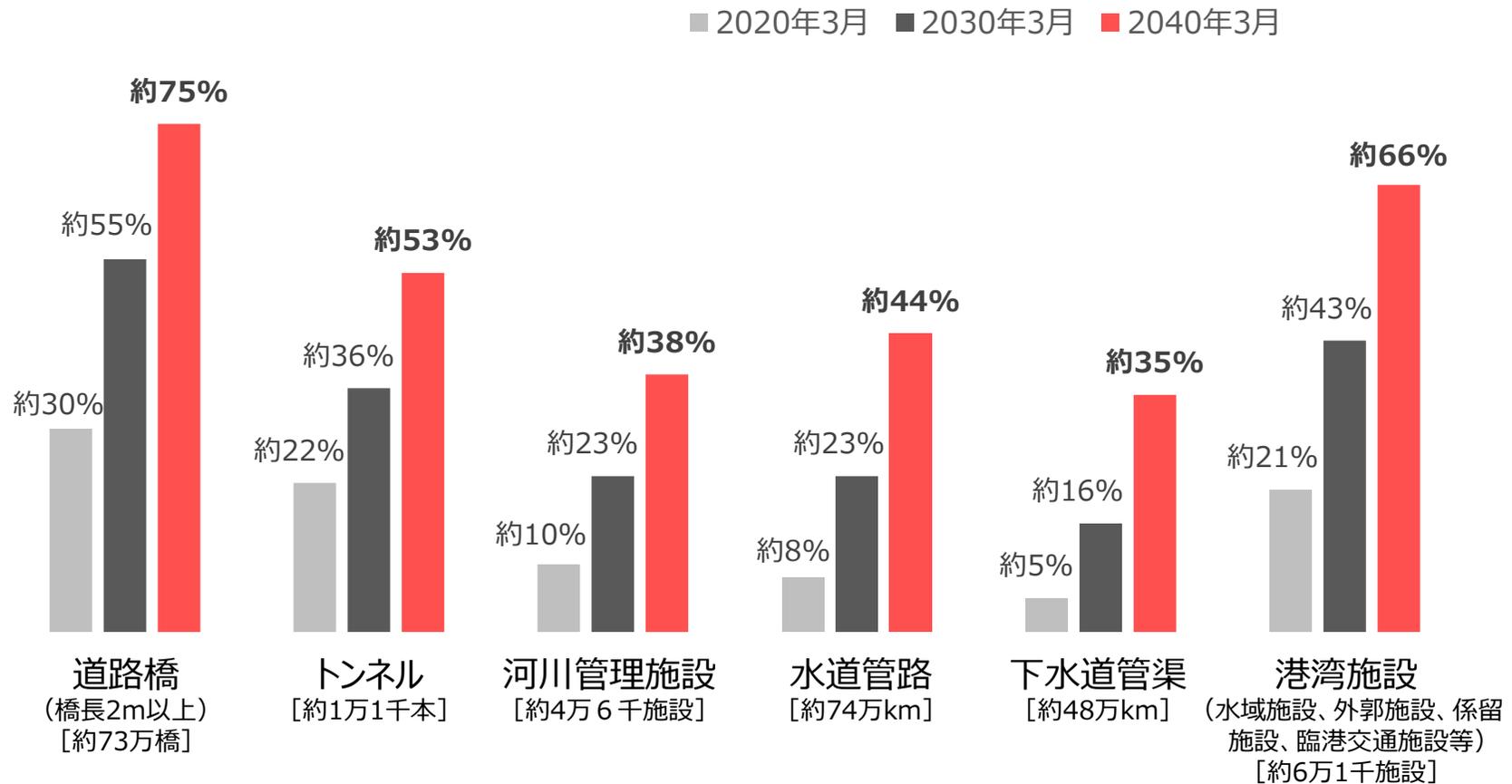
主な災害の発生状況



能登半島地震 (R6.1. 1)
(石川県輪島市)TEC-FORCE撮影

○ 高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、水道、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。



【建設後50年以上経過する社会資本の割合】

- 2016年から建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指し、建設生産プロセス全体の抜本的な生産性向上に取り組むi-Constructionを推進。
- ICT施工による作業時間の短縮効果をメルクマールとした、直轄事業における生産性向上比率（対2015年度比）は21%となっている。
- 一方で、人口減少下において、将来にわたって持続的にインフラ整備・維持管理を実施するためには、i-Constructionの取組を更に加速し、これまでの「ICT等の活用」から「自動化」にしていくことが必要。
- 今回、2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち1.5倍の生産性向上を目指す国土交通省の取組を「i-Construction 2.0」としてとりまとめ公表。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

● i-Construction 2.0の目的や考え方

i-Constructionの目的や考え方
・生産性向上施策
・産学官が連携して生産性を高める
・ICT活用、プレキャスト、平準化をトップランナーとして実施



i-Construction 2.0 の目的や考え方
・省人化対策
・人口減少下における持続的なインフラ整備・管理（国民にサービスを提供し続けるための取組）
・自動化（オートメーション化）にステージを上げる

1 省人化（生産性の向上）

生産年齢人口が2割減少することが予測されている2040年度までに、建設現場において、少なくとも省人化3割、すなわち1.5倍の生産性向上を実現

2 安全確保

建設現場での人的被害が生じるリスクを限りなく低減し、人的被害の削減を目指す

3 働き方改革と多様な人材の確保

快適な環境下での作業など、働く環境の大幅な改善を目指す

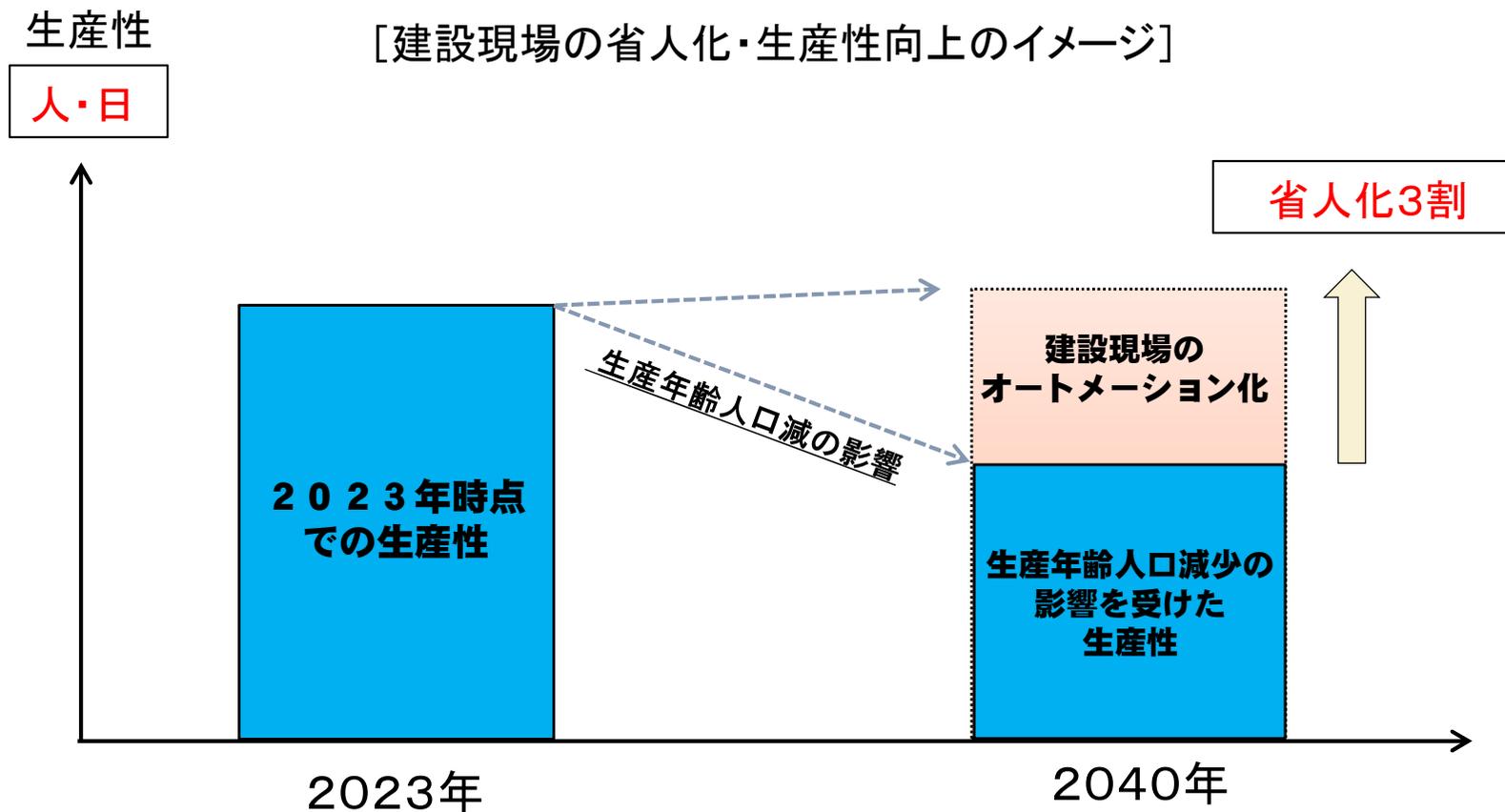
時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方や、これまで以上に多様な人材が活躍できる場の創出を目指す

4 給与がよく、休暇が取れ、希望がもてる建設業の実現



建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける

- 生産年齢人口の減少や災害の激甚化・頻発化などの環境下でも、将来にわたって社会資本の整備・維持管理を持続し、国民生活に不可欠なサービスを提供する社会的使命を果たし続けていくためには、施工能力の確保が必要。
- 2040年度までに建設現場のオートメーション化を進め、建設現場において少なくとも省人化3割、すなわち1.5倍の生産性向上。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。



○ 現状の、ICT施工の実施率に基づく直轄工事の時間短縮効果、統計データに基づく把握を行うなど、様々な観点で調査。

直轄ICT工事を対象

①直轄ICT活用工事による作業時間縮減効果による生産性向上比率

$$\text{生産性向上比率} = \frac{\text{ICT活用工事实施件数}}{\text{対象工事件数}} \times \text{ICT活用工事による延べ作業時間縮減効果}$$

【単位 人・日】

生産性向上比率
約21%
2022年度
(2015年度比)

統計データ

②単位労働者・時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性

$$\text{生産性} = \frac{\text{産出量 (output)}}{\text{投入量 (input)}} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{労働者数} \times \text{労働時間}}$$

【単位 円／(人・日)】

生産性：9.2%
2021年度
(2015年度比)

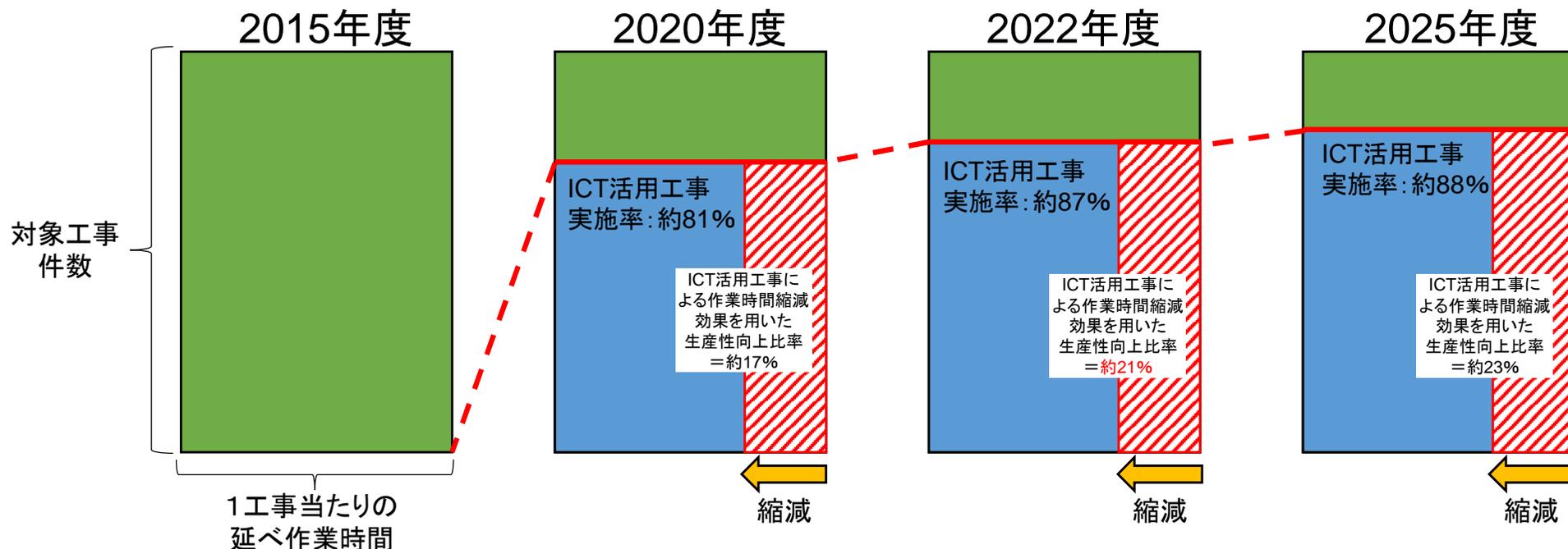
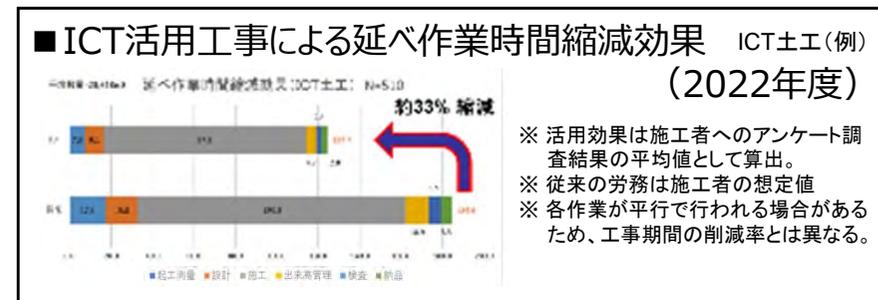
③労働時間に基づく建設現場の生産性

$$\text{生産性} = \frac{\text{労働者数} \times \text{労働時間(n年)}}{\text{労働者数} \times \text{労働時間(2023年)}}$$

- 国土交通省におけるICT施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性2割向上（作業時間短縮効果から算出）を2024年度に実施するなど、ICT施工等により建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める。
- ICT活用工事が導入されていない2015年度と比較して、2022年度時点で約21%向上。

【生産性向上比率】

$$\text{生産性向上比率} = \frac{\text{ICT活用工事实施件数}}{\text{対象工事件数}} \times \text{ICT活用工事による延べ作業時間縮減効果}$$



- 各種統計データを用いて民間建設を含む国内の建設業における付加価値労働生産性を試算。
- 建設現場における付加価値労働生産性は2015年を基準として上昇傾向にあり、2018年や2021年は建設業の国内総生産の減少等により、1%程度低下したが、堅調に推移している。
- なお、建設業における労働生産性は他産業と比較して低く、更なる生産性向上が必要。

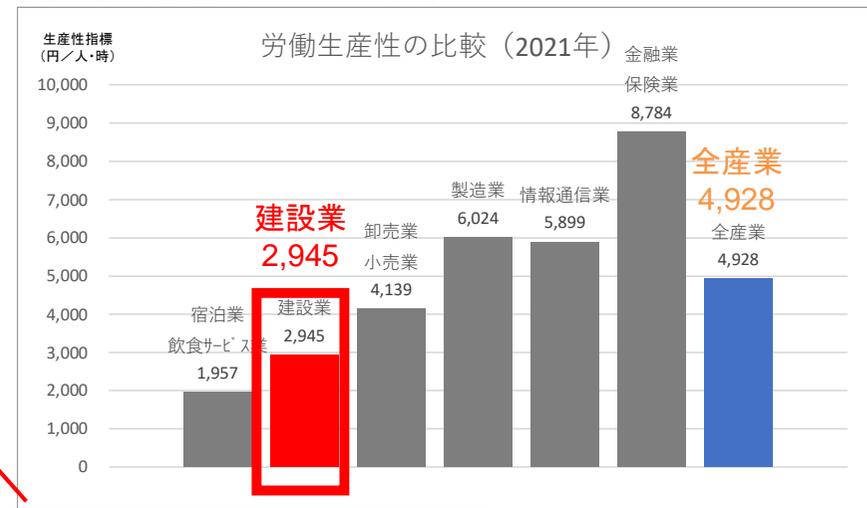
【生産性指標の試算結果※】



※生産性指標(2019~2020年)：国内総生産(2019~2020年)は確定値ではないため参考値。

$$\text{生産性 (付加価値額)} = \frac{\text{産出量 (output)}}{\text{投入量 (input)}} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{労働者数} \times \text{労働時間}}$$

【参考：他産業との比較】



【2021年指標値算出例】

$$\frac{28323.8(10億円)}{484.9(万人) \times 1983.6(時間)} = 2945(円/人・時間)$$

<使用統計>

	項目名	統計調査名
産出量(分子)	工事量 国内総生産(実質値:建設業, 製造業, 全産業)付加価値額	国民経済計算(内閣府)
投入量(分母)	労働者数 就業者数 調査対象:個人	労働力調査(総務省)
	労働時間 総実労働時間	毎月勤労統計(厚労省)

インフラ分野のDX(業務、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革)

安全・安心の実現
サービスの向上
インフラの利用

ハザードマップ(水害リスク情報)の3D表示



リスク情報の3D表示により
コミュニケーションをリアルに

特車通行手続の
即時処理

河川利用等手続きの
オンライン24時間化

デジタルツイン
データプラットフォーム

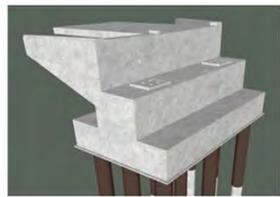


DiMAPS



PLATEAU

i-Construction 2.0 -建設現場のオートメーション化-



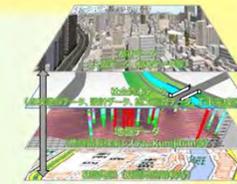
3次元設計の標準化
BIM/CIM



建設機械施工の自動化



デジタルツインを活用した
施工シミュレーション



国土交通データ
プラットフォーム

地下空間の3D化
所有者と掘削事業者の
協議・立会等の効率化

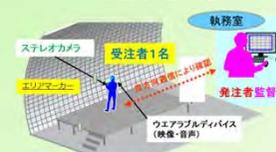
インフラの整備
管理等の高度化

3次元データをやりとりする
大容量ネットワーク



プレキャスト
部材の活用

遠隔臨場



遠隔操作ロボット活用

建設業界 建機メーカー、 測量、地質 建設コンサルタント 等

占用事業者 等

ソフトウェア、通信業界、サービス業界

1. 施工のオートメーション化

- ・建設機械のデータ共有基盤の整備や安全ルールの策定など自動施工の環境整備を進めるとともに、遠隔施工の普及拡大やAIの活用などにより施工を自動化

建設機械施工の自動化



環境整備

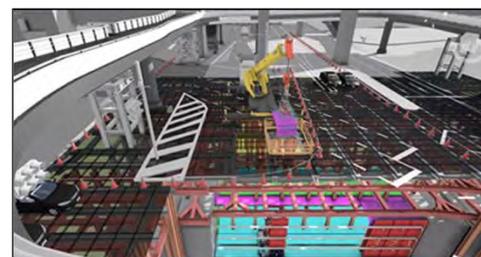
施工データ共有
基盤整備

自動施工における
安全ルール策定

自律施工
技術基盤OPERA

2. データ連携のオートメーション化（デジタル化・ペーパーレス化）

- ・BIM/CIMなど、デジタルデータの後工程への活用
- ・現場データの活用による書類削減・監理の高度化、検査の効率化



3. 施工管理のオートメーション化（リモート化・オフサイト化）

- ・リモートでの施工管理・監督検査により省人化を推進
- ・有用な新技術等を活用により現場作業の効率化を推進
- ・プレキャストの活用の推進

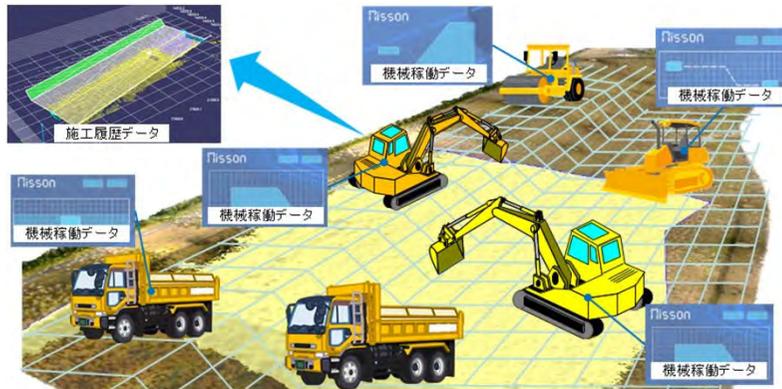
○ 建設現場をデジタル化・見える化し、建設現場の作業効率の向上を目指すとともに、現場取得データを建設機械にフィードバックするなど双方向のリアルタイムデータを活用し、施工の自動化に向けた取組を推進する。

【短期目標】現場取得データをリアルタイムに活用する施工の実現

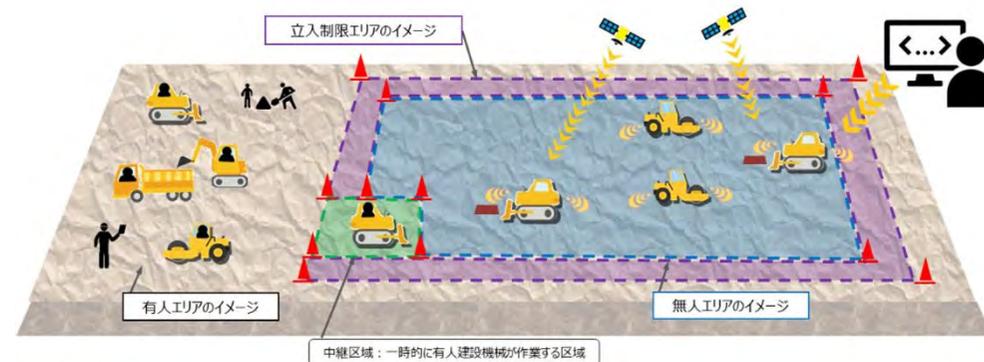
【中期目標】大規模土工等の一定の工種・条件下での自動施工の標準化

【長期目標】大規模現場での自動施工・最適施工の実現

現場↔建機の双方向でリアルタイムデータ活用



自動施工の導入拡大に向けた基準類の策定



<ロードマップ>

	短期（今後5年程度）	中期（6～10年後程度）	長期（11～15年後程度）	実現
自動施工	安全ルール、施工管理要領等の技術基準類の策定 ダム施工現場等での導入拡大	大規模土工現場での導入試行	導入工種の順次拡大	大規模現場での自動施工の実現 最適施工の実現
遠隔施工	砂防現場における活用拡大	通常工事における活用拡大		
施工データの活用	データ共有基盤の整備（土砂運搬など建機効率化）	施工データを活用した施工の最適化	AIを活用した建設現場の最適化	

※今後の技術開発状況等に応じて適宜更新

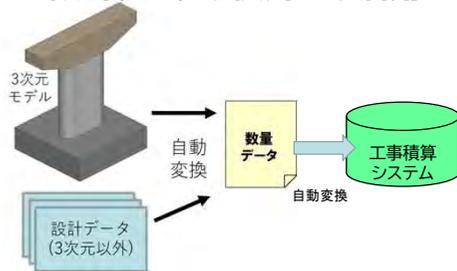
②データ連携のオートメーション化（デジタル化・ペーパーレス化）

- 3Dデータの活用などBIM/CIMによりデジタルデータの最大限の活用を図るとともに、現場データの活用による書類削減（ペーパーレス化）・施工管理の高度化、検査の効率化を進める。

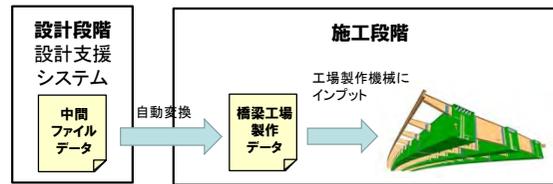
設計から施工へのデータ連携

施工管理、監督・検査でのデータ連携

設計データの積算への活用



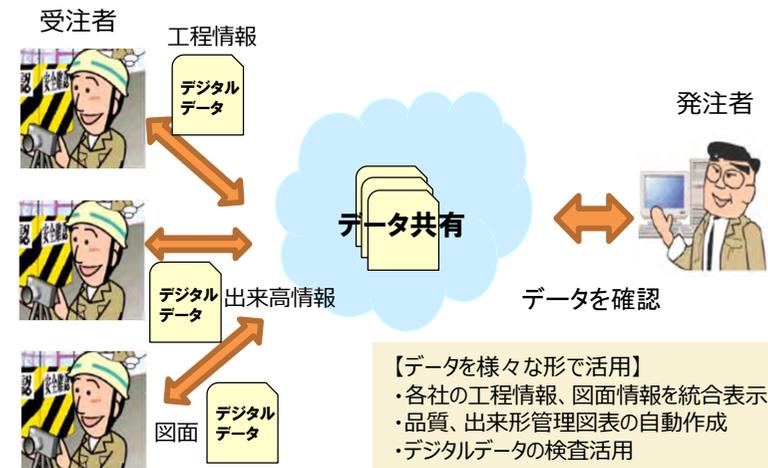
設計データの工場製作への活用



設計データのICT建機への活用



施工管理の高度化、検査の効率化のイメージ



- 【データを様々な形で活用】
- ・各社の工程情報、図面情報を統合表示
 - ・品質、出来形管理図表の自動作成
 - ・デジタルデータの検査活用

<ロードマップ>

	短期（今後5年程度）	中期（6～10年後程度）	長期（11～15年後程度）	実現
3Dデータの標準化・共有基盤の整備	3D設計標準化（主要構造物）	3D設計標準化		建設現場のペーパーレス・シームレスなデータ共有・連携
デジタルツイン	BIM/CIM 属性情報の標準化	デジタルツインの施工計画	自動設計技術の開発促進・導入	
データ共有基盤の整備	現場データ共有基盤	プロジェクト全体のデータ共有		
データ活用ツールの開発・実装	施工管理・監督・検査のためのアプリケーションの開発・実装	BIツールでの監督・検査、書類削減（ペーパーレス化）		

※今後の技術開発状況等に応じて適宜更新

③ 施工管理のオートメーション化（リモート化・オフサイト化）

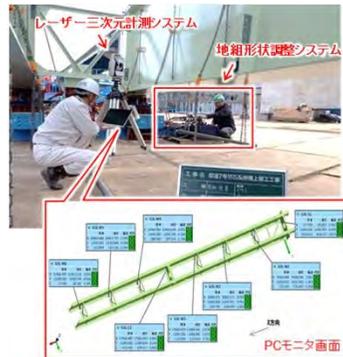
- オートメーション化を進めてもなお、建設現場に人の介在は不可欠であり、働き方改革の推進が必須。
- プレキャスト部材の活用や施工管理、監督・検査等のリモート化を実現することで、現場作業を省力化するなど、建設現場のリモート化・オフサイト化を推進。

施工

施工管理、監督・検査



プレキャスト部材の活用



3次元計測技術の活用



リモートでの施工管理監督検査



最大限のデータ活用を可能とする高速ネットワーク整備

<ロードマップ>

短期（今後5年程度）

中期（6～10年後程度）

長期（11～15年後程度）

実現

リモート施工管理
監督・検査

技術検証・実証

設備点検の一部リモート化

※ 遠隔臨場 実施要領の策定・原則適用(R6より)

高速ネットワーク整備

100Gbpsネットワーク整備

事務所・出張所までの高速化

プレキャスト

プレキャストの活用促進

構造物の標準化・モジュール化

人の作業を
省力化
快適な
オフィスでの
作業判断
を実現

※今後の技術開発状況等に応じて適宜更新

1. 施工のオートメーション化

- ・ 自動施工に向けた環境整備（①安全ルール策定、②OPERA）
- ・ 遠隔施工技術の普及促進
- ・ 施工データ集約・活用のための基盤整備
- ・ 海上工事における取組
- ・ ICT施工の原則化(2025)

2. データ連携のオートメーション化（デジタル化・ペーパーレス化）

- ・ 3次元モデルの標準化（試行）
- ・ 後工程へのデータ活用
- ・ デジタルツイン
- ・ 施工データの活用の効率化
- ・ データ活用による書類の削減

3. 施工管理のオートメーション化（リモート化・オフサイト化）

- ・ 監督検査のデジタル化・リモート化（①遠隔臨場、②デジタルデータを活用した配筋確認）
- ・ 100Gbpsネットワーク整備
- ・ ロボットによるリモート検査
- ・ プレキャストの活用

—自動施工の安全ルールの策定—

- 関係する業界、行政機関及び有識者からなる分野横断的な「建設機械施工の自動化・自律化協議会」(2022.3)を設置。
- 2024年3月に、建設DX実験フィールドで行う現場検証も踏まえ、自動施工の安全ルートを策定。
- 2024年度は、安全ルールを実現場に適用する試行工事を実施するとともに、自動施工機械の機能要件や施工管理要領の策定に向けた検討・検証を実施。



自動施工機械

- ・オペレータは搭乗しない
- ・カメラ、センサー等で周辺状況を把握
- ・把握した情報を元に自ら判断し施工

1人で複数台の建設機械施工の管理を現場外から行う事が可能

効果

- 建設機械の動きはデジタル化により、見える化されることで施工計画シミュレーションが可能となる。
- 施工上のムダがリアルタイムでわかり、さらなる生産性の向上が可能となる。

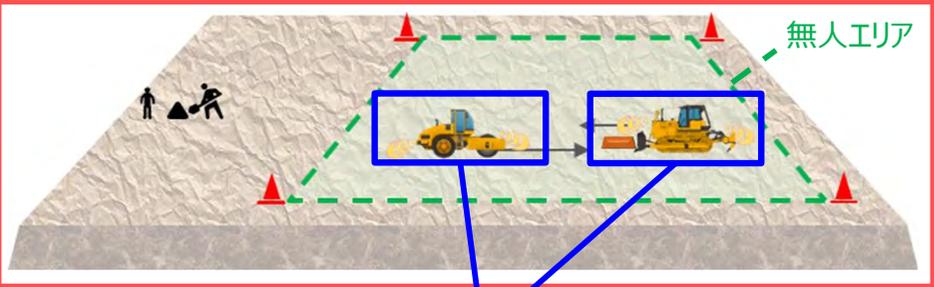
—協議会体制—

会長： 大臣官房技術審議官

会員： 立命館大学 建山教授、東京大学 永谷教授
土木学会、日建連、建災防、JCMA、レンタル協
国交省、国総研、土研、厚労省、労安衛研、経産省、NEDO

事務局： 国土交通省 大臣官房 技術調査課

自動施工における安全ルール等



自動施工の安全ルール

目的：現場の安全の確保
内容：自動施工機械の運用にあたって遵守すべき項目

無人エリアにおける自動施工機械の機能要件

目的：効率的な施工の確保
内容：自動施工機械が最低限具備すべき機能

自動施工の効果イメージ

1. 施工のオートメーション化 自動施工に向けた環境整備

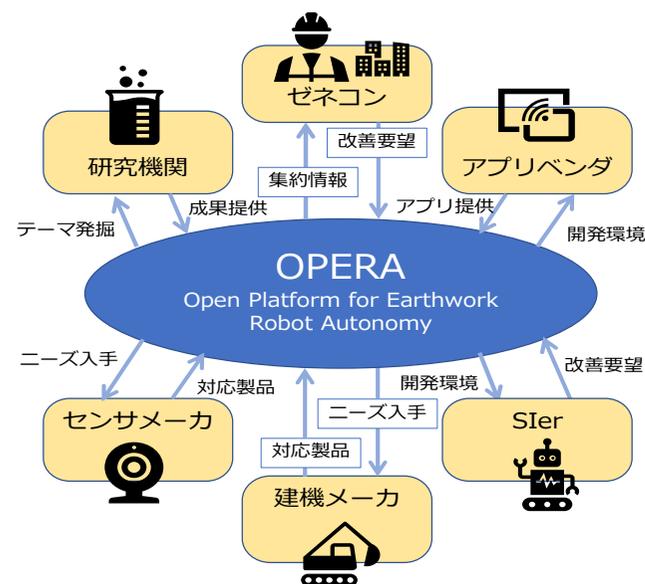
—自動施工の現場実装・技術開発を促進するための基盤整備—

- 土木研究所において、建設施工の自動施工・遠隔施工技術の開発がより促進される環境の整備を目的に、誰でも利用できるオープンな研究開発用プラットフォームである「自律施工技術基盤 OPERA※」を整備中。
※Open Platform for Earthwork with Robotics and Autonomy
- 2024年度は、異なるメーカーの建設機械についてもユーザーが同じプログラムで動作させることが可能な共通制御信号の策定に向けた共同研究を実施。

OPERA構成要素概略図



OPERA活用イメージ



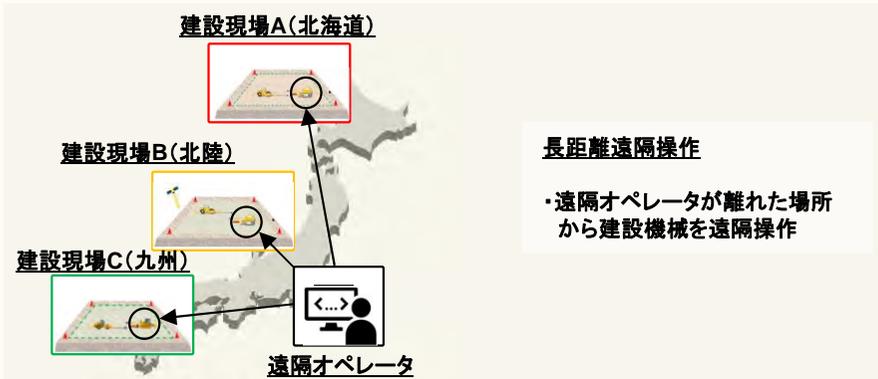
※OPERAは、異なるメーカーの建設機械についても、ユーザーである建設会社やソフトウェアベンダーが同じプログラムで動かせるよう、建設機械とソフトウェアの間を繋ぐ共通制御信号やミドルウェア、開発環境となるシミュレータを公開するとともに、研究開発に必要なハードウェア（建設機械、実験フィールド、無線通信システムなど）を提供

- 災害対応時に危険が伴う斜面对策工事等において、オペレータが建設機械に搭乗せずに遠隔操作する遠隔施工(しばしば「無人化施工」と呼称)を実施。
- 生産性の高い自動施工の実現に向けては、通常工事への遠隔施工技術の導入が不可欠。
- 2024年度は、災害対策時以外の施工現場での試行工事を実施。

公共工事における遠隔施工の活用(イメージ)



短距離遠隔操作
 ・遠隔オペレータが目視可能な距離から建設機械を遠隔操作



長距離遠隔操作
 ・遠隔オペレータが離れた場所から建設機械を遠隔操作

- ・オペレータは自宅や事務所から建設機械を操作するため、危険作業等による労働災害を防止(安全性の向上)するとともに、快適な環境下で施工作业が可能となる(労働環境の改善)
- ・1人のオペレータが複数現場を兼任することや、都心部のオペレータが地方部の施工を実施することが可能となる。(多様な人材が働ける環境)

遠隔施工における活用技術(イメージ)



Cat Command リモートステーション
 (キャタピラー・ジャパン合同会社HPより)



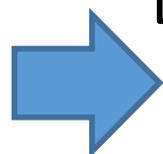
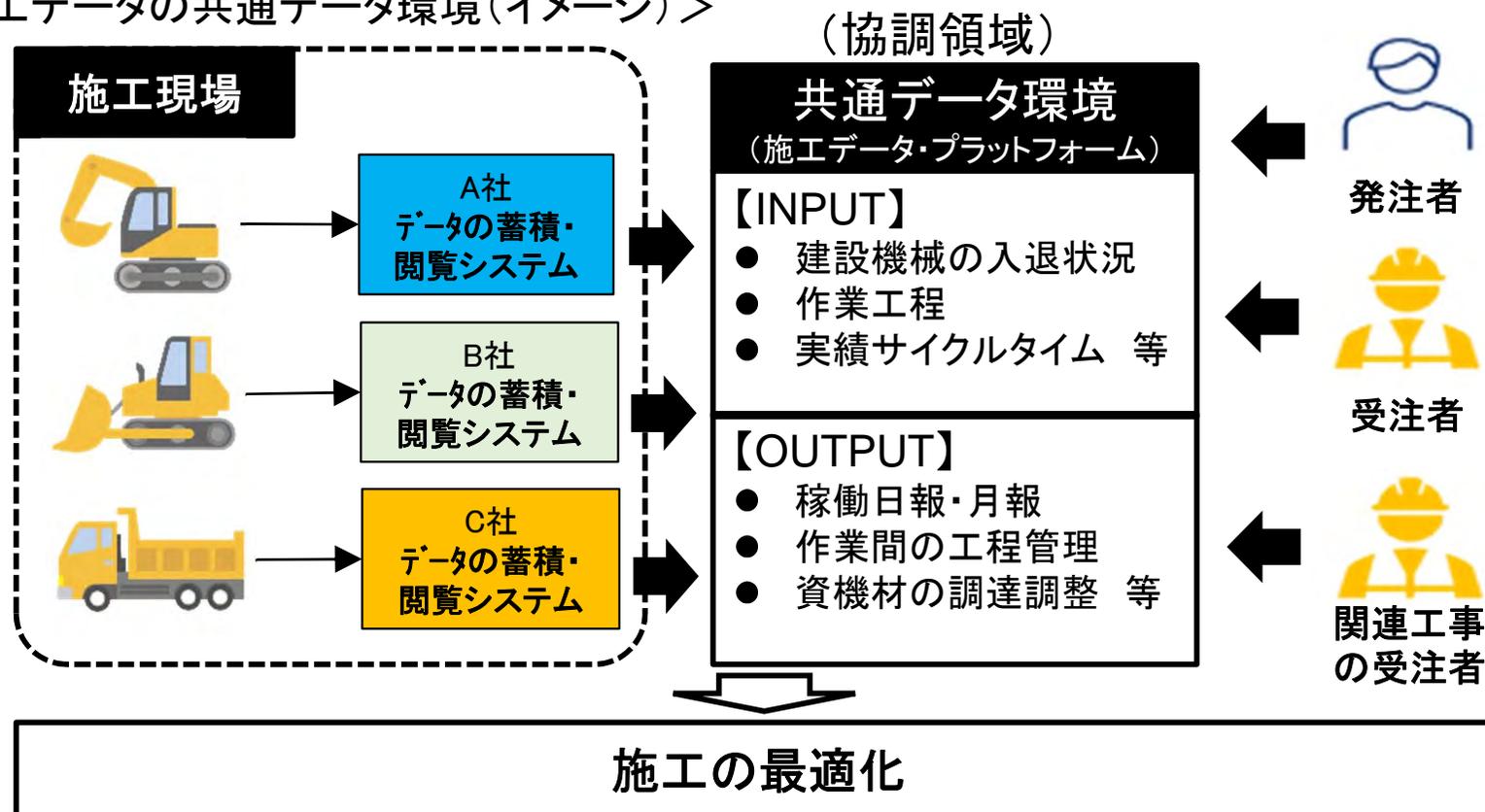
5Gを活用して3種類の建設機械を遠隔操縦
 (日立建機日本株式会社HPより)



建設機械向けの遠隔操作システムを提供開始(株式会社小松製作所HPより)

- 自動施工に必要な建設現場のデジタル化・見える化を目的に、施工データを集約・活用するための共通データ環境(施工データプラットフォーム)を整備。
- 併せて、施工データを統一的に把握・活用するための共通ルール(API連携)を策定、施工データの連携を図る技術開発を促進。
- 2024年度は、施工データ活用による効果を検証する試行工事を実施。

<現場施工データの共通データ環境(イメージ)>

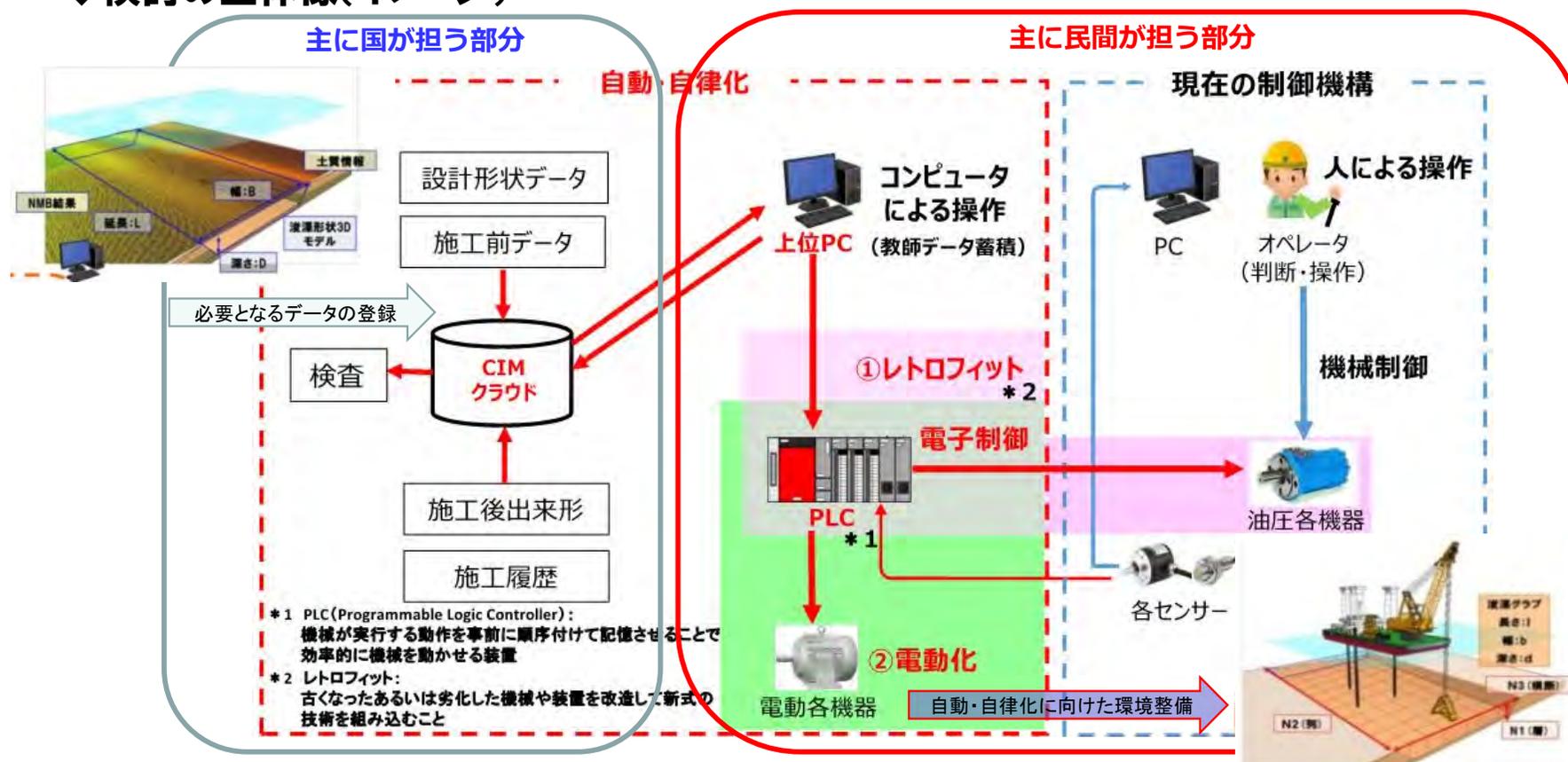


2024年度より施工データ活用の試行工事を実施

2026年度より共通データ環境(施工データ・プラットフォーム)を整備

- ICT、BIM/CIMの活用により、海上工事における作業船の自動・自律化施工の検討を進め、更なる生産性向上を図る。
- 海上工事における作業船の自動・自律化の安全ルールについても検討を行う。
- 作業船操作にともなう3次元データとの関係検討に取り組む。

◆検討の全体像(イメージ)



○ 想定する検討内容

- BIM/CIMを活用した自動・自律化施工にかかる検討

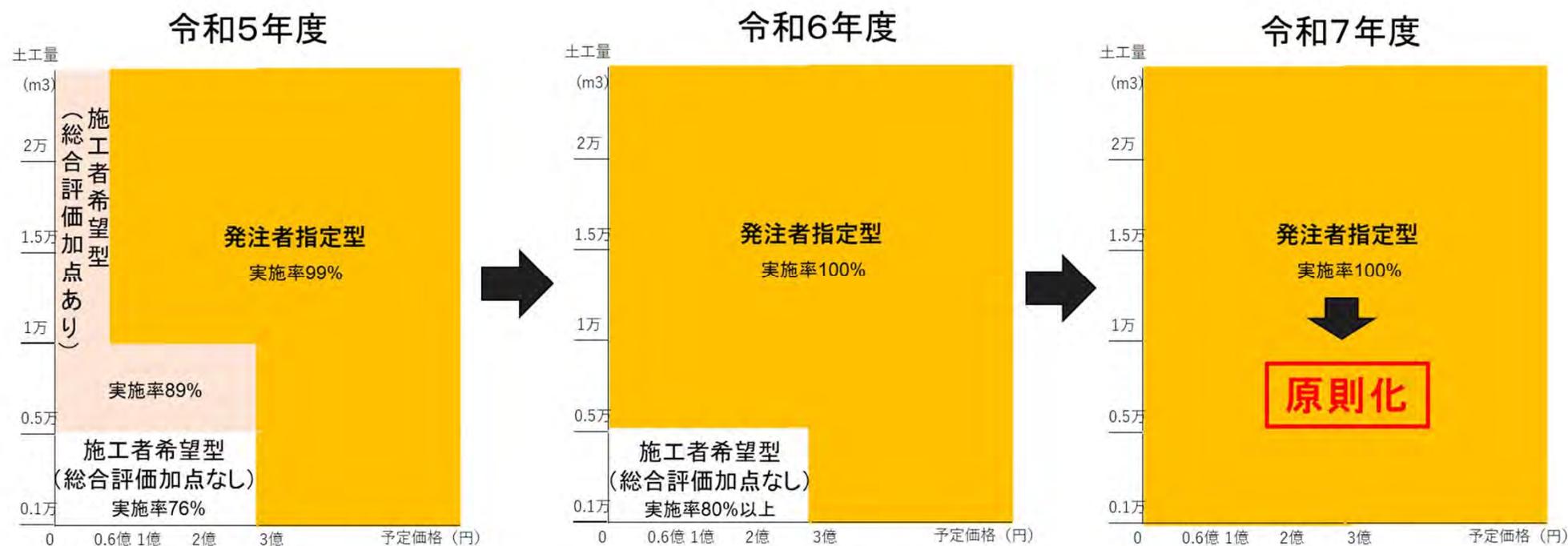
スケジュール
および検討内容の
共有と連携

○ 想定する検討内容

- プログラム開発や作業船の新造・改良にかかる検討

- 「ICT土工」については2022年度には直轄工事の約86%において実施。
- 2024年度は、ICT施工の実施率や実施件数が高い「ICT土工」及び「ICT浚渫工(河川)」について、これまで施工者希望型を発注者指定型に移行し、2025年度からはICT施工を原則化。
- その他のICT施工対象工種は、取組状況を確認しながら、順次原則化に向けた検討を実施。

<ICT施工原則化に向けたステップ(ICT土工のイメージ)>

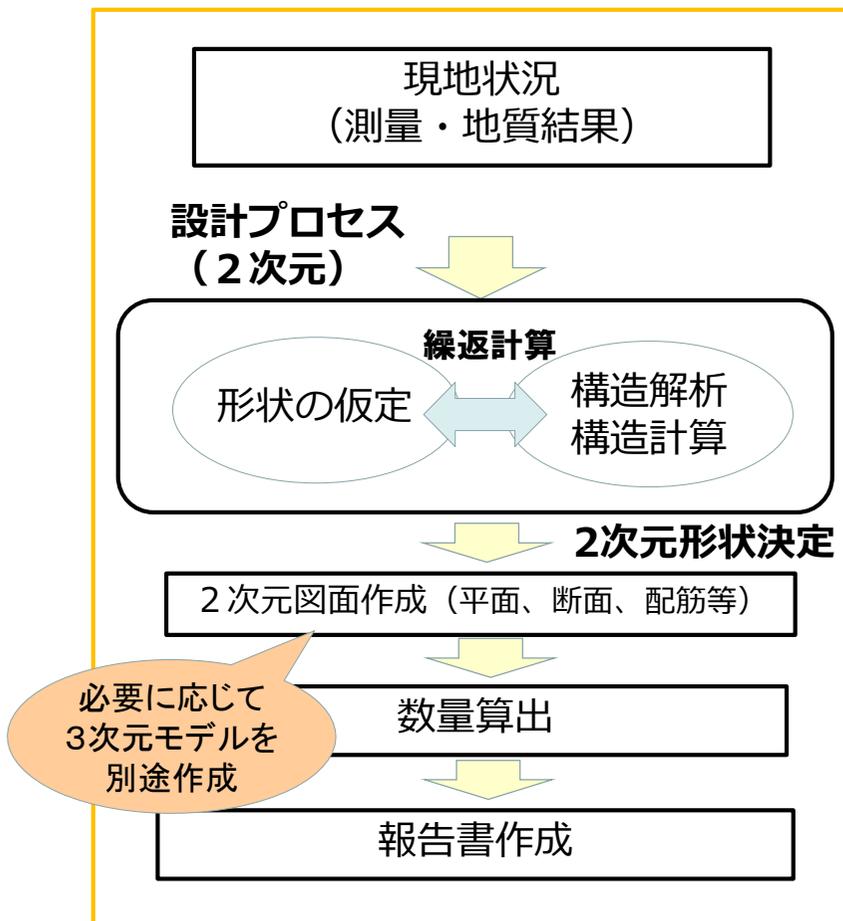


直轄工事において**2025年度**より

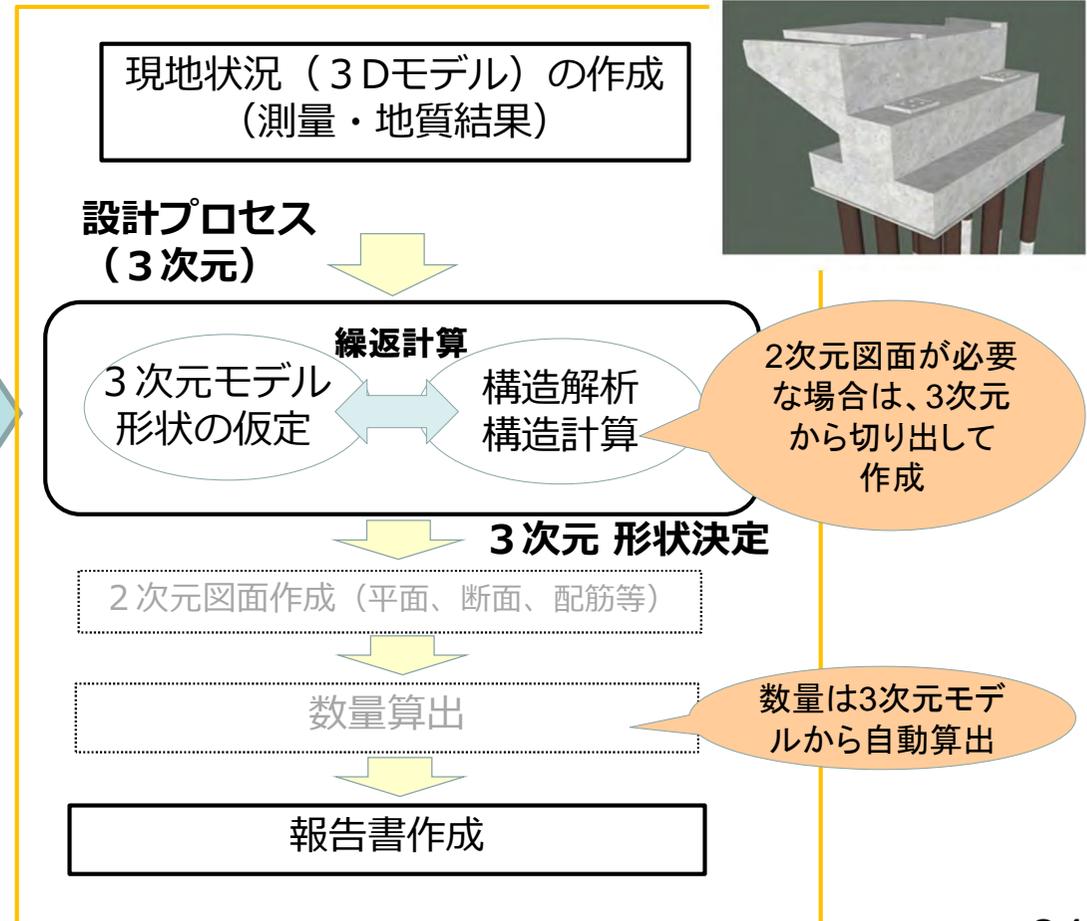
ICT建設機械を使用した**ICT施工の原則化**を**土工**から開始

- 2023年度より、BIM/CIM原則適用を開始し、3次元モデルの活用を本格的に開始。
- 一方で、3次元モデル作成は2次元設計を行ったあとに実施している場合が多い。
- 3次元モデルの標準化に向け、試行業務を実施。

現状



3次元モデルの標準化のイメージ (将来目標)

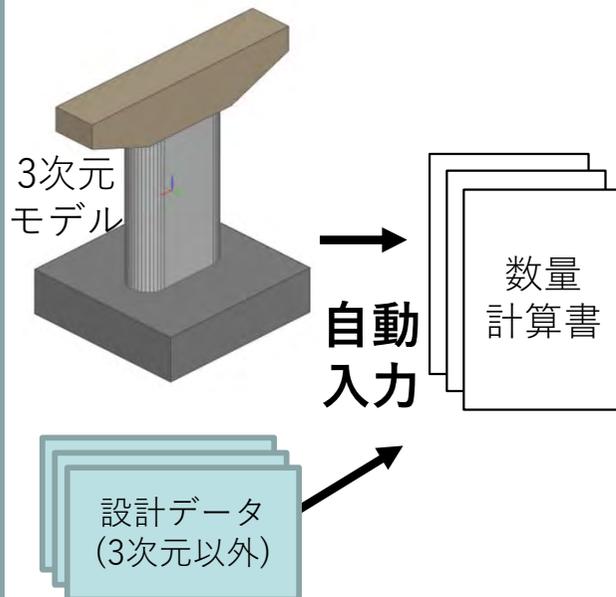


- 2023年度より、原則適用を開始したBIM/CIMをデータプラットフォームとして活用し、デジタルデータを後工程での利用を促進し、作業の効率化を進める。

後工程でのデータ活用例

設計データの積算での活用

積算で3次元モデルなどを活用し、積算に必要な情報を自動で入力



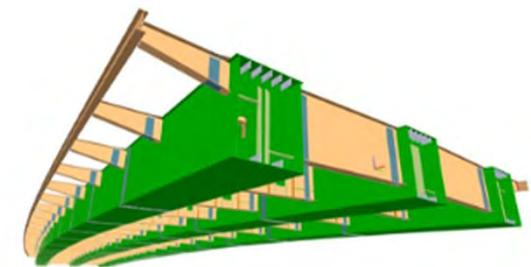
設計データのICT建機での活用

ICT建機で活用するために必要なデータを、設計データから円滑に作成するため、中心線データを横断面のデータをJ-LandXML形式で速やかに貸与



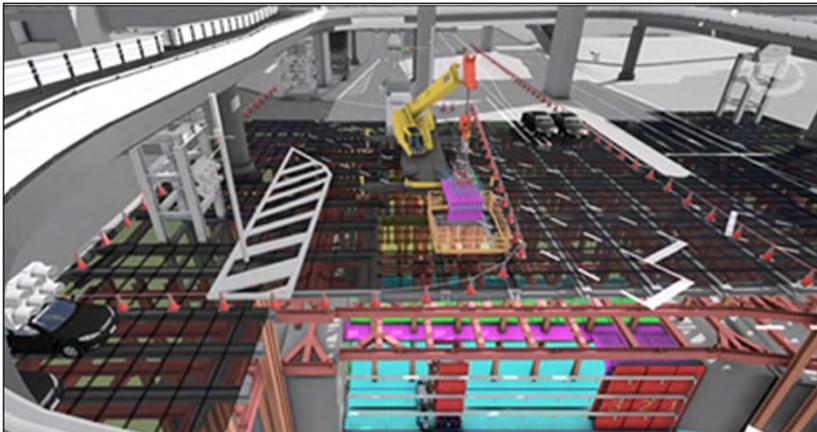
設計データの工場製作での活用

設計データと工場で作成するデータ形式が異なるため、同じデータを再度手入力していたが、中間ファイル作成することで、データの活用を促進する（同じデータを2度入力しない）

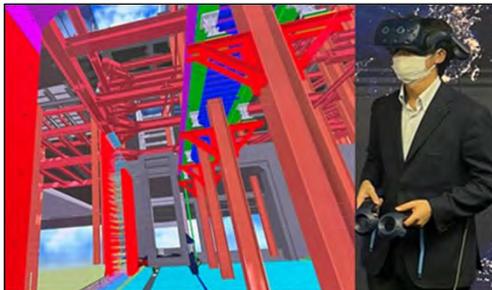


- 最適な施工計画の検討や手戻り防止のため、工程が複雑な工事などはBIM/CIMにより4Dモデルを構築し、事前のシミュレーションやAR・VRの活用により、関係者間で施工イメージを共有し、手戻りやミスの防止、現場作業の効率化を進める。
- デジタルツインを容易に整備できるよう国土交通データプラットフォームの連携データを拡充するとともに、データの提供機能を強化。

BIM/CIMによる施工計画の確認・検討例



4D施工シミュレーションによる最適な施工計画の検討



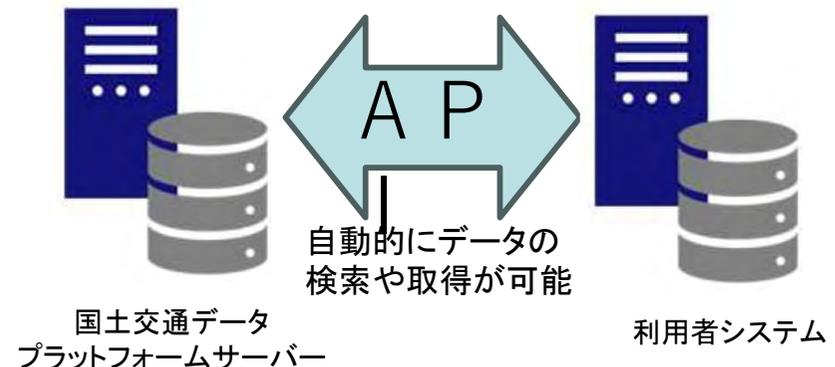
VR（仮想現実）による不具合や安全性の確認



AR（拡張現実）による施工イメージの共有

国土交通データプラットフォーム

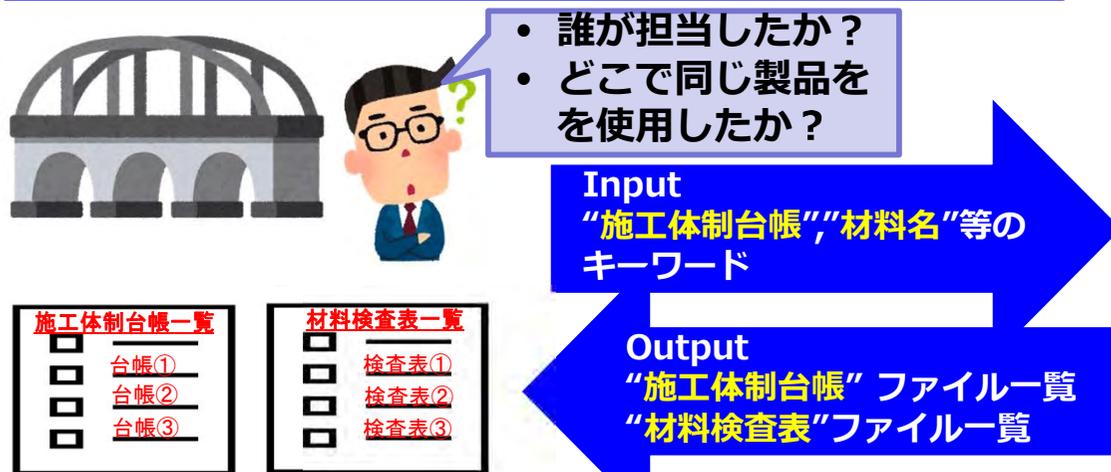
連携データの増加や、データ提供機能の強化により、デジタルツインの構築や各種シミュレーションに必要な情報の一元的な提供を目指す



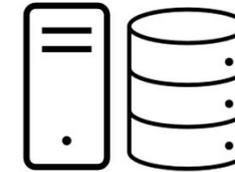
- 電子成果品の打合せ簿ファイルなどから管理項目(ファイル名等)を対象に、施工不良や瑕疵が発生した場合に同じ施工方法や材料、製品等を使った現場を効率良く検索できるようにすることで、より高度な品質管理が確保できるように電子納品・保管管理システムの改良等の検討を進める。

□ データ連携活用の効率化イメージ

活用場面①：関わった技術者や使われた材料の検索



電子成果品 (電子納品保管・管理システム)



□ 検索画面(イメージ)

クリックすると、各業務/工事の概要画面へ遷移

クリックすると各ファイルをダウンロード可能

区分	実施完了年度	設計者コード	業務名称	管理ファイル名	ファイル名
土木	2022	9999999	設計業務	図面管理ファイル	施工体台帳.pdf
土木	2022	9999998	設計業務	図面管理ファイル	施工体台帳.pdf
土木	2023	9999997	設計業務	図面管理ファイル	施工体台帳.pdf
土木	2018	9999996	設計業務	図面管理ファイル	施工体台帳.pdf
土木	2021	9999995	設計業務	図面管理ファイル	施工体台帳.pdf
		9999994	設計業務	打合せ簿管理ファイル	施工体台帳.pdf
		9999993	設計業務	打合せ簿管理ファイル	施工体台帳.pdf
		9999992	設計業務	打合せ簿管理ファイル	施工体台帳.pdf

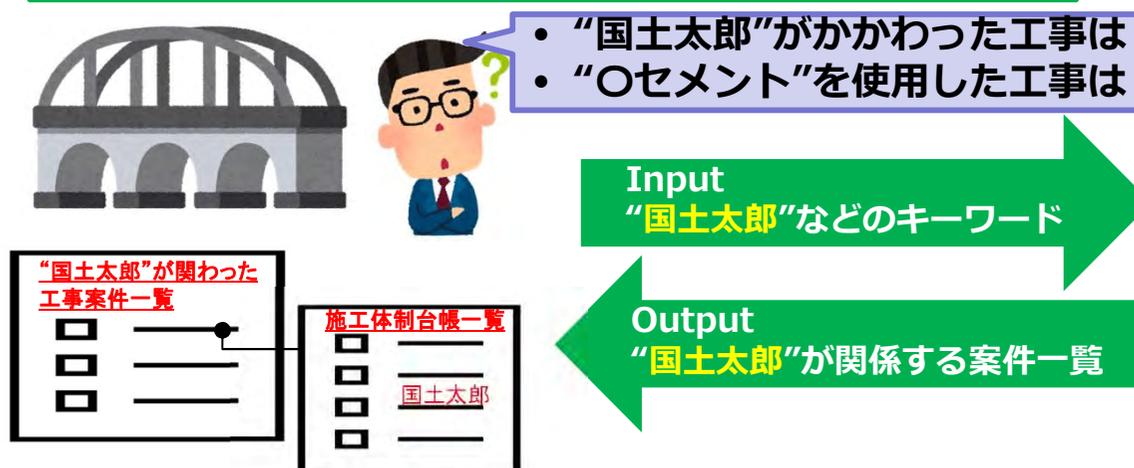
検索項目に「管理ファイル」「オリジナルファイル名」を追加

フルダウン入力

自由入力

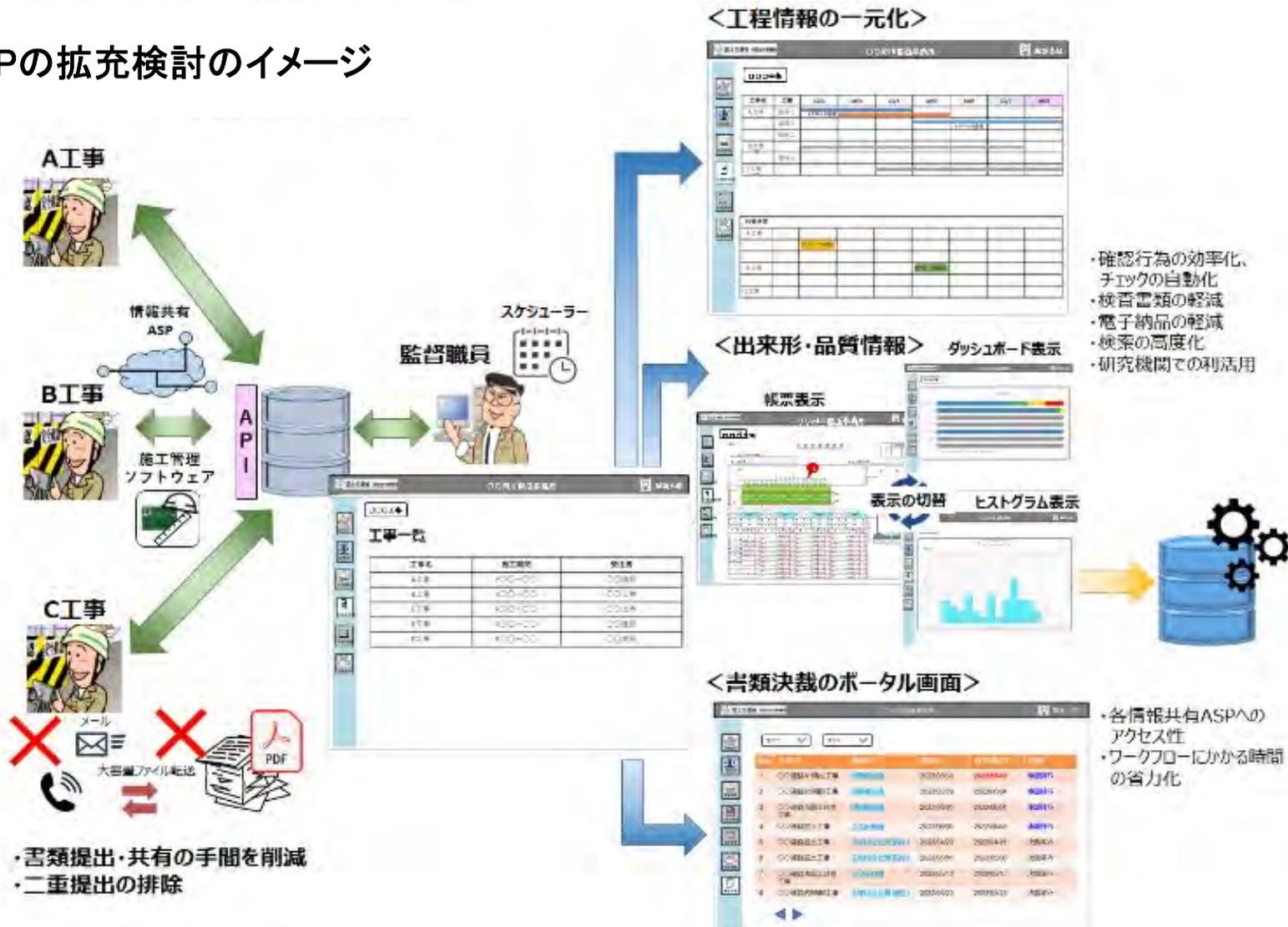
ファイル検索ボタンを追加

活用場面②：他工事への水平展開調査



- 工事の施工中における工程管理、工事書類管理などの機能を備えたアプリをインターネットを通じて受発注者に提供するサービスであるASP(情報共有システム)について、施工管理関連情報(工程、出来形・品質、図面、写真等)のデータアクセス、管理の効率化などの各情報の活用を図り、建設現場のデジタル化・ペーパーレス化を実現するため、プロジェクトチームを立ち上げてASPの拡充検討を進めていく。

ASPの拡充検討のイメージ



今年4月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた5つの支援メニューを実施する。

直轄
工事
での
取組

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化（ASP活用）
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「検査書類限定型工事」の実施拡大

通常検査
検査書類
44種類
検査時に準備

書類限定検査
検査書類
10種類のみ
検査時に準備

※その他の確認は、
施工プロセスチェック等
で代用

3割程度
まで削減

書類限定検査のイメージ

(R4実績調査)

現状

17%	1,128件
83%	5,624件

(n=6,938件)
※対象外: 186件

活用有 活用無

R6~

100%

○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

『2024働き方改革対応相談窓口』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口

『2024働き方改革対応相談窓口』を設置

地域	名称	担当課	電話番号	URL
北海道	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	https://www.~.~
東北	2024働き方改革相談窓口	https://www.~.~
関東	●●●●●●●●●●	https://www.~.~
中部	https://www.~.~
近畿	https://www.~.~
中国	https://www.~.~
四国	https://www.~.~
九州	https://www.~.~

各地整の2024働き方改革対応相談窓口一覧（イメージ）

書類関係業務の積算計上

○工事实施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

自治
体と
の連
携

工事関係書類の標準様式の展開

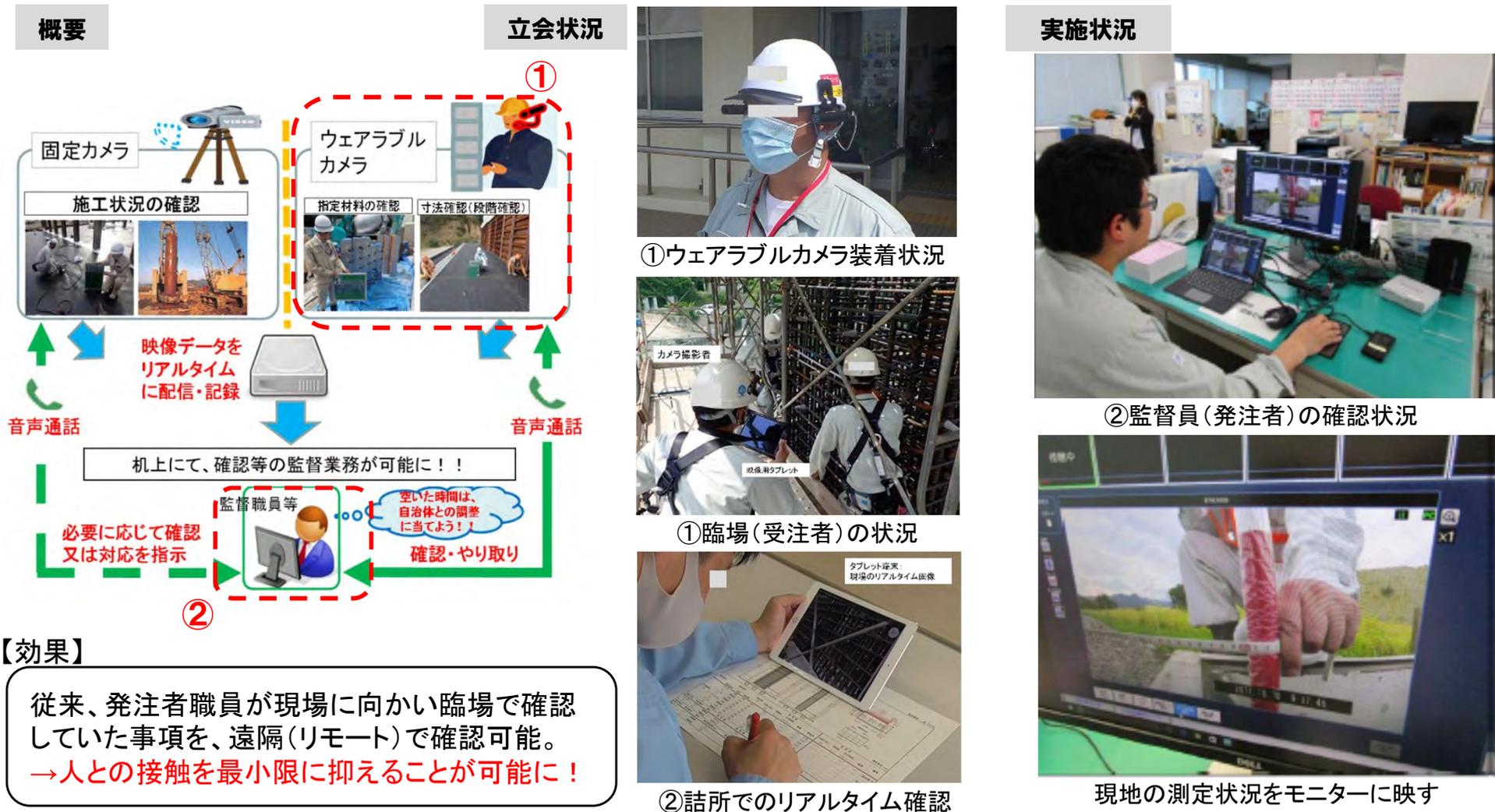
- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う

令和5年度 秋季 九州沖縄ブロック土木部長等会議

3. 施工管理のオートメーション化

—監督検査のデジタル化・リモート化（遠隔臨場）—

- 「建設現場における遠隔臨場の実施要領(案)」及び「同監督検査実施要領(案)」を2022年3月に策定し、2022年度から原則全ての直轄土木工事において適用しているところ。
- 「遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)」及び「同監督検査実施要領(案)」を2024年3月に策定し、2024年度から原則全ての直轄土木工事における検査へ適用する。



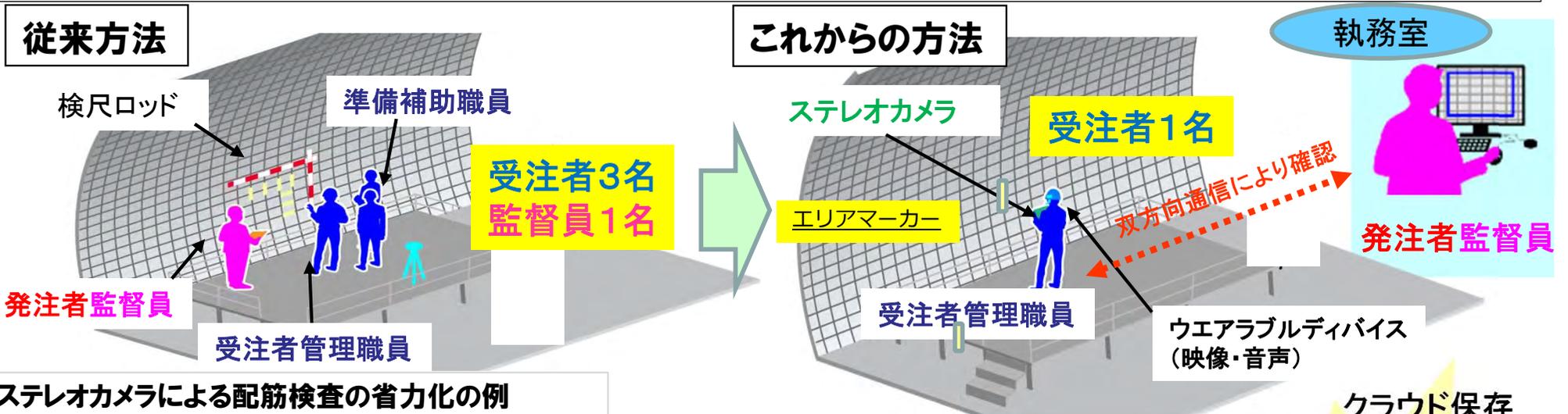
【効果】

従来、発注者職員が現場に向かい臨場で確認していた事項を、遠隔(リモート)で確認可能。
→人との接触を最小限に抑えることが可能に！

3. 施工管理のオートメーション化

— 監督検査のデジタル化・リモート化（デジタルデータを活用した配筋確認の省力化）—

- デジタルカメラで撮影した画像の解析により配筋間隔・本数・径・かぶりなどを計測し、構造物配筋の出来形を確認。（2023年7月本格運用）
- 今後は計測項目の追加や計測精度の向上に向けた技術開発や関連システムとの連携に取り組むとともに、3次元設計データ(BIM/CIM)の適用も検討していく。



ステレオカメラによる配筋検査の省力化の例

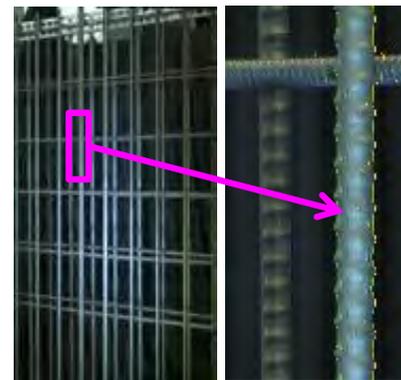


撮影状況



システムイメージ（ステレオカメラ）

画像解析により、鉄筋径やピッチを非接触・効率的に計測可能。



画像中の特徴から鉄筋位置を検出

クラウド保存
（ブラウザ確認）

- ・配筋計測に係る時間を大幅に短縮！
- ・受発注者の現場作業減！

- 大容量データを円滑に利用できるよう、河川道路管理用光ファイバを活用して、日本全国を100Gbpsの高速・大容量回線で接続し、高速ネットワーク環境を末端まで整備する。
- また、災害対応や事業の実施にあたっては、大容量データを活用した現場や自治体等の関係機関との協議や連携も重要であり、衛星コンステレーションの活用も含め関係機関との効率的なネットワーク構築についても検討する。

100Gbps高速ネットワーク整備

- 既設の長距離伝送用光ファイバー網に光中継増幅装置等を増設し、本省及び東北～九州地方整備局に高速ネットワークを構築済。北海道まで延伸する。

クラウドを活用した3D確認

3次元モデルのダウンロード時間

○現在
100Mbps → 約1日

↓

○高速ネットワーク
100Gbps → 90秒

① 減衰した光信号を入力
② 光信号を増幅
③ 増幅した光信号を出力
④ 光信号が伝送距離に応じて減衰

光中継増幅装置のイメージ

100Gbps高速ネットワーク設備のイメージ

—— 整備済み

—— 整備中

末端（出張所）までのネットワーク高速化

出張所

1Gbps → 10Gbps

【働き方改革の推進】

- 工事現場と3次元モデル等の大容量データの交換が可能
- 現場に設置されたカメラを閲覧しながらの工事施工が可能（スムーズな遠隔臨場等）

【国土強靱化の推進】

- 出張所を最前線の災害対応前進拠点として活用（自治体等防災情報の集約拠点）

（出張所における活用イメージ）

例：3次元データを活用した施設整備や管理

3次元点群データ

例：多数の高精細映像を活用した工事施工、災害対応

多数の映像を活用した工事施工

BIM/CIMデータ

最前線の災害対応拠点

【効果事例】 3次元データの取得に時間を要していたものが短時間に取得可能(1TBのデータの場合約1日→90秒(約1/1,000))

- 災害時・障害時等における、迅速な対応を実現するため遠方施設におけるロボットの自動・遠隔操作による設備点検を検討中。
- 国土交通省の施設内にてロボットによる表示ランプやメータリングの確認、スイッチ操作の動作試験を行っており、今後は山岳地や離島の施設における試験を予定。

【従来】

例：移動距離、移動時間
 往復：80km(車移動)+7km(徒歩)
 移動時間(往復) 約6時間
 (三ツ峠無線中継所)

【将来】

現地確認

設備状況を
リモートで監視可能

ロボットによる現地確認を行うことにより、
移動時間が不要 **最大0時間に削減**

事例：山間部無線中継所の設備にて障害発生

・従来の設備障害対応で2回技術者が現地対応していたものが、1回のみとなり対応の迅速化(早期復旧)、人員の拘束時間の減少(省人化)

【従来】

①現地確認

・技術者が現地で確認

【将来】

①現地確認

・ロボットによる遠隔確認

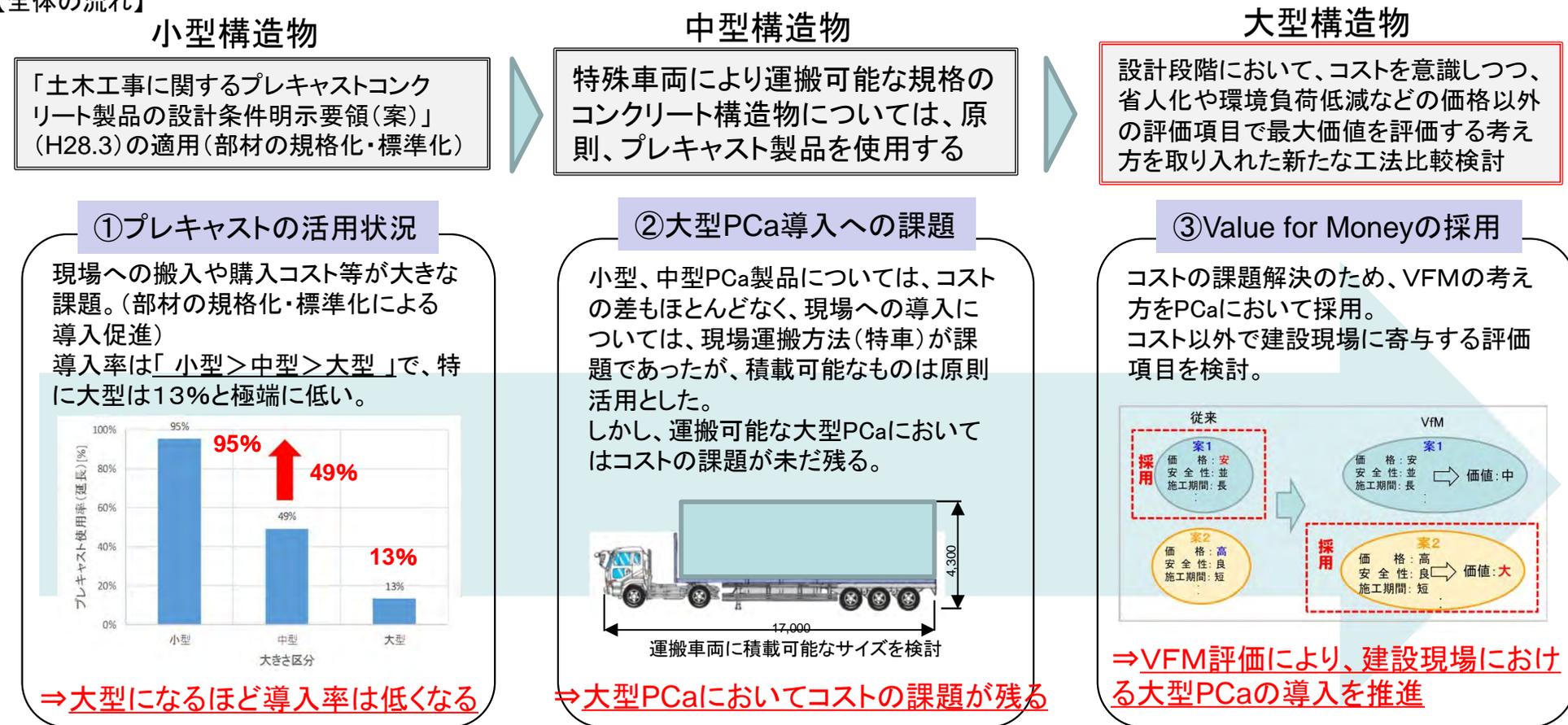
②修理対応

交換部品等を準備し、技術者が現地にて修理対応

本件は電気通信技術ビジョン4の施策です。

- 建設現場において生産性向上を図る上で、従来工法に対してコスト面を中心とした形式や工法を選定していた。
- これからは、コスト(Money)に対して、省人化、働き方改革寄与度、安全性向上、環境負荷低減などの価格以外の価値(Value)を評価する考え方の採用を検討していく。

【全体の流れ】



現場打ち or プレキャスト(一体型・分割)の適切な評価・選定

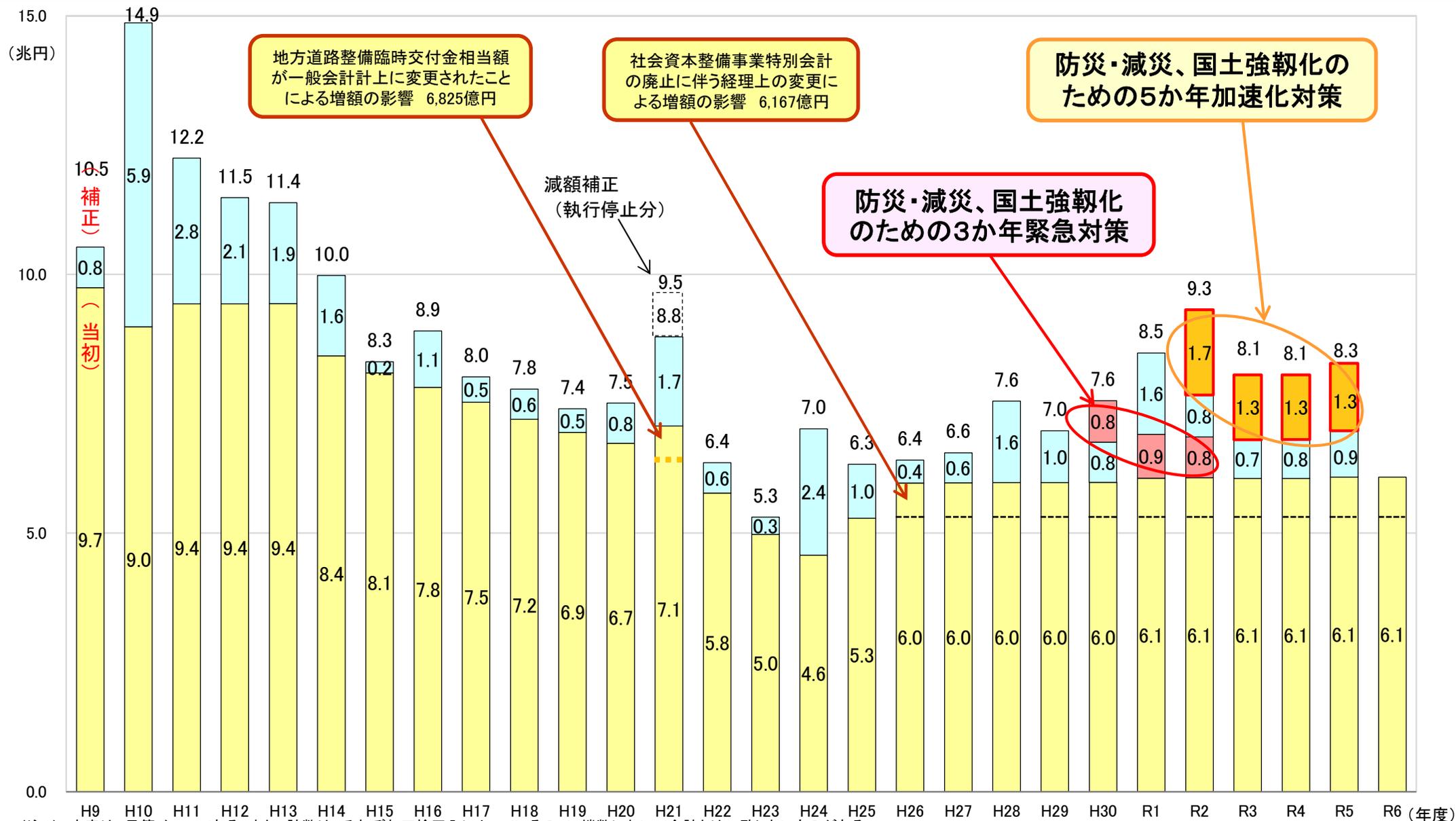
建設業における最近の話題について

令和6年8月7日
国土交通省 九州地方整備局 企画部

1. 令和6年度当初予算《P.2～》
2. 国土強靱化関係について《P.6～》
3. 建設業における働き方改革《P.10～》
4. 円滑な施工体制の確保《P.40～》
5. その他《P.44～》

1. 令和6年度予算

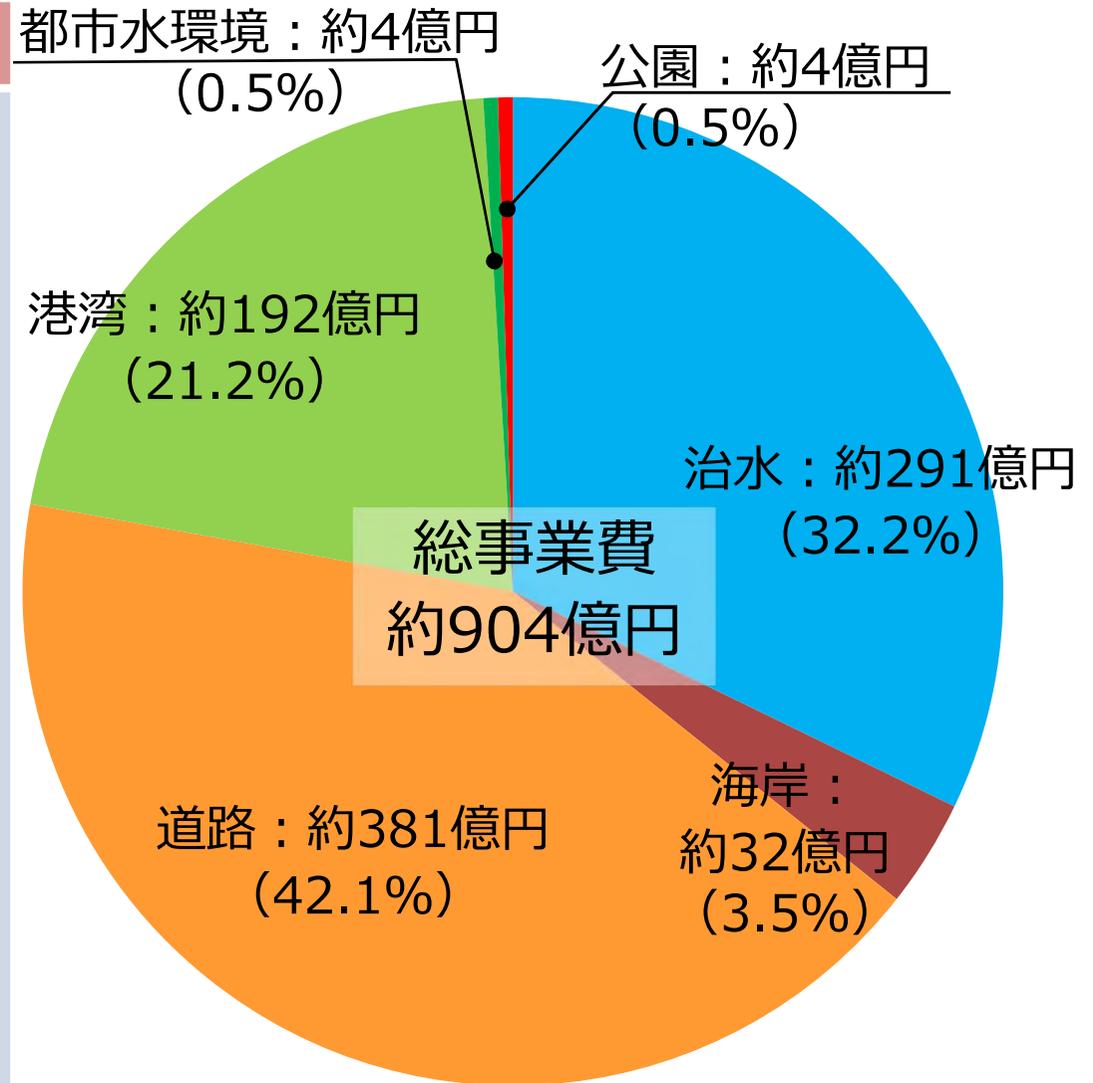
公共事業関係費(政府全体)の推移



(注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
 (注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 (注3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～4年目は、それぞれ令和2～5年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む。
 (注4) 令和3年度当初予算額(6兆549億円)は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。
 (注5) 令和4年度当初予算額(6兆574億円)は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。
 (注6) 令和5年度当初予算額(6兆801億円)は、生活基盤施設耐震化等交付金202億円を行政経費から公共事業関係費へ組替えた後の額であり、生活基盤施設耐震化等交付金を除いた場合、6兆600億円である。

令和5年度補正予算の基本方針

- ・「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、取り組む施策として掲げられた
 - I. 物価高から国民生活を守る
 - II. 地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する
 - III. 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する
 - IV. 人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する
 - V. 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保するの五つの柱について、各項目の実施に必要な経費を計上している。
- ・なお、現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施については、各項目を実施するための個々の事業の中で必要な経費を措置している。
- ・なお、補正予算の執行に当たっては、改正品確法の趣旨を踏まえ、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成等に配慮しつつ、円滑な施工の確保や予算の早期執行に万全を期する。このため、適正価格での契約、地域企業の活用に配慮しつつ適切な規模での発注等に取り組む。あわせて、早期発注を通じた施工時期の平準化、新技術導入やICTの活用によるi-Constructionの推進、適切な工期設定等による週休2日の実現等の働き方改革に取り組む。



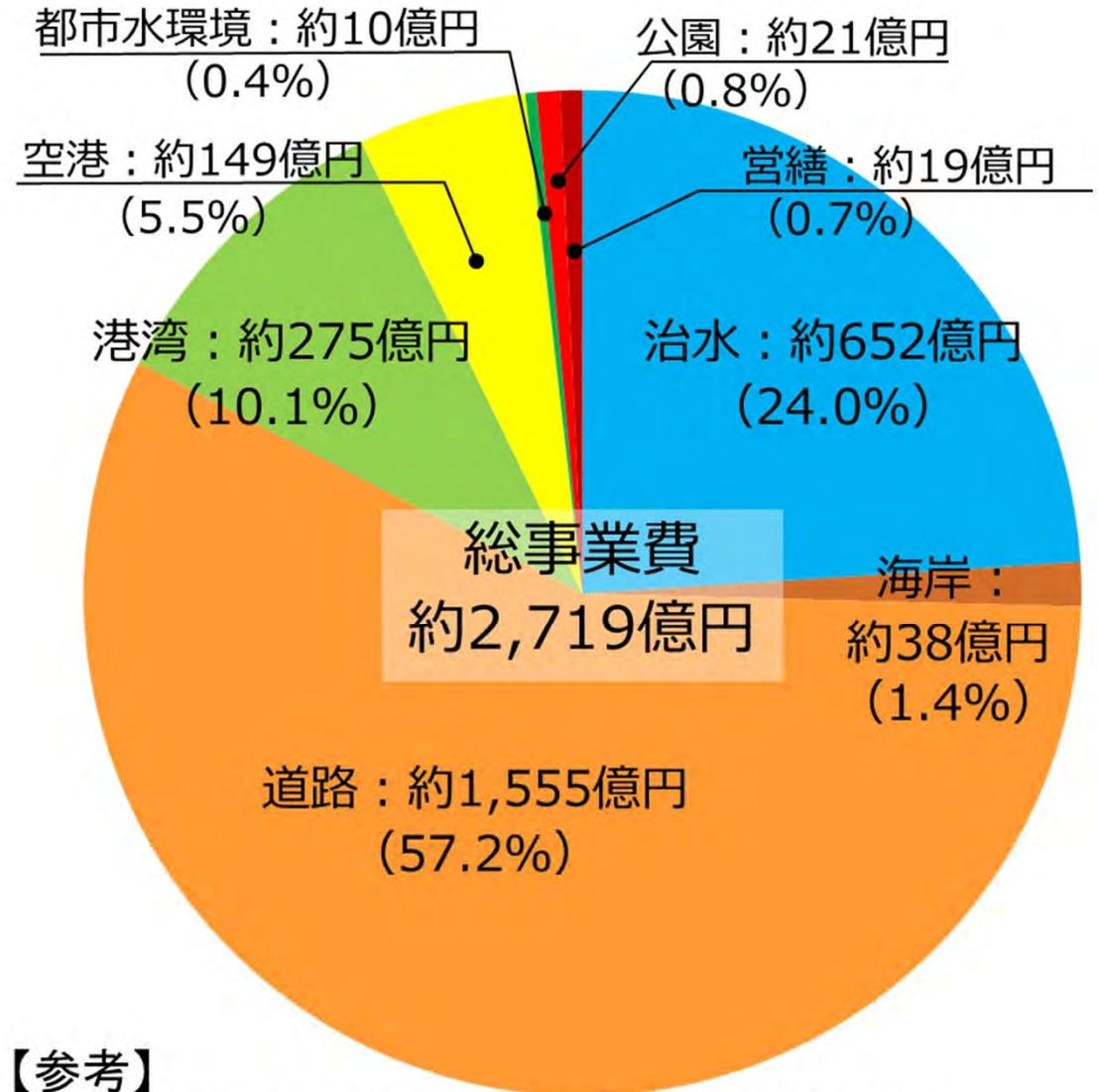
【参考】

令和5年度 国土交通省関係補正予算(全国)
直轄事業:6,189億円

※直轄事業のみ ※ゼロ国債除く
※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

令和6年度予算の基本方針

- ・ 令和6年度九州地方整備局関係予算については、「令和2年7月豪雨等からの復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」に重点をおき、施策効果の早期発現を図ります。
- ・ 令和2年7月豪雨、令和5年7月豪雨等による被災地の復旧・復興に総力を挙げ、基幹インフラの整備等、引き続き着実に事業を推進します。また、多様な災害リスクに対し、安全・安心な社会の実現を目指すために、インフラの老朽化対策をはじめ「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に推進します。
- ・ 生産性の向上や民間投資の誘発等のストック効果が高い社会資本整備の戦略的な推進やグリーン化施策等による経済好循環、コンパクトシティの推進等による誰もが安心して暮らせる生活環境の整備等に取り組みます。



【参考】

令和6年度 国土交通省関係当初予算(全国)

直轄事業: 25,486億円

※直轄事業のみ ※ゼロ国債除く
※計数はそれぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 国土強靱化関係について

5か年加速化対策(加速化・深化分)の進捗状況

【令和5年11月時点の集計】

区 分	事業規模の目途 〈閣議決定時〉	〈1年目〉 令和2年度第3次補正等		〈2年目〉 令和3年度補正等		〈3年目〉 令和4年度第2次補正等		〈4年目〉 令和5年度補正等		累 計
		事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(加速化・深化分)	おおむね15兆円程度 (うち国費は7兆円台半ば)	約4.16兆円	約1.97兆円 [約1.65兆円]	約3.02兆円	約1.52兆円 [約1.25兆円]	約2.70兆円	約1.53兆円 [約1.25兆円]	約2.36兆円	約1.52兆円 [約1.30兆円] 注3	事業規模 約11.8兆円 (うち国費 約6.2兆円)
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約1.82兆円	約1.17兆円	事業規模 約9.5兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	事業規模 約2.0兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.2兆円

(注1) 事業規模には財政投融資によるものも含まれる。

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

(注3) 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む。(累計には含まない)

(□=改正部分)

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

- 策定手続
- ◆案の作成(推進本部) ◆閣議決定
- 記載事項

脆弱性評価の実施

※国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

脆弱性評価の結果の検証
評価結果に基づき策定

調和

改正部分

国土強靱化実施中期計画の策定

- 政府において、以下の内容とする中期計画を定める。
- ① 計画期間
- ② 計画期間内に実施すべき施策の内容・目標
- ③ 施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、②のうちその推進が特に必要となる施策の内容・事業規模

国土強靱化地域計画の策定

※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。
[都道府県・市町村が作成]

指針となる

指針

国の他の計画

(国土強靱化基本計画を基本とする)

都道府県・市町村の他の計画

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靱化推進本部の設置

※国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官,国土強靱化担当大臣,国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣
※本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

改正部分

- 国土強靱化推進会議の設置
- (附則) 施策の実施状況の評価の在り方の検討・必要と認めるときはその結果に基づいて所要の措置

令和5年7月28日 閣議決定

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの**基本目標**を設定し、取組全体に対する**基本的な方針**を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

① 人命の保護	②国家・社会の 重要な機能 が致命的な障害を受けず 維持 される	③国民の財産及び公共施設に係る 被害の最小化	④ 迅速な復旧復興
----------------	--	-------------------------------	------------------

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

①国土強靱化の理念に関する主要事項 ○「自律・分散・協調」型社会の促進 ○事前復興の発想の導入促進 ○地震後の洪水等の複合災害への対応 ○南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応	②分野横断的に対応すべき事項 ○環境との調和 ○インフラの強靱化・老朽化対策 ○横断的なリスクコミュニケーション(災害弱者等への対応)	新規 ③社会情勢の変化に関する事項 ○気候変動の影響 ○グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現 ○国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給 ○SDGsとの協調 ○デジタル技術の活用 ○パンデミック下における大規模自然災害	④近年の災害からの知見 ○災害関連死に関する対策 ○コロナ禍における自然災害対応
--	---	---	---

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る 防災インフラ (河川・ダム、砂防・治山、海岸等)の 整備・管理	経済発展の基盤となる 交通・通信・エネルギー など ライフラインの強靱化	新規 デジタル等新技術 の活用による 国土強靱化施策の高度化	災害時における 事業継続性確保 を始めた 官民連携強化	新規 地域における防災力の一層の強化 (地域力の発揮)
---	--	--	---	------------------------------------

脆弱性評価(第2章)

○本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施
 ○4つの基本目標の達成のために、6つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、**12の個別施策分野・6の横断的分野**も設定

国土強靱化の推進方針(第3章)

○12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

○PDCAサイクルにより、**35施策グループ**の推進方針、主要施策、重要業績指標等を「**年次計画**」として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
 ○「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」により取組の更なる加速化・深化を図る
 ○社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね**5年ごと**に、計画内容の**見直し**を行う

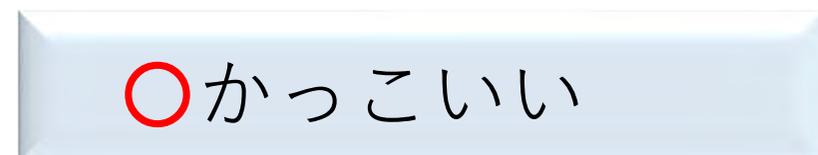
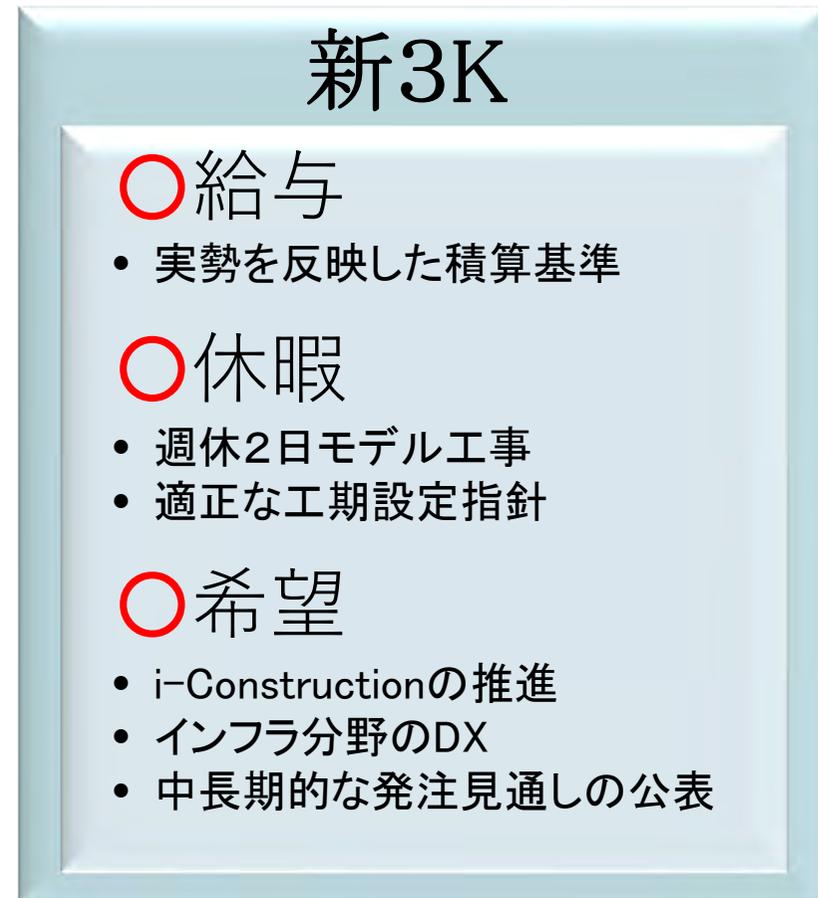
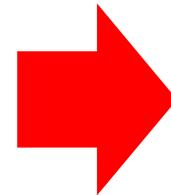
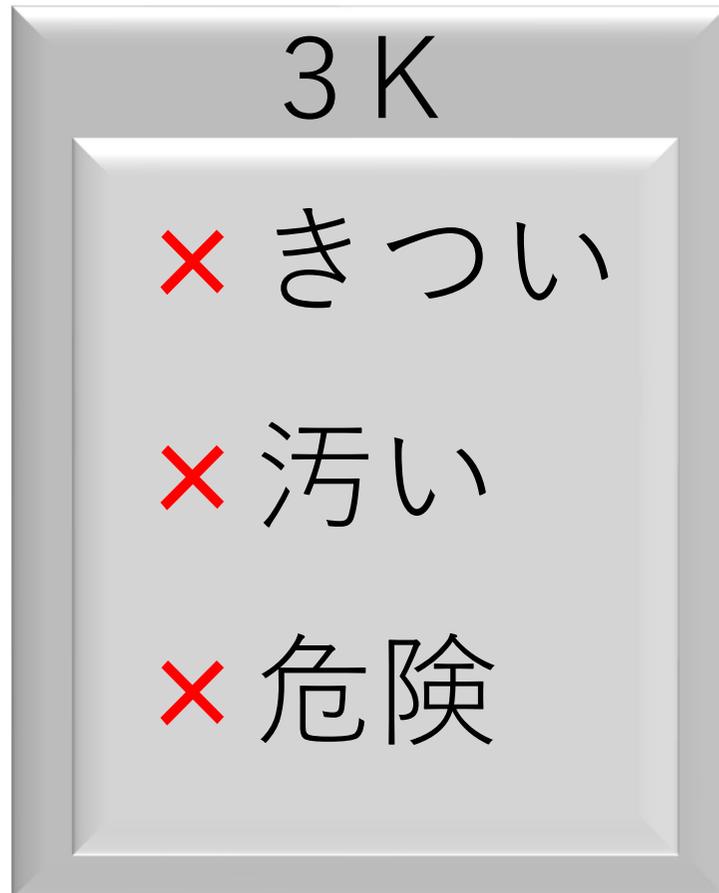
12の個別施策分野

1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信 7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(土地利用)

6の横断的分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 **F.デジタル活用(新規)**

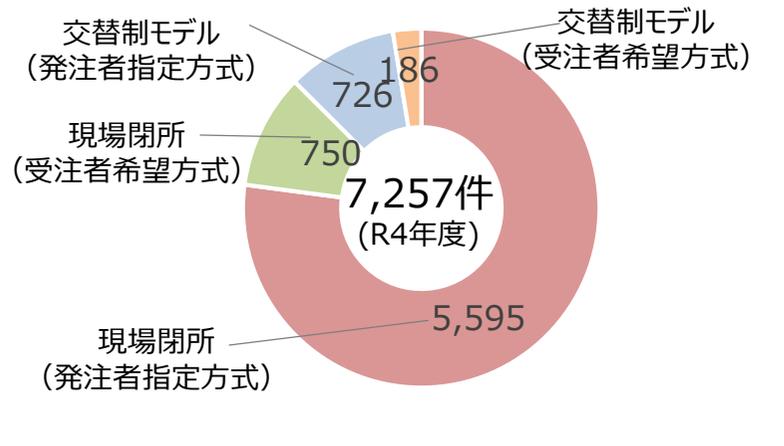
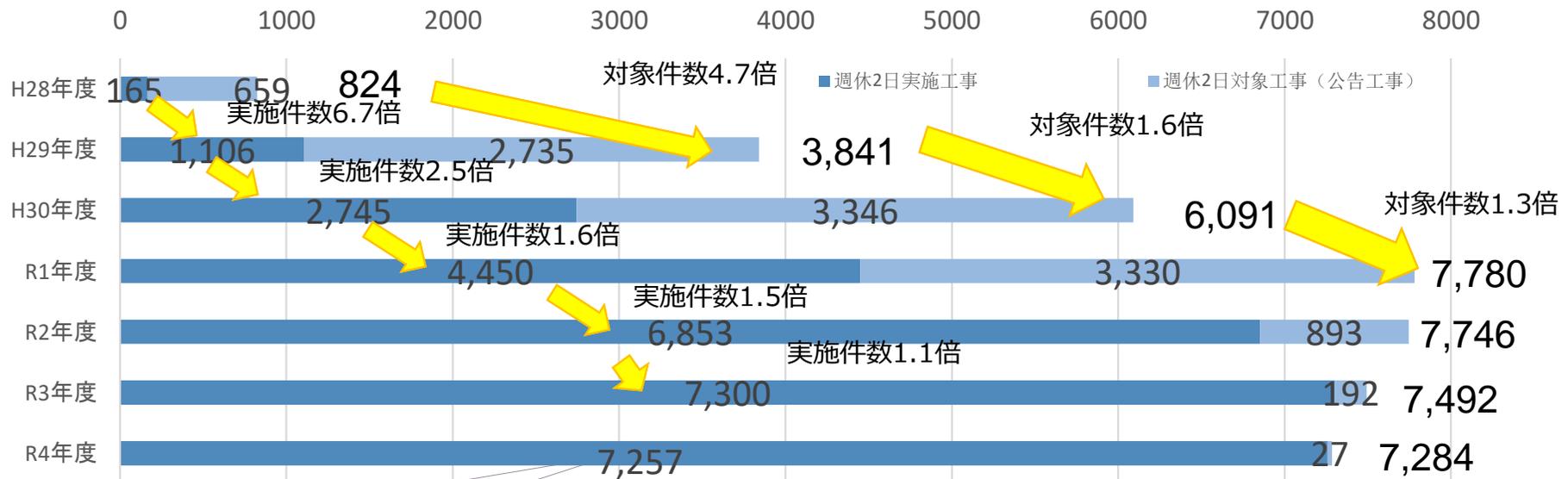
3. 建設業における働き方改革



週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
 ※令和4年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

週休2日とは・・・

○週休2日の定義

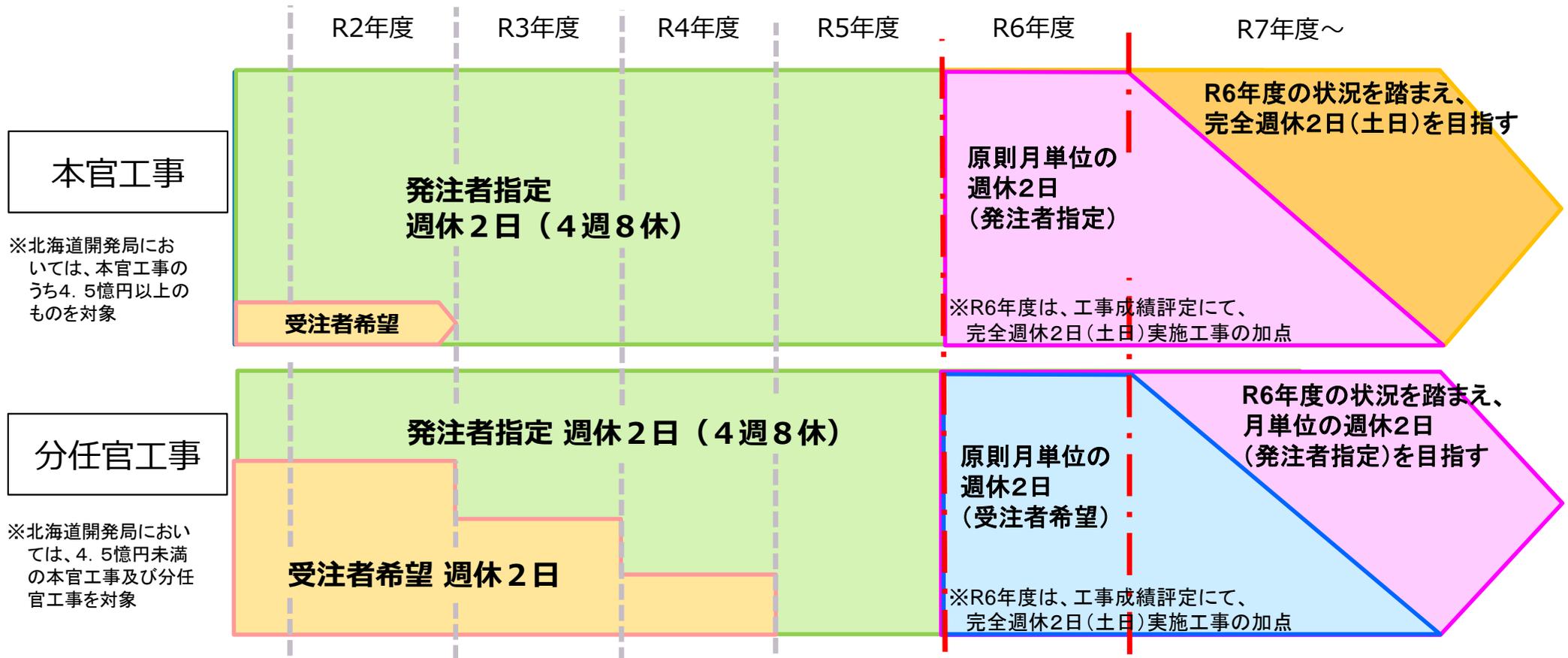
用語	定義
完全週休2日 (土日閉所)	対象期間において、 土日 を現場閉所し 4週8休以上の現場閉所を行った と認められる状態をいう
週休2日 (現場閉所)	対象期間において、 4週8休以上の現場閉所を行った と認められる状態をいう
週休2日 (交替制)	技術者及び技能労働者が 交替しながら4週8休以上の休日 を確保する取組をいう

○週休2日工事とは

用語	定義
月単位の週休2日 適用工事 (現場閉所)	全ての月で週休2日の現場閉所に取り組み 、現場閉所の達成状況に応じて経費の補正を行う工事
通期の週休2日 適用工事 (現場閉所)	対象期間内において、週休2日の現場閉所に取り組み 、現場閉所の達成状況に応じて経費の補正を行う工事
月単位の週休2日 交替制適用工事	全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組み 、休日の確保状況に応じた経費の補正を行う工事
通期の週休2日 交替制適用工事	対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組み 、休日の確保状況に応じた経費の補正を行う工事

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R5年度までに工期全体（通期）の週休2日が標準化されたことから、R6年度より月単位の週休2日を推進
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休2日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休2日工事の発注方針（イメージ案）



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%(9日/31日)

32.2%
(29日/90日)

「月単位で週休2日を達成していない工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%(7日/31日)

30.0%
(27日/90日)
※工期全体では達成している

なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

(例1)

黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.8%(8日/31日)

→現場閉所8日≥土日計8日

→月単位で4週8休を達成

(例2)

■:期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.0%(3日/12日)

→現場閉所3日≥土日計2日

→月単位で4週8休を達成

(例3)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

<現場閉所>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03		労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02		労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

<交替制>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 現場管理費:1.01		労務費:1.02 現場管理費:1.02		労務費:1.04 現場管理費:1.03
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

※柔軟な休日の観点から、**工期の一部で現場閉所から交替制に途中変更する試行について、月単位の週休2日適用工事にも対象拡大**

【参考】柔軟な休日の設定（九州地整試行工事）

閉所と交替制の柔軟な活用（R5～）

○該当工事があれば技術管理課へ相談

⇒ 週休二日（現場閉所）の工事において、受注者に責めの無い事象（災害等）により、工期の一部期間で「交替制」とせざるを得なかった場合、通常は残工期は「交替制の補正係数」が適用（≒減額）されるが、当該試行工事では当初の「閉所」の補正率を計上

災害の発生により
週休2日の閉所が
困難に

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	閉所 交替	閉所	閉所	...



従来： 「現場閉所」の補正率を「交替制」の補正率へ変更（≒減額）

試行工事： 「現場閉所」の補正率のまま（※受注者の責ではない場合に限る）

【参考】現場閉所による週休2日工事の補正係数

- 現場閉所による週休2日に取り組む工事は、週休2日に取り組まない工事に比べ工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費(賃料)が官積算の計上額とかい離する可能性がある。
- また、週休2を進めるためには、月当たりの労働日数の減少による労働者の収入の減少等によって、労働力の確保に懸念が生じないよう、労働力の確保に要する必要経費を適切に見積もる必要がある。
- そのため、工期日数の延長等に要する経費として、現場閉所の状況に応じて、共通仮設費、現場管理費(H29年度より)、労務費、機械経費(賃料)(H30年度より)に補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 令和6年度より、新たに月単位の週休2日の補正係数を設定。

<R5年度以前発注工事適用>

<R6年度発注工事適用>

現場閉所率(※1)	<R5年度以前発注工事適用>			<R6年度発注工事適用>	
	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)	【通期】4週8休以上 (28.5%以上)	月単位の週休2日 (月毎で28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.04	1.06	1.03	1.05

(※2)上記の補正のほか、完全週休2日(土日)閉所を実施した工事については、工事成績評定において加点評価

$$(※1)現場閉所率(\%) = \frac{\text{現場閉所}(※3)日数}{\text{対象期間}(※4)}$$

(※3)現場閉所

- ・巡回/パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
- ・降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含める

(※4)対象期間

- ・工事着手日から工事完成日までの期間
- ・なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない

【参考】週休2日交替制工事の補正係数

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。
- 交替制による週休2日を進めるためには、月当たりの労働日数の減少による労働者の収入の減少等によって、労働力の確保に懸念が生じないよう、**労働力の確保に要する必要経費**を適切に見積もる必要がある。
- そのため、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、工事従事者の休日の確保状況に応じ、R1年度より**労務費**に対して補正係数を設定。
- また、R3年度は、労働力の確保に要する必要経費として**新たに現場管理費の補正係数を設定**。
- 令和6年度より、**新たに月単位の週休2日の補正係数を設定**。

<R5年度以前発注工事適用>

<R6年度発注工事適用>

休日率(※1)	<R5年度以前発注工事適用>			<R6年度発注工事適用>	
	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)	【通期】4週8休以上 (28.5%以上)	月単位の週休2日 (月毎で28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05	1.02	1.04
現場管理費	1.01	1.02	1.03	1.01	1.03

(※2)上記の補正のほか、対象期間内に現場に従事した全ての技術者および技能労働者が、月単位の週休2日を達成した工事については、工事成績評定において加点評価

$$(※1) \text{ 休日率}(\%) = \text{技術者・技能労働者の平均休日数}(\text{※3}) \div \text{対象期間}(\text{※4})$$

(※3)技術者・技能労働者の平均休日数

- ・対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が取得した休日の平均日数
- ・ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする

(※4)対象期間

- ・工事着手日から工事完成日までの期間をいう

円滑な事業執行に向けた取り組み【主な項目】

<p>〈全 般〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の新たな取り組み [NEW] <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上(≒時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築 ◇「2024働き方改革対応相談窓口」の設置について [NEW]
<p>〈入札契約〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇総合評価落札方式の適切な運用等 ◇地域企業の活用に留意した適切な規模・内容での発注 ◇実績の少ない者の受注機会拡大を図るチャレンジ型の適切な活用 ◇一括審査方式の積極的活用
<p>〈設計積算〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇当初発注から積極的に見積を活用 ◇特別調査による資機材単価の事前公表 ◇「見積の徴収等により設定した材料単価」の公表不可 [NEW] <ul style="list-style-type: none"> ※R6.4.1以降に入札公告等を行う工事に適用 ◇適正な工期設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の原則活用 ◇令和6年度の直轄土木工事の発注方針 [NEW] <ul style="list-style-type: none"> ・月単位の週休2日推進 ※R6.4.1以降に入札公告等を行う工事に適用 ◇統一現場閉所の取り組み [NEW]
<p>〈施工段階〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇監理技術者の途中交代の緩和(工事目的物の施工完了時点での交代可能) ◇書類限定検査の実施の標準化 <ul style="list-style-type: none"> (工事工程表等41種類→工事品質に関わる資料を中心に10種類に限定) ◇建設現場の遠隔臨場の実施 ◇工事関係書類の統一化 [NEW] ◇工事及び業務における現場環境改善(ウィークリースタンス)の取組 [NEW]

- ①生産性向上(=時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築
⇒・5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称:5(ファイブ)ルール】
・上記基準の適正運用を促すポイント集【通称:勘所】
 - ②2024問題に特化した“OODAループ”による集中管理
⇒・5ルールの周知や運用状況の確認、改善点などの情報収集と必要により迅速なフォロー
- ※取り組み内容は、九州地方整備局HP内で公開(URL:https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaiaku.html)



工 事 の 適 正 執 行 の た め の ^{かんどころ} 勘 所

I . 品 確 法 に 定 め ら れ た、『発注者の責務』を再認識しましょう！

- 予定価格の適正な設定（必要な費用の計上、見積りの活用）
- 歩切の根絶（現場状況に即した積算）
- 低入札価格調査基準価格（自治体：最低制限価格）の設定・活用の徹底等
- 施工時期の平準化（国債、繰越活用）
- 適正な工期設定（週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程）
- 適切な設計変更（適切な工期確保（延期）・適切な増額変更）
- 発注者間の連携体制の構築（三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加）

Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法(品確法／建設業法／入契法)」が改正された。一方、令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

設計段階

◆ 「工期」「価格」は適切か？

- _工期設定支援システムを活用し、**複数班施工等の工事は、必要な経費を計上**
- _地域の実情等(出水期、地域の祭り、片付け等)に応じて**必要な作業不可日を計上**
- _平準化・余裕を勘案し工期設定(繁忙期避け)国債等を積極活用**(余裕工期を原則設定)**
- _標準歩掛が適用できない現場は、**見積により現場条件に応じた価格設定**

◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

- _着手後の変更も想定した上で、**事前に明確にしておくべき当初条件も記載**
- _施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シートの内容を組織的にチェック**

施工段階

◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

- _ **工事工程クリティカルパスを共有**し、受注者の責によらない工程に影響する事案発生の場合は**工期及び費用を適正に変更**
- _ 先ずは当該工事に関する設計の考え方と課題を**現場技術員(監督補助)も含めて共有**
- _ 事業は段取り八分。**ワンデーレスポンス(回答時期の明確化を含む)を徹底**
ウィークリースタンスを適用

- ① 依頼日・時間及び期限に関すること
- ② 会議・打合せに関すること
- ③ 業務時間外の連絡に関すること

◆ 円滑な協議対応

◆ 設計変更資料の役割分担

- _ 必要以上の情報を求めぬよう、**早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論**
- _ 上記会議では**資料作成等の役割分担を明確化**
- _ 発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、**必要な経費を計上したうえで第三者を活用** ……………【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

完成時

◆ 完成検査

- _ 契約事項を理解したうえで、**「検査書類限定型」(10書類)を活用した工事検査**

IV.現場における留意点

【工事内容に見合う対価】

■変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などはあってはならない

⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に（増工）設計変更を行う。

○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場（出張所長・建設監督官）と発注担当課は常に情報共有

注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

■変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」にも影響

○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること

注意：・設計変更協議会で変更権限のある職員の下、内容の確認を行うこと

■過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは設計変更の対象とする

⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更（適切な工期確保・適切な増額変更）」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある

○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることから、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

IV.現場における留意事項

【生産性向上】

■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしでプレキャストを採用してよい

⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用
ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る

○大型プレキャストの場合は、VFM比較(例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/メンテナンス費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc)により有利であればプレキャストの導入が可能

注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、中型までの一般的な製品であれば変更可能
【心配であれば技術管理課へ相談】

【技術者交代】

■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒○以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

- ①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合(時期を問わず途中交代が可能)
- ②受注者の責によらない契約事項の変更(工期延長)を伴う場合、交代が合理的な場合
- ③工程上一定の区切りと認められる(品質・出来形管理が必要な工種完了)場合

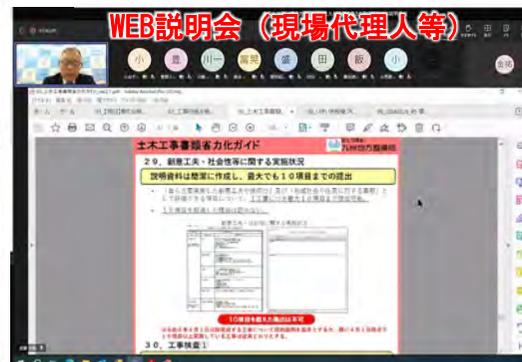
注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。
・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。
なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。

働き方改革に向けたブロック説明会の実施状況

- 働き方改革に向けた九州地整の新たな取り組みに関する説明会（対象：担当職員・支援業務受注者・建設業協会）を県ブロック毎に実施
- 現契約工事の現場代理人・監理技術者を対象としたWEB説明会
- 説明会動画をYouTube配信【九州地整HP：https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikataikaku.html】
- 昨年度説明会時に頂いた意見について、QAを作成し、九地州整HPで公開【九州地整HP：https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikataikaku.html】



ブロック	開催日	事務所		建設業協会			WEB説明会					
		開催日	出席者(担当職員・現場技術員)	出席者数	開催日	出席者	出席者数	開催日	出席者	出席者数		
福岡県	2月9日(金)	本局、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、九州技術事務所、福岡国道事務所、有明海沿岸国道事務所	35	福岡県建設業協会	2月8日(木)	会長、副会長ほか	40	2月29日(木)	現場代理人等	462		
	2月20日(火)	本局、福岡国道事務所、北九州国道事務所、遠賀川河川事務所、有明海沿岸国道事務所、筑後川ダム統合管理事務所、国営海の中道海浜公園事務所	83									
佐賀県	3月7日(木)	佐賀国道事務所、武雄河川事務所、佐賀河川事務所、有明海沿岸国道事務所、国営海の中道海浜公園事務所	50	佐賀県建設業協会	3月7日(木)	会長、副会長ほか	39					
長崎県	3月6日(水)	長崎河川国道事務所	48	長崎県建設業協会	3月6日(水)	会長、副会長ほか	36					
熊本県	2月5日(月)	熊本河川国道事務所、菊池川河川事務所、阿蘇砂防事務所、緑川ダム管理所	41	熊本県建設業協会	2月5日(月)	会長、副会長ほか	66	YouTube配信				
	2月5日(月)	八代河川国道事務所、川辺川ダム砂防事務所、立野ダム工事事務所、八代復興事務所、熊本河川国道事務所	34					配信日	集計時点	視聴数		
大分県	2月27日(火)	大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、山国川河川事務所	55	大分県建設業協会	3月15日(金)	会長、副会長ほか	40	3月5日(火)	5月30日(木)	1319		
宮崎県	12月25日(月)	宮崎河川国道事務所	34	宮崎県建設業協会	2月21日(水)	会長、副会長ほか	48					
	2月22日(木)	延岡河川国道事務所	40									
鹿児島県	1月10日(水)	鹿児島国道事務所、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所	41	鹿児島県建設業協会	3月11日(月)	会長、副会長ほか	66	その他講演会にて多数の説明会実施				
	3月12日(火)	大隅河川国道事務所	47									
			小計	508	小計			335	小計			1,781
											総計: 2,624名	



働き方改革に向けた事務所の取り組み事例

- 昨年度、各県ブロック単位(発注者・現場技術員・建設業協会)、現場代理人等へ「働き方改革の九州地整の新たな取組み」キャラバン実施
さらに、説明会動画をYouTube配信し、整備局HP・イントラにて周知・浸透を図った。
- 今年4月より建設業における時間外労働の上限規制が適用されることから、2事務所にて説明会を開催し、有明海沿岸国道事務所では、**管内関係自治体にも参加頂き**、施工者向け説明会の中で、「発注者が働き方改革に関する取組みを実践すること」等の**「実践宣言」**を行っている。

～働き方改革のための「五つの運用基準(通称:5ルール)」&「勘所」～

●生産性向上を実感するための運用基準

- ①働き方改革のための5つの運用基準(通称:5ルール)
- ②工事の適正執行のための勘所
- ③工事図書等作成支援の手引き



●有明海沿岸国道の取組み



●熊本河川国道の取組み



■熊本河川国道事務所による説明会(合計:約60名)

- ・日程: 令和6年4月10日(水)
- ・出席者: 事務所職員、現場技術員(監督補助ほか)
- ・マスコミ: 九建日報

■有明海沿岸国道事務所による説明会(合計:約120名)

- ・日程: 令和6年5月24日(金)
- ・出席者: 事務所職員、現場技術員(監督補助ほか)
施工業者43社
管内6自治体(佐賀市、大川市、柳川市、みやま市、大牟田市、荒尾市)
大牟田労働基準監督署
- ・マスコミ: 九建日報、佐賀建設新聞、有明新報

■大分河川国道事務所による説明会(合計:約45名)

- ・日程: 令和6年6月12日(水)
- ・出席者: 事務所職員、現場技術員(監督補助等)



適切な設計変更のために① ～施工条件明示の徹底～

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- 適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引き (Ver. 2.0)」を作成し、令和5年12月に事務所に通知。



具体的な明示例

- 用地関連 (借地に関する条件の明示)
⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。
- 支障物件関連 (移設完了時期の明示)
⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。
- 「その他」に記載
⇒**着手後の現場相違も想定した上で、事前に明確にしておくべき当初設計条件も記載**

今後、「土木工事施工条件明示の手引き(ver.2.0)」に追記予定

工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程の**クリティカルパス**と関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。

(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と**受発注者の責任を明確化**。
- ③ 施工途中に**受注者の責によらない工程の遅れ**が発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	〇月						
施工者	〇〇工	■						
	〇〇工		■					
	〇〇工			■				
	〇〇工				■			
発注者	支障物件移設	■	■					
	〇〇協議	■						

クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

工期の変更・間接工事費の変更

○**一時中止の有無にかかわらず**、受注者に責任がない中で**工期を延期した場合**(天候要因等の場合)には、積算基準に基づき、**間接工事費を変更**。

※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

○また、令和2年度に算定方式の係数見直し

適切な設計変更のために③ ～見積の活用～

■ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

<設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工(伐木除根工)
- ・砂防工(コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等)
- ・電源設備工(発電設備設置工、無停電電源設備設置工)
- ・**交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工(路面切削)、舗装打換え工(基層・中間層・表層)、切削オーバーレイ工(切削オーバーレイ)、オーバーレイ工(基層・中間層・表層)**
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

<設計変更の対象とする間接工事費>

- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 - 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費(資機材置き場の確保が困難な工事等)
- ・安全費(交通集中が見られる地域等)

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない

適切な設計変更のために④ ～3者合同現地調査～

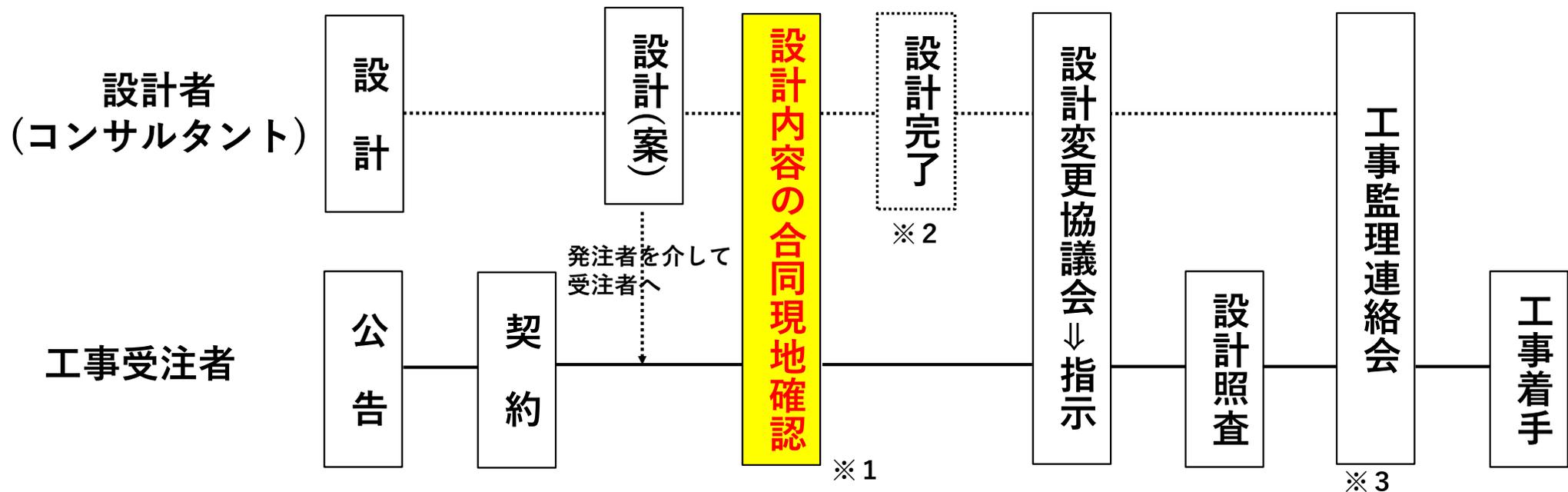
業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）



※1：発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査

※2：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議

※3：必要に応じて工事監理連絡会を実施

「2024働き方改革対応相談窓口」の設置について

24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、**受注者等からの各種相談窓口（「2024働き方改革対応相談窓口」）の設置を検討。**

新たな対応

●相談窓口の設置

①総合的な相談窓口として、**各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、技術副所長等が一括して相談を受け、24年4月からの罰則付き時間外労働規制に向けて適切に対応する。**

問合せ先：各事務所HP（URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimusyو>）

（※営繕及び港湾空港事務所除く）

②**企画部技術管理課においても、相談窓口を設置。**

問合せ先：・企画部技術管理課：092-476-3546

・いきいき現場づくり（URL：[qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html](https://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html)）

現場との積算・歩掛の乖離に伴う相談窓口、資機材の高騰、納期の遅れ等の相談窓口

としても、引き続き技術副所長等が一括して相談を受け、適切に対応する。

統一現場閉所の取り組み

- 九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。
 - 共通目標の1つとして、令和2年度より「統一現場閉所日」を設定しており、令和6年度は毎月第4土曜日を統一現場閉所日とすることとしている。また、各県が独自に実施している統一現場閉所の取り組みを県内の各機関※も推進する。
- ※令和6年度共通目標記者発表URL(九州地整HP内): http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html



【令和6年度の九州・沖縄ブロック統一ポスター】

【統一現場閉所日の設定状況】

	R 4	R 5	R 6 予定
九州・沖縄ブロック	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
九州地方整備局	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
沖縄総合事務局	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
福岡県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
佐賀県	毎月第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月毎週土曜日
長崎県	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日
熊本県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
大分県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
宮崎県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日
鹿児島県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第3・第4土曜日	毎週土曜日
沖縄県	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
北九州市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
福岡市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
熊本市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日

【※取り組みを推進する機関】

国 :九州地方整備局、沖縄総合事務局
 県 :福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
 政令市:北九州市、福岡市、熊本市

工事関係書類の様式の統一化

○九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州・沖縄各県・政令市において、建設業の働き方改革を推進するため、共通目標を設定し取り組んでいる。

○共通目標の1つとして、令和2年度より「工事関係書類の様式の統一化」を設定し取り組みを進めており、令和5年度末時点で全43様式のうち31様式(72%)の統一化を実施済み。**令和6年度中に全様式の統一化を実施する予定。**

※令和6年度共通目標記者発表URL(九州地整HP内): http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r5/24031801.html

様式番号	書類名称等	様式番号	書類名称等
1	様式-1 現場代理人等通知書	26	様式-18 工事出来高内訳書
2	様式-1(2) 経歴書	27	様式-19 請負工事既済部分検査請求書
3	様式-1(3) 現場代理人等変更通知書	28	様式-21 修補完了届
4	様式-2 請負代金内訳書	29	様式-22 部分使用承諾書
5	様式-3(1) 工程表	30	様式-23 工期延期届
6	様式-3(2) 変更工程表	31	様式-24 支給品受領書
7	様式-4 建設業退職金共済制度の掛金収納書	32	様式-25 支給品精算書
8	様式-5 請求書(前払金, 中間前払金, 指定部分完済払金, 部分払金, 完成代金)	33	様式-26 建設機械使用実績報告書
9	様式-5(2) 請求内訳書(部分払)	34	様式-27 建設機械借用・返納書
10	様式-5(3) 請求内訳書(国債部分払)	35	様式-28 現場発成品調書
11	様式-5(4) 請求内訳書(指定部分払)	36	様式-29 完成通知書
12	様式-6(1) V E 提案書(契約後VE時)	37	様式-30 引渡書
13	様式-6(2) V E 提案書(契約後VE時)	38	様式-31 出来形管理図表
14	様式-6(3) V E 提案書(契約後VE時)	39	様式-31-2 出来形合否判定総括表
15	様式-6(4) V E 提案書(契約後VE時)	40	様式-32 品質管理図表
16	様式-7 品質証明員通知書	41	様式-33 品質証明書
17	様式-9 工事打合せ簿(指示, 協議, 承諾, 提出, 報告, 通知)	42	様式-34(1) 創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)
18	様式-10 材料確認書	43	様式-34(2) 創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)
19	様式-11 段階確認書		
20	様式-12 確認・立会依頼書		
21	様式-13 工事事務速報		
22	様式-14 工事履行報告書		
23	様式-15 認定請求書		
24	様式-16 指定部分完成通知書		
25	様式-17 指定部分引渡書		

 : 全機関で統一化が完了している様式

- **全ての工事及び業務を対象**に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**。
- 標準項目として、「**依頼日・時間及び期限に関すること**」「**会議・打合せに関すること**」「**業務時間外の連絡に関すること**」を設け、現場環境改善に努める。

(1) 目的

2024年度より建設現場においても、**時間外労働の上限規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3) 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

1) 標準項目

① 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

② 会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB会議等の活用に努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

2) 追加項目

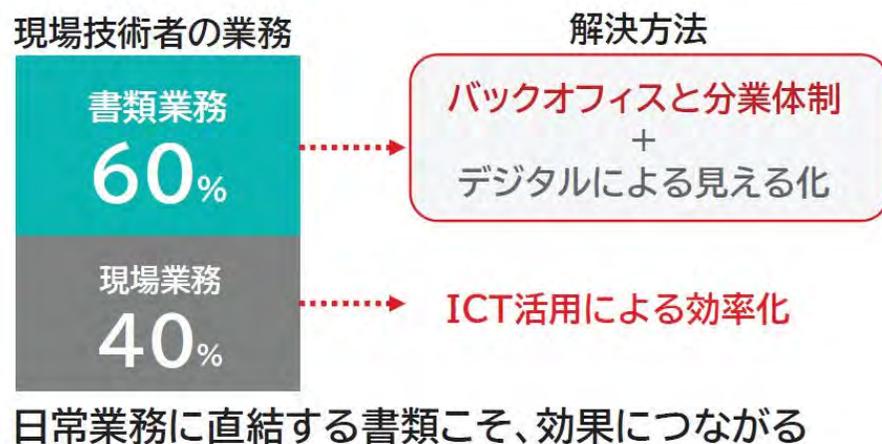
その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、**柔軟性をもった取組とすること**。
工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施すること。

- 建設ディレクターとは、ITとコミュニケーションスキルで現場を支援する新しい職域です。現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就労時間の短縮を図る効果的な取組として「働き方改革への取組」にも繋がります。
- 工事施工に係るデータの整理及び処理、提出する書類の作成やICT業務等を行い、専門スキルを身に着け、現場とオフィスをつなぎ・支援することで、技術者が品質管理や技術の継承などに集中する環境をつくります。ポータブルスキルを身につけることでライフステージに左右されない安定した雇用が保たれ女性や若手の業界進出、多様な人材の活躍にも繋がっています。

新しい職域「建設ディレクター」の創出



©一般社団法人建設ディレクター協会

建設ディレクターとは

ITとコミュニケーションで現場を支援する新しい職域

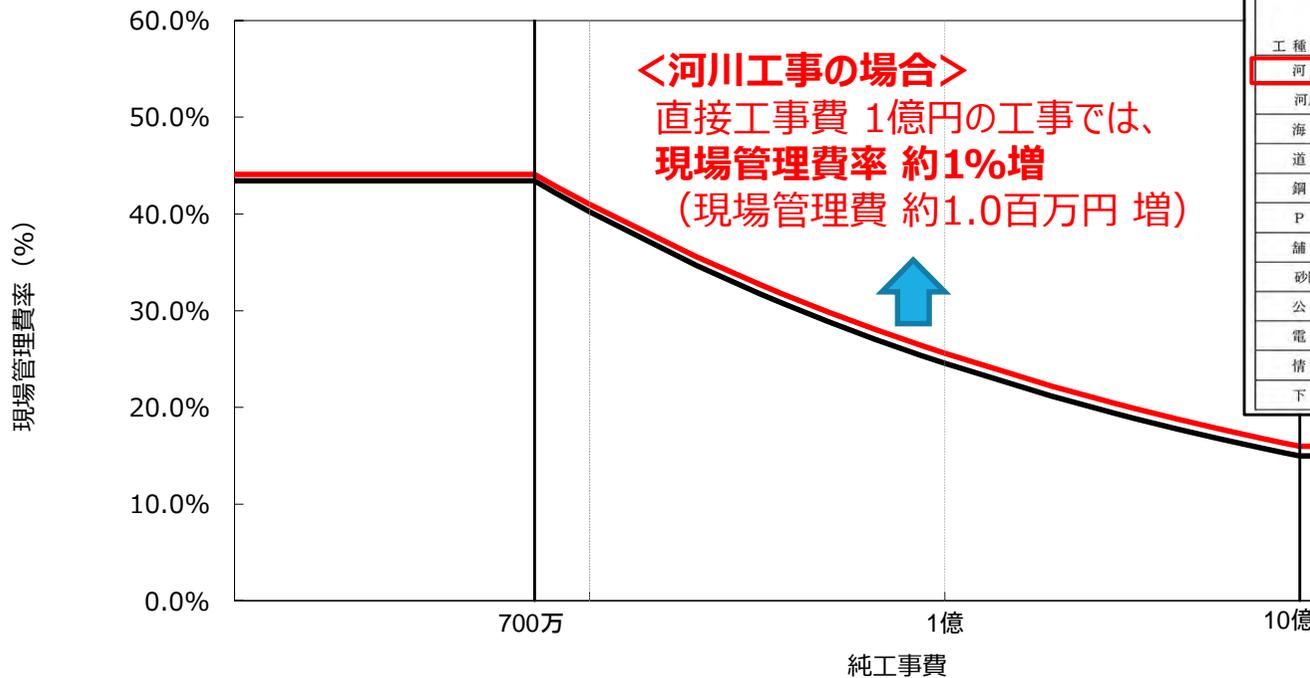
技術者の業務をワークシェアリングし、書類作成やデータ整理、ICT業務を担う人材です。技術者とともに技術・知識の向上や業務効率化、生産性向上に取り組みます。



©一般社団法人建設ディレクター協会

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



工種区分	対象額		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	以下	以下	A	b	
河川工事	43.43	44.05	1,276.7	1,118.2	14.98
河川・道路構造物工事	42.54	43.11	458.2	402.3	20.43
海岸工事	27.79	28.11	413.9	100.3	17.82
道路改良工事	33.69	34.09	87.0	76.4	24.99
鋼橋架設工事	48.24	48.86	303.1	265.1	27.05
P C 橋工事	30.78	31.06	120.9	111.0	20.04
舗装工事	40.28	40.83	668.7	598.0	16.69
砂防・地すべり等工事	45.75	46.27	1370.6	1229.5	15.69
公園工事	42.63	43.09	387.3	347.3	21.28
電線共同溝工事	60.36	61.19	2408.8	2132.5	18.91
情報ボックス工事	54.04	54.60	1692.0	1528.4	18.28
下水道(4)工事	35.05	35.56	294.8	178.6	20.41

【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%

【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

建設業の魅力発信の取り組み

令和4年度の合意事項から「建設業における魅力発信の取組拡大」を新規で追加し、各機関において業界団体の協力を得ながら、小中学生や高校生、親子向けの現場見学会や体験会等を実施。令和6年度も継続して実施し、建設業の魅力発信の拡充を図る。

<令和5年度の主な取り組み状況>

【佐賀県】



- ・建設業親子現場体験会を開催
- ・コンクリート壁に将来の夢描き
- ・ドローンによる写真撮影
- ・建設重機の操作体験

【大分県】

- ・女性活躍の拡大に向けたスキルアップセミナーや交流会の開催
- ・小中学生を対象にした「土木・建築おしごとと教室」を開催
- ・最新のICT技術の活用を体験するバスツアーを開催



【沖縄総合事務局・沖縄県】

- ・現場体験会を開催
- ・VR体験、ハーネス着用体験等
- ・建設現場親子バスツアーを開催
- ・クレーン操作体験等



【福岡市】



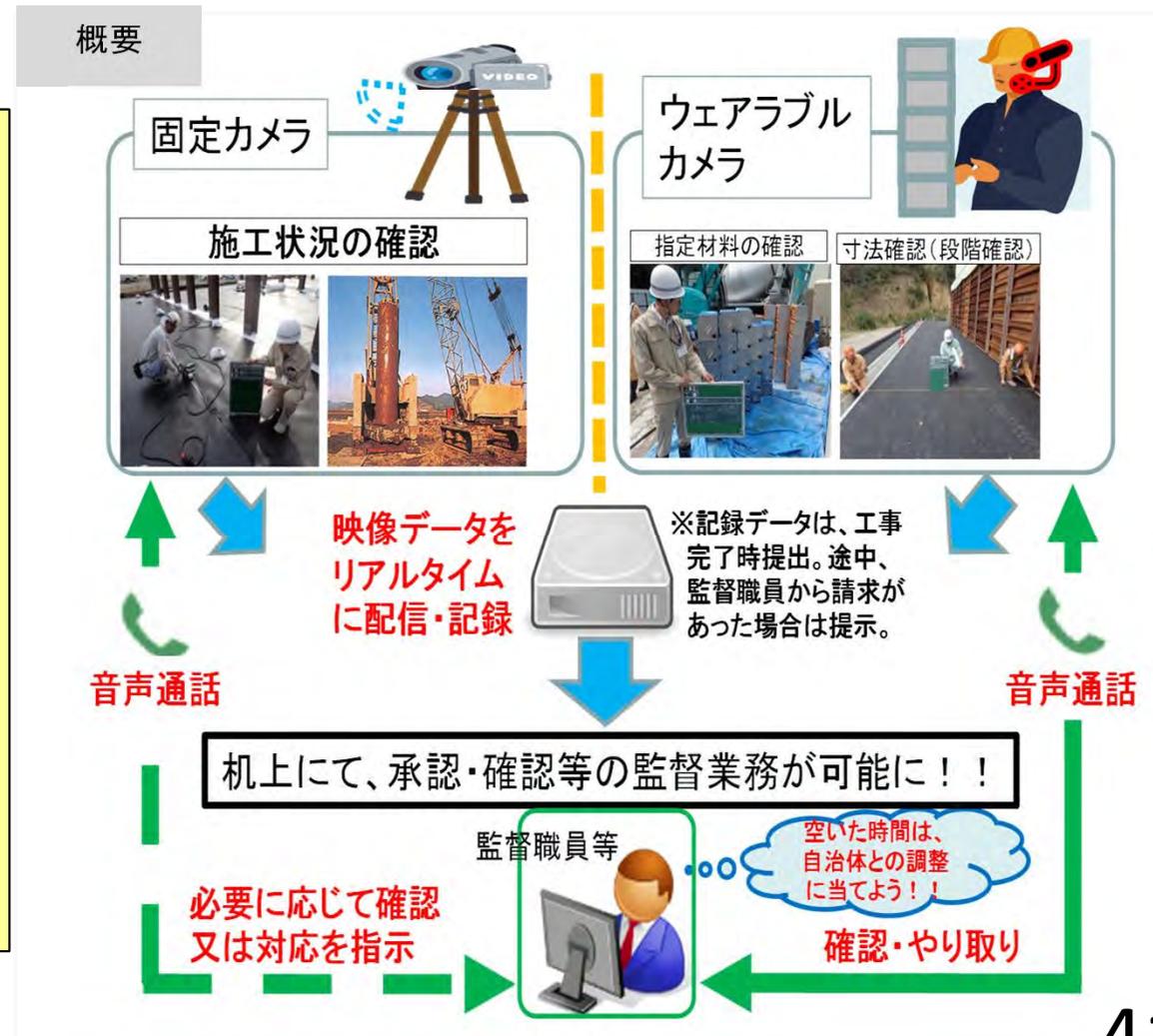
- ・職場見学会の実施
- ・出前講座の実施
- ・カレンダー配布
- ・SNSの活用



4. 円滑な施工体制の確保

○対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全ての工事に適用する

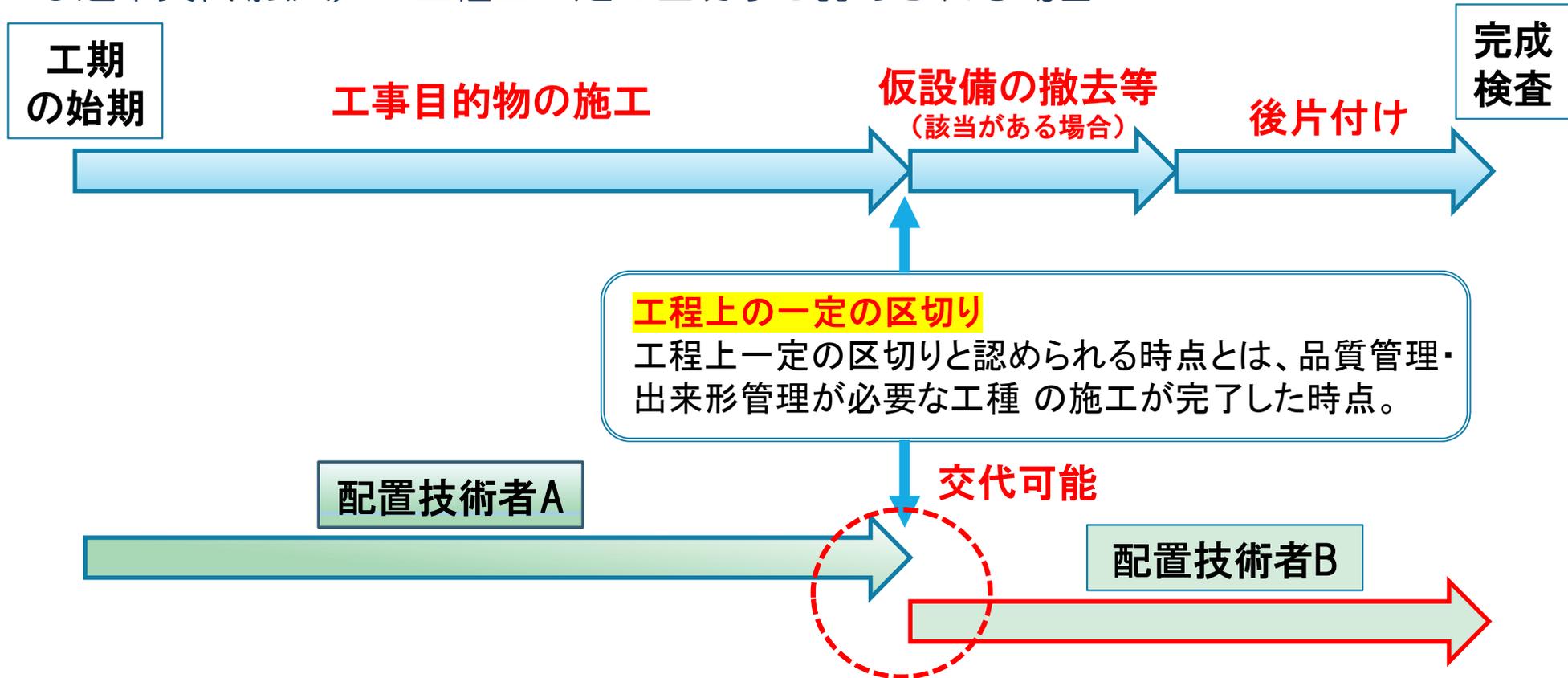
- ・遠隔臨場の対象工種がある工事が対象。
- ・受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定する。
- ・実施にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・実施しなくてもペナルティはなし。



配置予定技術者の途中交代【施工段階】

九州地方整備局では、「**監理技術者等の途中交代可能なルール**」を策定

○途中交代(拡大) : 工程上一定の区切りと認められる場合



交代後の配置技術者(B)の資格要件

- ・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続きにおける**競争参加資格**（**「同種工事の経験を有する者」は除く**）を満足するものであれば途中交代を認める。
- ・交代前の配置技術者と同等（総合評価の加算点数）以上である必要はない。

「書類限定検査の実施」を標準化

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中」、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

書類限定検査とは？

- 検査時(完成・中間)を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び**受注者における説明用資料等の書類削減**を行うことで技術検査官による資料検査の効率化を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧材料品質証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

技術検査官の検査時の書類を **44種類** → **10種類** に削減

5. その他

○各種情報提供資料を九州地方整備局のHPに掲載しています。

【掲載箇所】九州地方整備局HP

URL: https://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/r6kokyokoujinogenjo.pdf

QRコードによるアクセス



A screenshot of the website for the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kyushu Regional Development Bureau. The page title is "事業者の方へ" (For Business Owners). The navigation menu includes "事業者の方へ" (For Business Owners), which is highlighted with a red box. Below the navigation, there is a list of links, with the link "公共工事の現状と今後の取り組み(令和6年度4月版)" (Current status and future plans for public works (April 2024 edition)) highlighted with a red box. The page also features a search bar, a language selector, and social media sharing options.

建設産業行政(入札契約関係)の取組みについて

令和5年8月7日

国土交通省 九州地方整備局 建政部

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点

【土木工事】(R5年度実績・予定(R6.2末現在)、青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事(義務化: **54件**、WTO対象工事)(活用推奨: **68件**、Bランク以上)

- 一般土木工事の本官発注分※について、**原則モデル工事を実施**
※北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、**建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施**
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(**すべてのモデル工事で実施**)

- 地元業界の理解がある45都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行**(活用推奨: **649件**、Cランク工事)

- 農水省R5.1以降入札公告分から試行
環境省R6.4以降入札公告分から試行

【営繕工事】(R4年度契約)

- CCUS活用推奨モデル営繕工事(**全国で42件**)

【港湾・空港工事】(R5年度契約)

- CCUS活用モデル工事(**全国で266件**)

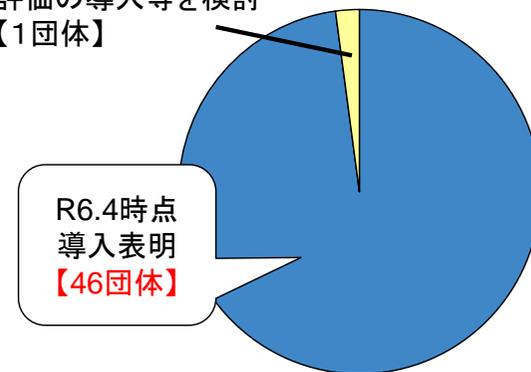
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

【都道府県の導入・検討状況】

- **46都道府県が企業評価の導入等を表明**、他の全ての県も検討を表明

評価の導入等を検討【1団体】



【指定都市・市区町村の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
- **60以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度:20件で適用)
- 水資源機構においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施。その他本社契約の土木一式工事は推奨モデル工事として原則実施
- R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。また阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施(R3年度:38件)。
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績(京教大等)

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**45都道府県**で実施予定。
- 都道府県発注工事は、**46都道府県**が**企業評価の導入等を表明**し、他の全ての県においても導入の検討を表明

※モデル工事の工事成績評定での加点(26都道府県)、総合評価における加点(21府県)、入札参加資格における加点(15県)、カードリーダー等費用補助(21道県)

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	●◎
岩手県	●	●★	大阪府	●	◎
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎◎
秋田県	●	◎◎	奈良県	●	◎
山形県		★	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎	鳥取県	●	◎★
茨城県	●	●	島根県	●	●◎★
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎
埼玉県	●	●○★	山口県	●	●
千葉県	●	●★	徳島県	●	●○★
東京都	●	●	香川県	●	◎★
神奈川県	●	◎★	愛媛県	●	●★
新潟県	●	○	高知県	●	○
富山県	●	★	福岡県	●	○★
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●○	長崎県	●	◎
山梨県	●	◎	熊本県	●	●★
長野県	●	◎◎	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●◎◎	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	○●	沖縄県	●	●
三重県	●	●★			

(令和6年4月11日現在)

＜直轄Cランク工事＞
 ● 都道府県建設業協会が賛同
 ○ 協会において検討中
 ※カードリーダー等の費用は発注者が負担
 ※北海道は0.5億～2.5億円
 ※赤枠は令和6年4月以降に表明されたもの

＜都道府県工事での評価等＞
 ● モデル工事等工事成績評定での加点
 ◎ 総合評価における加点
 ○ 入札参加資格での加点
 ★ カードリーダー等費用補助
 △ 検討中
 ※赤字は令和6年4月以降に導入を表明されたもの

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

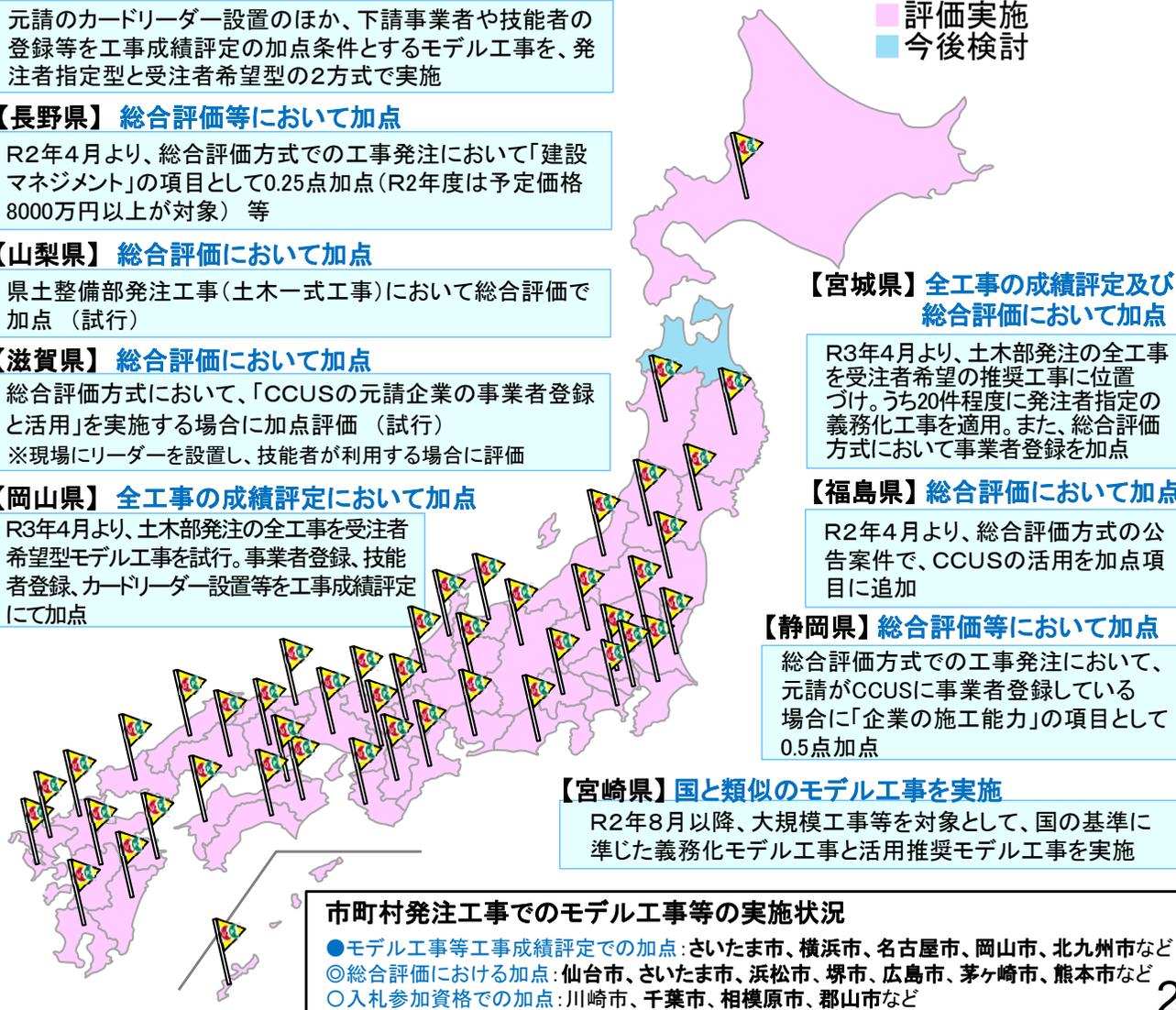
【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
 ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

■ 評価実施
 ■ 今後検討



【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

- モデル工事等工事成績評定での加点: さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市など
- ◎ 総合評価における加点: 仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
- 入札参加資格での加点: 川崎市、千葉市、相模原市、郡山市など

市区町村発注工事におけるCCUS活用の促進

- 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（令和4年5月20日付閣議決定）を受け、市区町村等の地方公共団体に対して「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和4年6月1日付）を発出し、CCUS活用のための必要な条件整備を要請。
- 今後、都道府県公契連などを通じて取組を加速化。

モデル工事实施



福島県 郡山市
(中核市、人口:32.8万人)

- 設計価格5千万円超の工事において、原則活用推奨モデル工事を実施。
- 実施基準は①元請事業者のCCUS登録、②1名以上の技能者登録、③当該現場の登録、④当該現場での30日以上就業履歴情報登録。
- 実施基準を満たした場合、工事成績評定で2点加点。義務化モデル工事においてのみ、未達の場合は1点減点。

他導入市区町村:

栃木県宇都宮市(人口:51.8万人)
三重県津市(人口:27.5万人)
東京都調布市(人口:24.2万人) 計4自治体

経費補助

福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
三重県津市(人口:27.5万人)
東京都調布市(人口:24.2万人) 計3自治体

総合評価加点



青森県 八戸市
(中核市、人口:22.3万人)

- 企業の地域貢献・社会性等区分において、CCUS登録があれば1点加点。

他導入市区町村:

東京都世田谷区(人口:94.4万人)
東京都大田区(人口:74.8万人)
東京都八王子市(中核市、人口:57.9万人)
愛知県豊田市(中核市、人口:42.2万人)
大阪府豊中市(中核市、人口:40.2万人)
福島県いわき市(中核市、人口:33.2万人)
三重県津市(人口:27.5万人)
東京都府中市(人口:26.2万人)
神奈川県平塚市(人口:25.8万人)
千葉県流山市(人口:20.0万人)
広島県尾道市(人口:13.1万人)
静岡県富士宮市(人口:12.8万人)
鹿児島県奄美市(人口:4.1万人) 等37市区
和歌山県かつらぎ町(人口:1.5万人)
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)
岩手県山田町(人口:1.4万人) 等6町
宮城県大衡村(人口:0.6万人) 計45自治体

入札参加資格



長野県 上田市
(人口:15.4万人)

- 事業者登録を行っている企業について、経営意欲項目の主観点を5点加点。

他導入市区町村:

千葉県船橋市(中核市、人口:64.3万人)
福島県郡山市(中核市、人口:32.8万人)
宮崎県日向市(人口:5.9万人)
長野県須坂市(人口:4.9万人)
鹿児島県日置市(人口:4.7万人)
島根県安来市(人口:3.7万人)
岩手県遠野市(人口:2.5万人)
秋田県にかほ市(人口:2.3万人)
山形県村山市(人口:2.3万人) 等12市
和歌山県かつらぎ町(人口:1.6万人)
福岡県大刀洗町(人口:1.5万人)
岩手県山田町(人口:1.4万人)
山形県三川町(人口:0.8万人)
熊本県高森町(人口:0.6万人)
北海道豊富町(人口:0.4万人) 等9町
福島県川内村(人口:0.2万人) 計22自治体

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

	<p style="text-align: center;">「労働基準法」(平成30年6月改正)</p> <p style="text-align: center; color: red;">罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</p>
原則	<p>法定労働時間(1日8時間・1週間40時間まで)</p> <p>36協定を結んだ場合、法定労働時間を超えて協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>※ 災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合には、労基署長の許可を受ければ、時間外労働可能(労基法33条)</p>
36協定の限度	<p>【時間外労働の上限規制】</p> <p>原則: ①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)</p> <p>例外: 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも <u>上回ることのできない上限を設定</u></p> <p>・年 720時間(=月平均60時間)</p> <p>→年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることのできない上限を設定</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)</p> <p>b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)</p> <p>c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限</p> </div>

建設業においては、災害の復旧・復興の事業には、a及びbは適用されません。(労基法139条)

働き方改革の推進 - 週休2日工事等の実施

令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○ ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。

○ ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。

イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)

ロ～へ (略)

<適正化指針:第25(1)>

週休2日工事又は週休2日交替制工事を実施している団体が増加し、都道府県・指定都市では全て、国では約半数となったが、特殊法人等・市区町村では3割未満にとどまる。

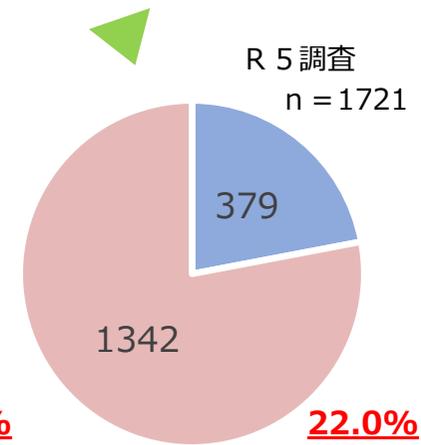
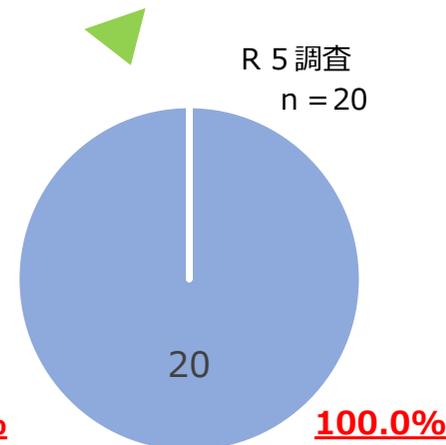
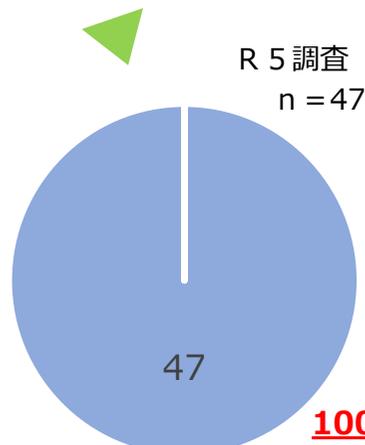
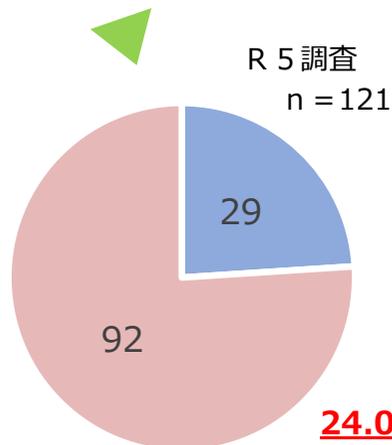
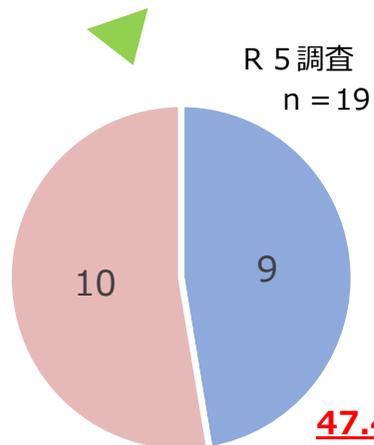
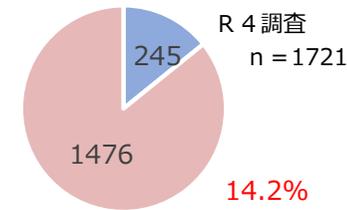
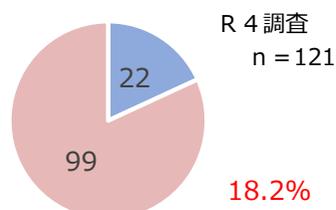
国(省庁等)

特殊法人等

都道府県

指定都市

市区町村



■ : 実施している ■ : 実施していない

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

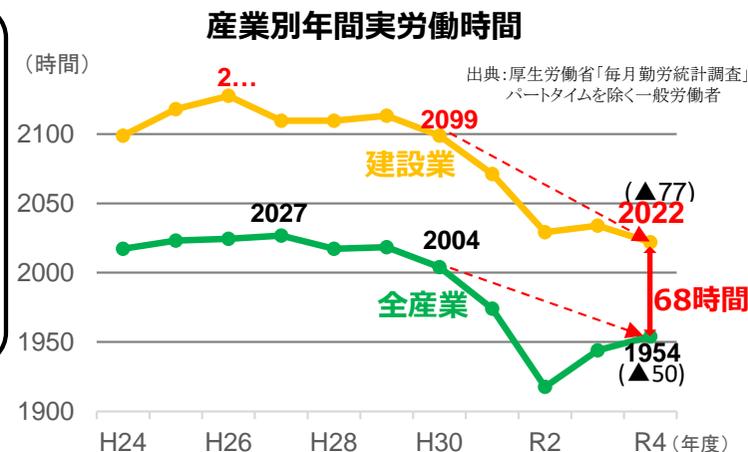
(優良事例集)

・各業界団体の取組事例等を更新。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用となる**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1. 規制内容の周知徹底

- ・ **リーフレット**や**会議**等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・ 一般国民にも**動画**等によって周知・啓発



■ 建設業者向けリーフレット (厚生労働省)



■ 動画: はたらきかたススめ特設サイト

3. 適正な工期設定

- ・ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定 (R6.3改定)
→ **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・ 直轄土木工事において、作業不能となる**猛暑日分の工期延長の取扱いを明確化**
- ・ 国交大臣と建設業4団体が**4週8閉所**など適正工期に取り組むことを**申合せ**
- ・ 厚労省と連携して**実地調査し、是正指導**



■ 建設業4団体との申合せ

2. 公共工事における**週休2日工事**の対象拡大

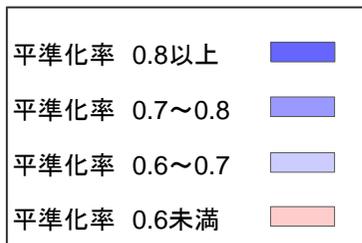
- 〔直轄〕令和5年度は原則**すべての工事**で実施
- 〔都道府県〕令和6年度から原則**100%**を目指す
- 〔市町村〕国と都道府県が連携して**導入拡大**を働きかけ

4. **生産性**の向上

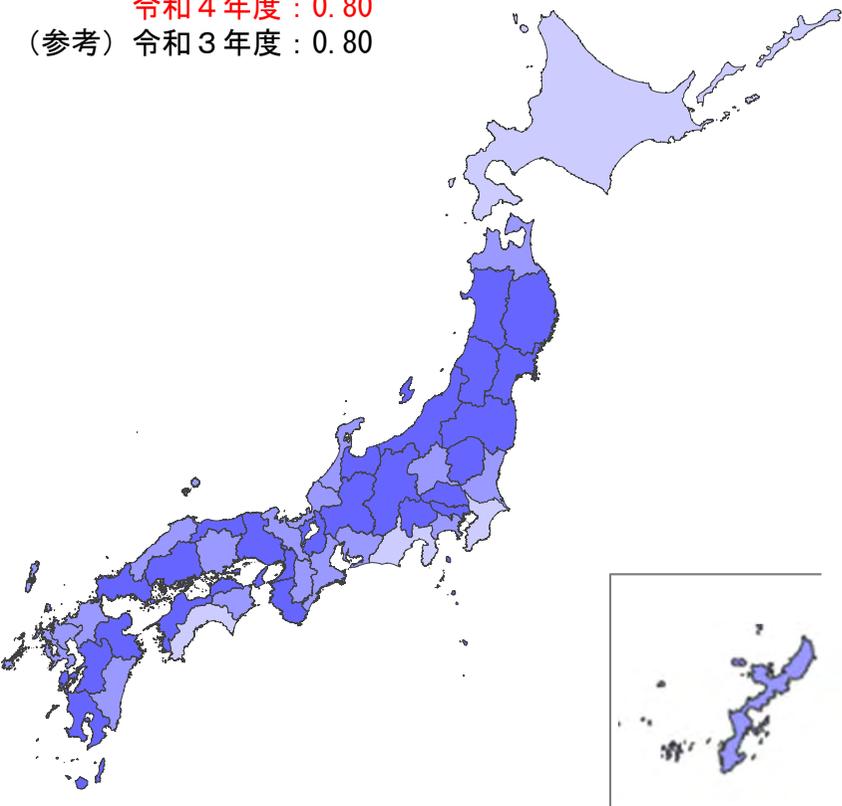
- ・ 労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・ 直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

施工時期の平準化 – 地方公共団体の平準化率

都道府県の平準化率の状況



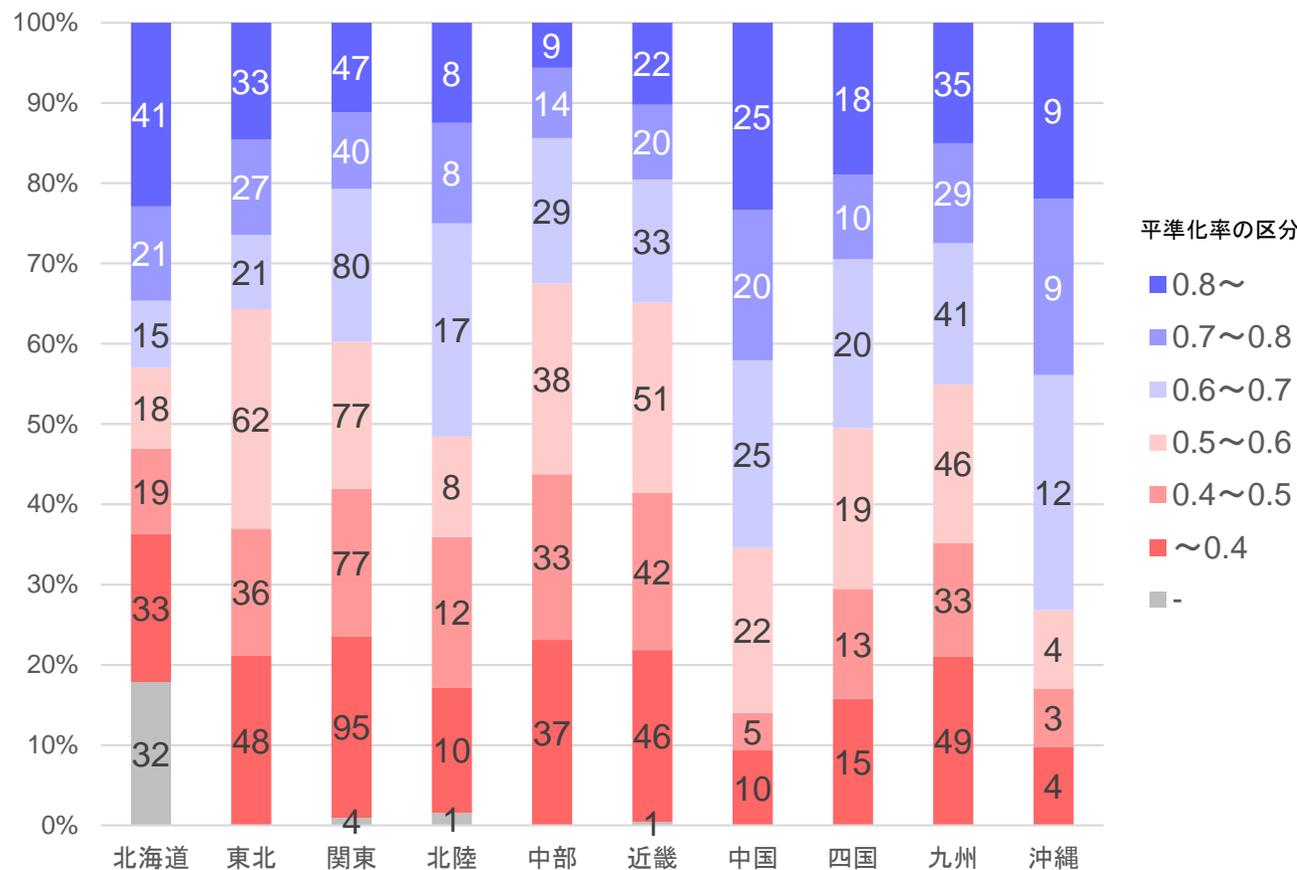
全国平均（都道府県）
 令和4年度：0.80
 （参考）令和3年度：0.80



指定都市・市区町村の平準化率の状況

地域別の平準化率の区分分布（令和4年度）

※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値（指定都市・市区町村）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和4年度	0.58	0.62	0.57	0.56	0.60	0.51	0.53	0.68	0.60	0.57	0.69
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69

※地域区分

北海道：北海道
 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
 北陸：新潟県、石川県、富山県
 中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄：沖縄県

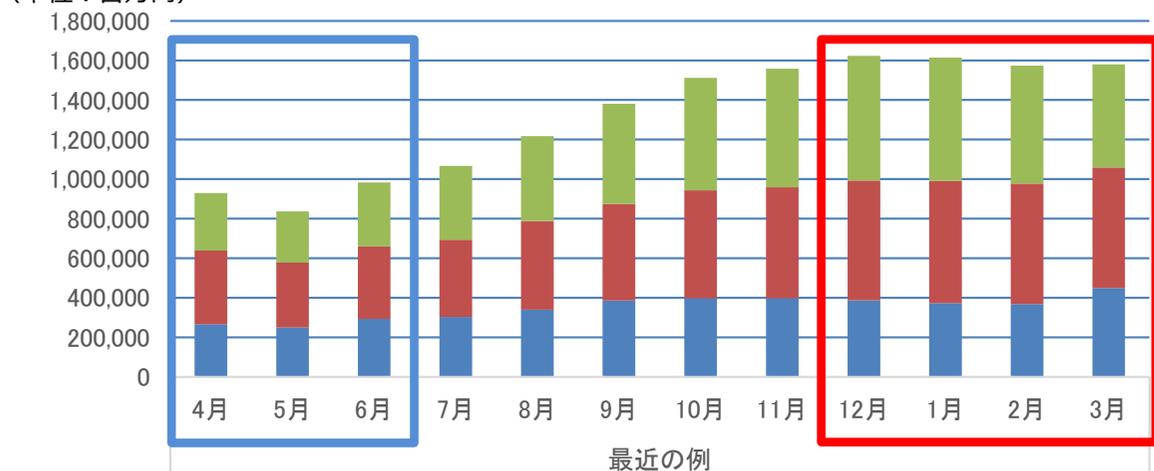
※平準化率の定義：4～6月期の月平均工事稼働数／年間の月平均工事稼働数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出（1件当たり500万円以上の工事を対象・令和4年度実績）

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が発生
- 工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者(技能者)の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、技能者の長時間労働や休日の取得しにくさ等につながる懸念

公共工事における工事出来高の状況

(単位：百万円)



最近の例

出典：国土交通省「建設総合統計」

閑散期（青枠の期間、4月～6月）

- (技能者) 仕事が少ないため、収入が不安定になる
- (建設業者) 人材・機材が需要に対して過剰 (遊んでいる人材・機材が多い)

繁忙期（赤枠の期間、12月～3月）

- (技能者) 仕事が多く、休暇を取得することが困難となり、長時間労働に陥りがち
- (建設業者) 技術者が不足する懸念

⇒ 新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

→ 施工時期の平準化を推進する必要 ←

債務負担行為の活用（さ）

- 債務負担行為を活用して複数の年度にまたがる契約を行うことにより、年度当初の閑散期（4月～6月）においても工事の施工が可能になり、施工時期の平準化につながります。
- 通常、大規模な工事で工期が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定することにより、複数年にわたる契約が締結されますが、工期が12ヶ月未満の工事でも、債務負担行為を設定することにより、年度をまたいだ契約を行うことが可能になります。
- また、ゼロ債務負担行為※を設定することにより、次年度当初から工事に着手でき、出水期までに施工が必要な工事などへの対応が可能になります。 ※主に補正予算で、年度内に契約まで済ませるが、支払いはゼロである債務負担行為

柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）（し）

- 余裕期間制度の活用により、例えば、受注者が工事開始日や工期末を選択しやすくなるなど、受注者は人材や資機材の調整を行いやすくなるため、工事の円滑な施工が見込まれます。

速やかな繰越手続（す）

- 悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく、速やかに繰越手続を開始することにより、受注者は、年度内の完成を早期に見直すことができ、余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるようになります。

積算の前倒し（せ）

- 発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に積算単価を更新するだけで速やかに発注手続を行うことができます。

早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）（そ）

- 年度末に工期末が集中しないよう上半期（特に4～6月）の執行率（契約率）の目標を設定し早期発注を目指します。
- 発注の見通しの公表により、受注者が人材や資機材を計画的に準備でき、円滑な施工が見込まれます。

建設資材の高騰分は、受注者を含むサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を図る必要。

○直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用

○次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。

【主な取組】

➤ スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請※)。

国 県 市 民 建

➤ 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請※）。

国 県 市

→都道府県による資材単価の設定状況を見える化。

※都道府県や市区町村に対しては直接働きかけ（全国のブロック監理課長等会議や都道府県主催会議（公契連））。

➤ 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。

国 県 市 民 建

働きかけの対象

国…国・特殊法人等

県…都道府県

市：市区町村

民：民間発注者

建：建設業団体

円滑な価格転嫁の推進 - スライド条項の運用基準の策定

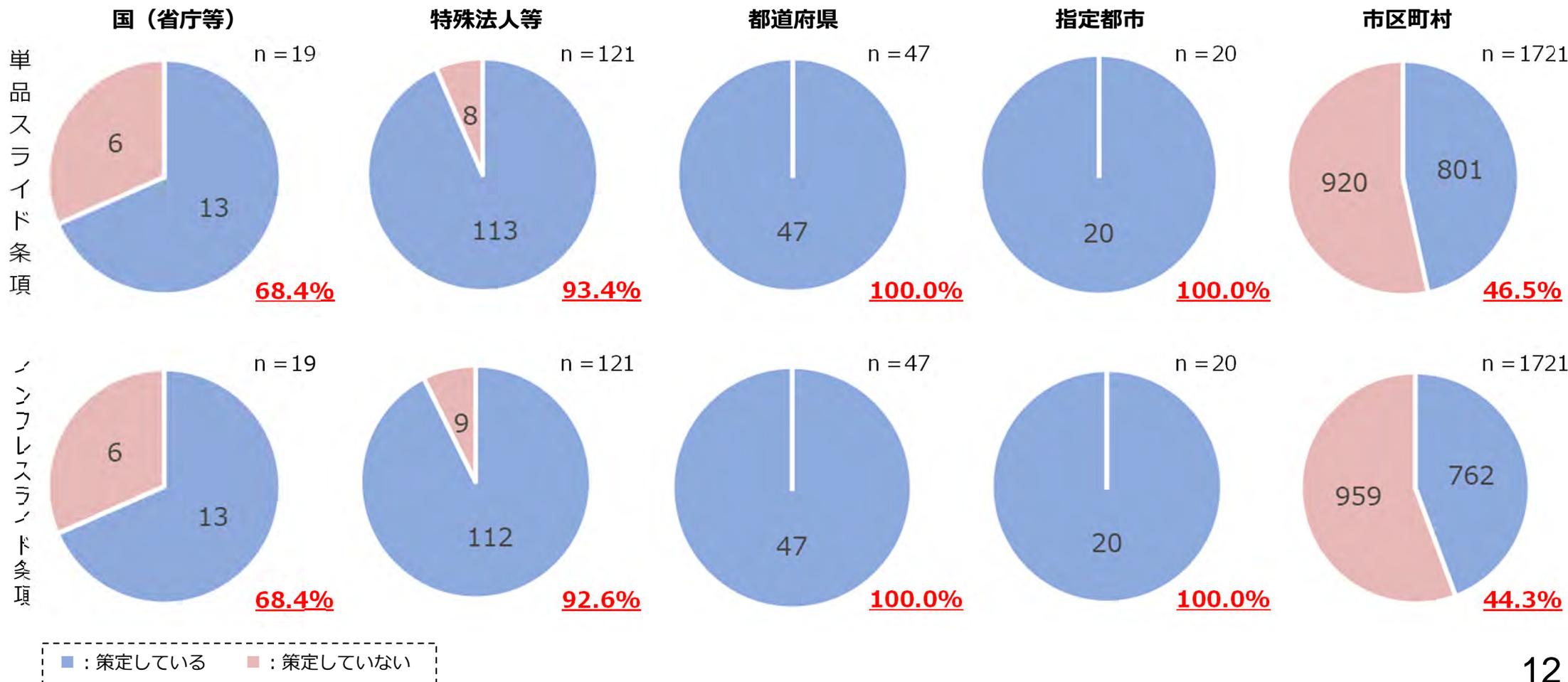
令和5年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和5年7月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

○・・・工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、・・・。 <適正化指針:第25(4)>

単品スライド条項*やインフレスライド条項*の運用については、取組が遅れていた市区町村でも、運用基準を策定している団体が4割を超えるなど取組が進捗している。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項,第6項



ダンピング受注は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となる等の問題

発注者において内在する課題

- ダンピング受注を防止するための適切な措置が講じられていない
- 発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制

○公共工事品確法基本方針

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
 (中略)・・・ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘されており、・・・

不良・不適格業者が排除されていないおそれ

制度の実効性確保

- 適切な低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定
- 調査基準価格を下回った金額で入札した者に対しての適切な調査の実施
- 一定の価格を下回る入札を失格とする「価格による失格基準」の積極的な導入・活用

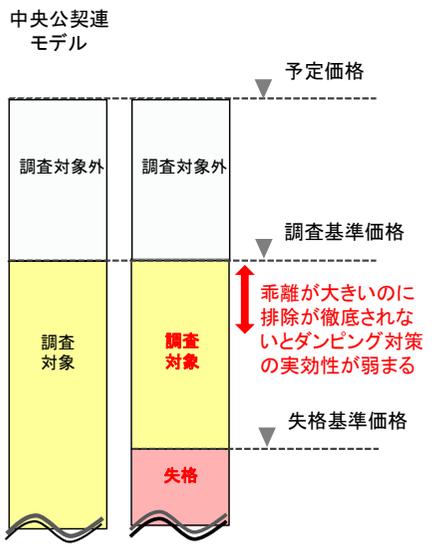
低入札調査基準価格を下回る受注における制度の実効性確保の徹底

- ダンピング受注は、公共工事の品質確保に支障をきたすおそれがあるとともに、公共工事の実施者が適正な利潤を確保できず、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあるため、これを防止する観点から、低入札価格調査の実効性確保が求められる
- 実効性を確保するために、自治体の実情に応じて、以下のいずれかの制度を導入し、組み合わせて活用することなどにより、不適格な業者を排除することが必要

制度を導入しておくことが
ダンピング受注への抑止力
という観点からも有効

- ① **価格による失格基準**
- ② **特別重点調査制度** (低入札価格調査より厳格な調査の実施)
- ③ **施工体制確認型総合評価制度**

① 価格による失格基準



② 特別重点調査制度

<直轄工事の例>
 ○ 予定価格が1億円以上の工事を対象
 ○ 各費用のいずれかが、予定価格の積算内訳に次に掲げる率を乗じて得た金額に満たない場合

直接工事費	共通仮設費
90%	80%
現場管理費	一般管理費
80%	30%

Diagram showing '特別重点調査対象' (Special Focus Survey Target) and '失格' (Disqualification) based on the above criteria.

③ 施工体制確認型総合評価制度

評価点の配点割合 (例)				
調査基準以上で入札	<table border="1"> <tr> <td>標準点100点</td> <td>加算点40~60点</td> <td>← 施工体制評価点30点から減点方式*</td> </tr> </table> <p>※ 施工体制が必ずしも十分に確保されない^{と認める事情がある場合}に限り、施工体制評価点を満点から減点する</p>	標準点100点	加算点40~60点	← 施工体制評価点30点から減点方式*
標準点100点	加算点40~60点	← 施工体制評価点30点から減点方式*		
調査基準以下で入札	<table border="1"> <tr> <td>標準点100点</td> <td>加算点40~60点</td> <td>→ 施工体制評価点0点から加点方式*</td> </tr> </table> <p>※ 施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点する</p>	標準点100点	加算点40~60点	→ 施工体制評価点0点から加点方式*
標準点100点	加算点40~60点	→ 施工体制評価点0点から加点方式*		

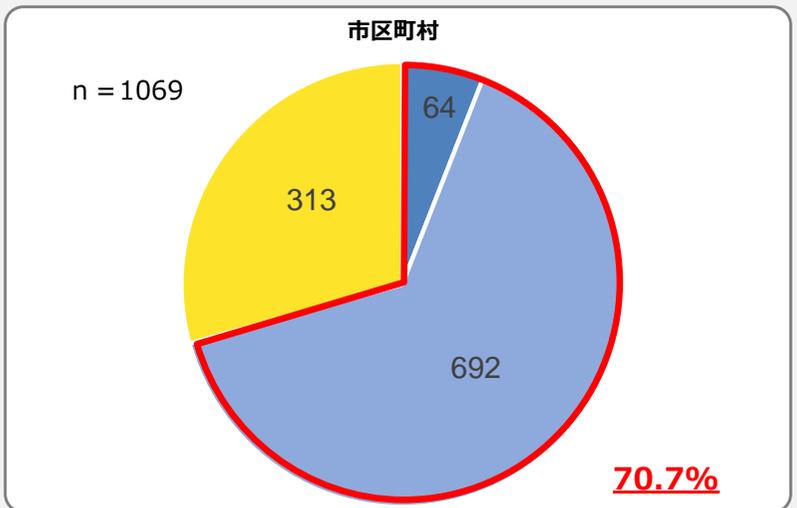
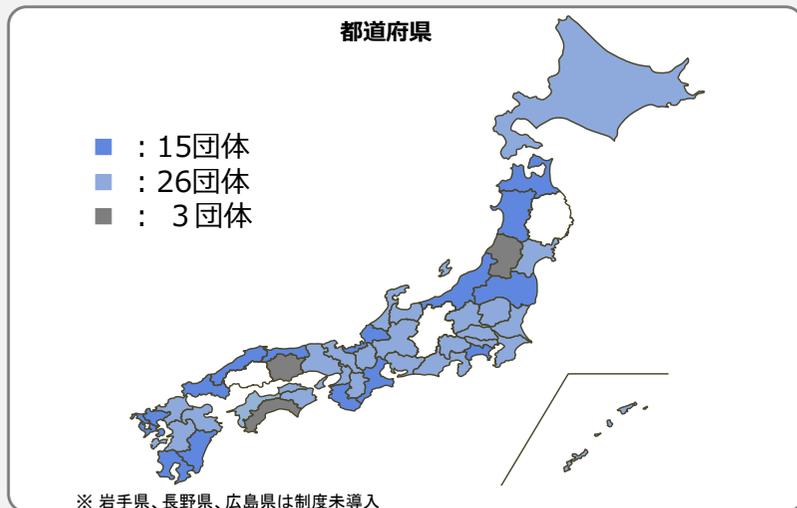
ダンピング対策 – 地方公共団体における算定式の設定水準等

出典：令和5年度入札法に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和5年7月1日時点）

- 都道府県は、**全ての団体***で令和4年中央公契連モデル以上の水準で運用
- 市区町村は、約96%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。
算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約7割の団体が令和4年中央公契連モデル以上を採用**

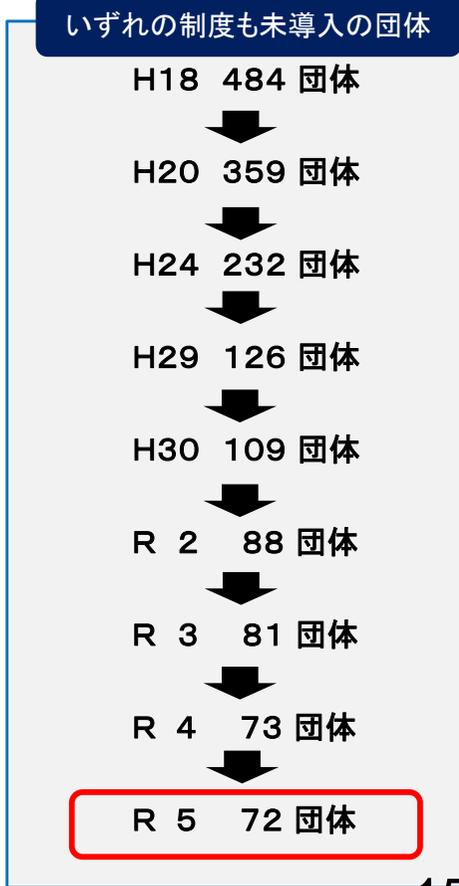
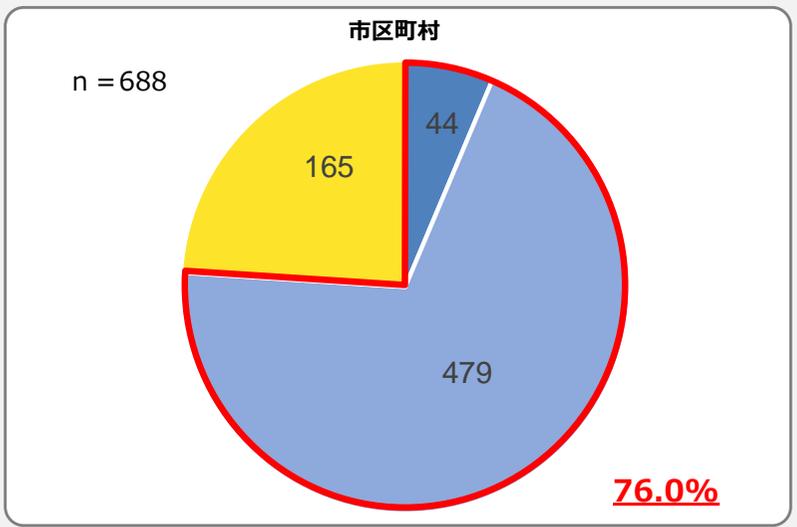
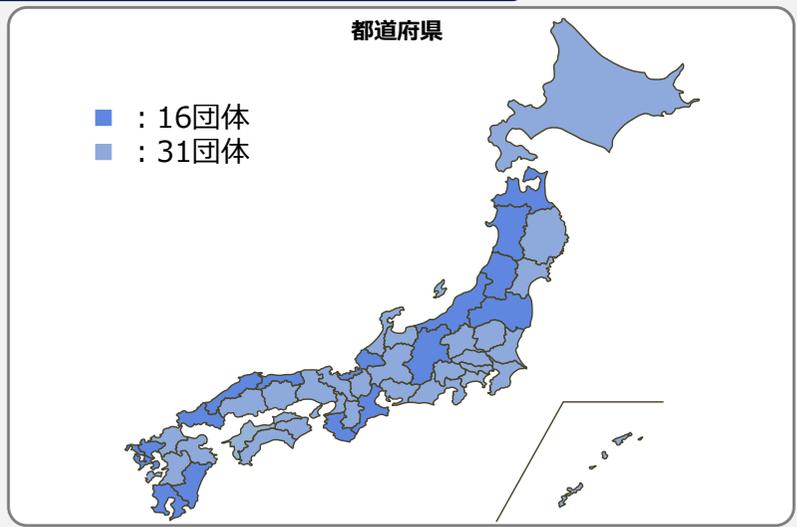
※算定式非公表、未導入の団体除く

最低制限価格算定式の設定水準



- : 独自モデル (R4中央公契連モデルを上回る水準)
- : R4中央公契連モデル相当の水準
- : その他
- : 算定式非公表

調査基準価格算定式の設定水準



※ 市区町村は、中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計（算定式非公表団体等は集計対象外）

市区町村の入札契約の取組改善に向けた働きかけ(都道府県公契連との連携)

- **都道府県公契連との連携体制の強化**について、令和5年5月に総務省と連名で地方公共団体に対して要請するとともに、令和5年度上期ブロック監理課長等会議において、原則全ての都道府県にて公契連を開催する旨を申合せ。
- 令和3・4年度に続き、令和5年度においても**全47都道府県にて開催**。その全てにおいて**国交省本省より説明等を行うことにより、全国の市区町村に対して直接働きかけ**。入札契約情報の公表やダンピング対策、週休2日の促進や円滑な価格転嫁の取組をはじめ、**市区町村レベルの入札契約の改善を推進**。
- 加えて、公共工事の施工確保や建設キャリアアップシステムなど、公共発注者が連携して対応すべき課題についても取組を推進。

説明テーマ

各都道府県における入札契約の改善に関する取組状況

- 入札契約情報の公表
- 適正な予定価格の設定
採用する単価等の透明性や妥当性の確保、歩切りの根絶、法定福利費の適切な計上・内訳明示の推進 等
- **ダンピング対策**
ダンピング対策の導入、算定式の見直し、低入調査の適切な実施 等
- 適正な工期の設定、施工時期の平準化
適正な工期の設定・週休2日の促進、施工時期の平準化に向けた取組
- 円滑・適正な施工の確保
適切な設計変更、スライド条項の運用
- 多様な入札契約方式
- 技能労働者の処遇改善
CCUS、保険未加入業者の排除 等
- 業務に関する改善の取組状況
ダンピング対策の導入、適正な履行期間の設定 等



開催の様子
(令和5年8月25日・徳島県公契連(対面))

令和5年度開催実績

【対面 23団体、WEB 21団体、書面 3団体】

都道府県	時期	方式	都道府県	時期	方式	都道府県	時期	方式
北海道	8月	対面	石川県	10月	WEB	岡山県	10月	対面
青森県	10月	WEB	福井県	11月	対面	広島県	10月	対面
岩手県	11月	対面	山梨県	11月	対面	山口県	2月	対面
宮城県	7月	WEB	長野県	8月	WEB	徳島県	8月	対面
秋田県	7月	書面	岐阜県	8月	WEB	香川県	11月	対面
山形県	9月	WEB	静岡県	12月	対・W	愛媛県	8月	WEB
福島県	7月	WEB	愛知県	10月	対面	高知県	7月	WEB
茨城県	8月	WEB	三重県	7月	WEB	福岡県	1月	WEB
栃木県	10月	WEB	滋賀県	9月	対面	佐賀県	1月	対面
群馬県	11月	WEB	京都府	11月	対面	長崎県	11月	対面
埼玉県	7月	WEB	大阪府	7月	対面	熊本県	6月	対面
千葉県	10月	WEB	兵庫県	9月	WEB	大分県	10月	対・W
東京都	2月	書面	奈良県	11月	WEB	宮崎県	10月	対面
神奈川県	8月	WEB	和歌山県	8月	対面	鹿児島県	11月	WEB
新潟県	8月	対・W	鳥取県	3月	書面	沖縄県	6月	対面
富山県	1月	WEB	島根県	1月	対面			

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
- (参考1) 建設業の賃金と労働時間

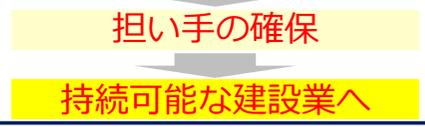
建設業*	417万円/年	2,022時間/年
全産業	494万円/年	1,954時間/年

 (▲15.6%) (+3.5%)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9]	685万人 (10.4%)
[R4]	479万人 (7.1%)

 出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

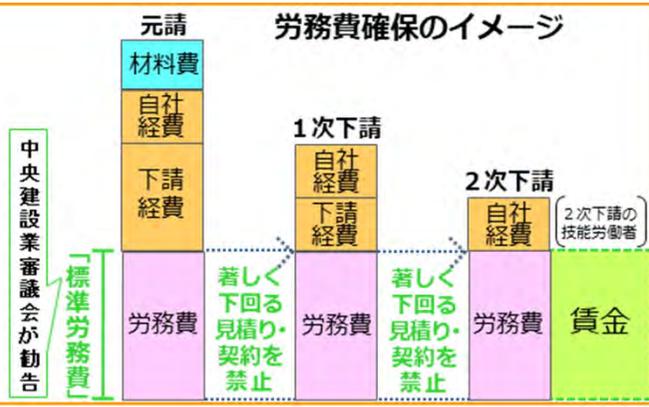
処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化



法案の概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
 - 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
 - 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
 - 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 - 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表 (違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 - 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象 (リスク) の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
 - 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
 - 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
 - ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
 - 工期ダンピング対策を強化 (著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
 - 現場技術者に係る専任義務を合理化 (例. 遠隔通信の活用)
 - 国が現場管理の「指針」を作成 (例. 元下間でデータ共有)
 - 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
 - 公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

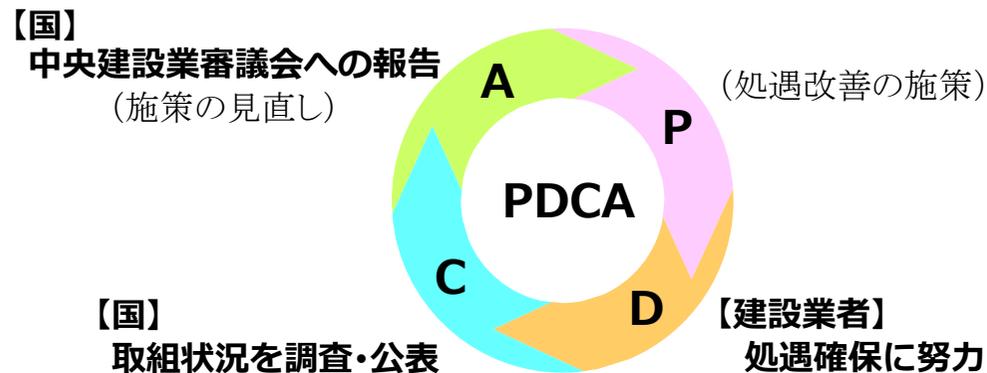


1. 処遇改善

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

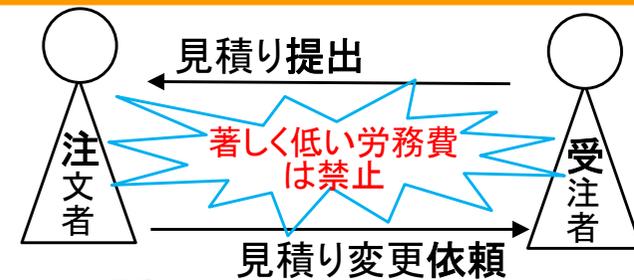


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

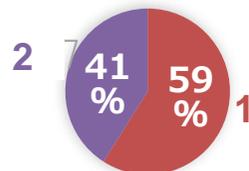
(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化

契約変更条項



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を**注文者に通知**する**義務**



「資材高騰のおそれあり」



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%	} 4割超
2位	休日出勤	24%	
3位	早出や残業	17%	

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「おそれ情報」を注文者に**通知する義務**

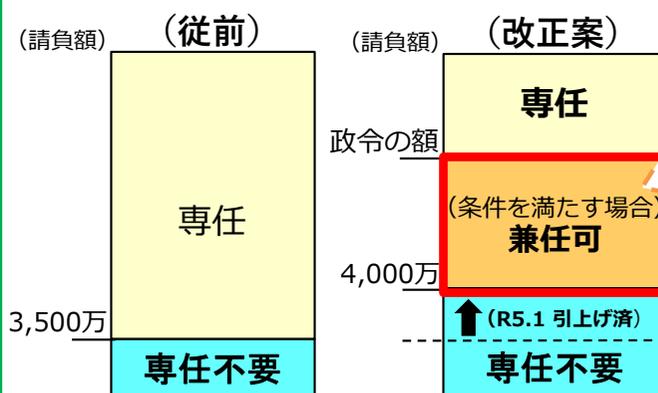
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後 ○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理

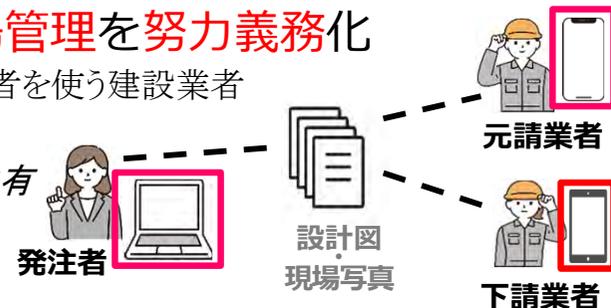


② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

改正建設業法による新規制等の公共工事への適用

建設業法の改正による新規制等（全工事対象）

1. 労働者の処遇改善

- 適正な労務費等の確保と行き渡り
 - ・ 著しく低い労務費等による見積書の作成を禁止（建設業者）
 - ・ 著しく低い労務費となる見積書の変更要求を禁止（注文者）
 - ・ 違反発注者に勧告・公表

- 原価割れ契約を禁止（建設業者）
 （参考）注文者は地位を利用した原価割れ契約を禁止（現行）

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 - ・ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
 - ・ 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

- 契約後のルール
 - ・ 資材高騰が顕在化した場合に、「変更方法」に従って契約変更協議を申し出ることができる（建設業者）
 - ・ 変更の申出に対し誠実に協議に応じる努力義務（注文者）

3. 働き方改革と生産性向上

- 工期ダンピングによる契約を禁止（建設業者）
 （参考）注文者も工期ダンピングによる契約を禁止（現行）

公共工事における適用（発注者・元請間の契約の場合）

- 入札前で見積書作成や入札時に提出する入札金額内訳書^{*}作成に左の禁止規定を適用（建設業者）
^{*}記載事項として労務費等を明確化【入契法改正】
- 見積書の金額変更を要求する場合^{*}に左の禁止規定を適用（発注者）
^{*} 予定価格算定の参考とする見積の徴収、技術提案・価格交渉方式による入札の場合など
- 違反発注者に左の勧告・公表規定を適用

- 左の禁止規定は公共工事にも適用（建設業者）
 （違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】）
 （参考）公共発注者にも、左の地位利用による原価割れ契約禁止を適用（現行）

- 左の規定に従って契約書を作成する義務（建設業者・発注者）
 （注）既に普及している公共約款の中で、請負代金の「変更方法」として受発注者間の協議やスライド条項が規定されている。
- 左の規定を適用し、入札時点でのリスク情報提供を想定（建設業者）

- 公共工事でも左の規定に従い、契約変更協議の申出が可能（建設業者）
- 変更の申出に対し、公共発注者は、誠実に協議に応じる義務【入契法改正】
 （注）既に普及している公共約款の中で、工期・代金の変更は、受発注者間で協議して定める規定となっている。

- 左の禁止規定は公共工事にも適用^{*}（建設業者）
 （違反建設業者は発注者が許可権者へ通報【入契法改正】）
^{*} 入札手続で工期短縮を技術提案する場合や工期変更協議の場合など
 （参考）公共発注者にも、左の注文者による工期ダンピング禁止を適用（現行）

★ 上記の各禁止規定に抵触する契約は、当事者間では有効だが、建設業法上は違法として勧告・処分の対象になりうる₂₁

○宮崎県市町村連携推進会議（出席者：宮崎県知事・宮崎県内26市長（代理出席含む））

日時：令和6年4月23日（火） 14：15～14：30 田川市内

○福岡県市長会（出席者：福岡県内29市長（代理出席含む））

日時：令和6年4月24日（水） 14：15～14：30 田川市内

○福岡県町村長会理事会（出席者：町村長会役員（福岡県内13町長））

日時：令和6年5月7日（火） 11：20～11：35 福岡市内

○大分県町村長会（出席者：大分県内4町村長）

日時：令和6年5月7日（火） 14：45～15：05 大分市内

R5実施

- ・佐賀県内市町村長
- ・長崎県内市長
- ・熊本県内町村長
- ・鹿児島県内市町村長

【概要】

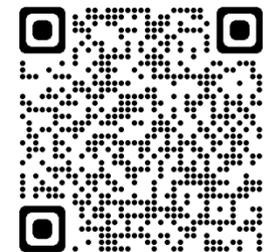
- 各県市町村長会等の場で、九州地方整備局建政部長が「建設業を巡る最近の話題」と題して説明を行いました。
- 建設業界では技能労働者の高齢化が進行する一方、週休2日の普及が遅れていることなどから、若年入職者の確保が難しくなるなど、労働環境の改善が求められています。これに加え、来年度から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることから、週休2日等を踏まえた適正な工期設定や施工時期の平準化を考慮した工事発注を要請しました。
- また、労務費や資材価格の高騰などが生じていることから、最新の単価による発注や適切な契約変更の実施を要請いたしました。
- 各県内の市町村の入札契約適正化について、国土交通省ホームページで「見える化」されていることを紹介し、各自治体での状況確認を依頼しました。



国土交通本省のホームページで、各県市町村における入札契約適正化の取組状況「見える化」を公表していますのでご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/nyukei-portal/>

※日本地図が表示されますので、「表示したい県」をクリックしてください。
なお、地図下部の「都道府県リスト」からも選択いただけます。



九州ブロック発注者協議会 取組指標について

令和6年8月7日
国土交通省 九州地方整備局 企画部

九州ブロック発注者協議会の取組

九州ブロック発注者協議会について

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること

- ・ 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・ 発注者間における連携体制の強化
- ・ 建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➡ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み

※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**

- ➡ 発注見通しの統合公表の取り組み

※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**

- ➡ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

- ➡ 建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を指標化 **R2年度より実施**

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➡ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

- ➡ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➡ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➡ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

◆全国統一指標（H29～）

・発注関係事務について客観的な状況を把握できる全国統一指標を設定し定期的に**結果を公表**

成 果

①適正な予定価格の設定	○最新の積算基準と基準対象外の要領を整備	41% (H29.9)	➡	64% (R2.3)
	○最新単価を用いて積算を実施	88% (H29.9)	➡	99% (R2.3)
②適切な設計変更	○設計変更ガイドラインを策定、活用	20% (H29.9)	➡	38% (R2.3)
③施工時期の平準化(件数)	○平準化率0.6以上の機関数	24% (H29.9)	➡	55% (R2.3)

各指標とも改善傾向が見られる



◆新たな取組指標（R2～）

・改正品確法及び改正運用指針の理念実現のため新たな取組指標を設定

◆新・全国統一指標

◆九州独自指標

・R2九州ブロック発注者協議会で**目標値を設定し公表**（令和2年12月25日）

・今後、継続的な各機関の指標値を把握と目標達成のための情報共有及び取組強化を図る。

新たな取組指標の設定方針

- 令和元年品確法の改正に伴い、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた「新たな全国統一指標」を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき
事項

- ① 予定価格の適正な設定 【既存指標】
- ② 歩切りの根絶 【達成】
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】 【既存指標】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更 【既存指標】
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める
事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

対応
災害

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

「新・全国統一指標」 + 「地域独自指標」の設定

品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国統一指標～

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新・全国統一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

新・全国統一指標(工事)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。

※分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定している。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）

※調査対象は、都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国統一指標(測量、調査及び設計(業務))

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域独自指標

…これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

九州独自指標（工事）

①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事において、最新の積算基準の適用割合

②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事に対する適切な設計変更を実施するためのガイドライン等の策定率

九州独自指標（測量、調査及び設計（業務））

③ウィークリースタンスの実施

国等・都道府県・市区町村の発注業務の特記仕様書に、ウィークリースタンスの実施を位置づけている割合

※ウィークリースタンスとは

業務や工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

新・全国統一指標

	指標分類	九州ブロック方針	目標値 (R6)
工事	《指標①》 地域平準化率 (施工時期の平準化)	各発注機関 (国等、県、市町村) において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進 (早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率 (九州ブロック単位) 0.80 を目指す。
	(4~6月期の工事平均稼働件数) ／ (年度の工事平均稼働件数)		
	《指標②》 週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	各発注機関 (国等、県、政令市) における週休2日実施困難工事以外の発注工事については、全て週休2日対象工事とすることを旨とする。	R6年度までに九州ブロックにおける 週休2日対象工事率 (九州ブロック単位) 1.00 を目指す。
	週休2日対象工事件数 (公告) / 週休2日公告対象件数		
	《指標③》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	各発注機関 (県、市町村) の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率 (九州ブロック単位) 1.00 を目指す。
(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／ (年度の発注工事件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数			
業務	《指標④》 地域平準化率 (履行期限の分散)	各発注機関 (国、県、政令市) において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の履行期限の分散を推進する。 ①計画的な発注の推進 (早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる業務等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率 (九州ブロック単位) 0.40 を目指す。
	(第4四半期 [1~3月] に完了する業務件数) ／ (年度の業務稼働件数)		
	《指標⑤》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	各発注機関 (県、政令市) の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率 (九州ブロック単位) 1.00 を目指す。
	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／ (年度の発注業務件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数		

九州独自指標

指標分類		九州ブロック方針	目標値（R6）
工事	《指標①》 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 （見積もり等の活用）	全ての発注機関（国、法人等、 県、市町村）で最新の積算基準 を適用し、かつ、基準範囲外 の場合の要領を整備し活用するよ うに改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける 適用・対応率1.00 を目指す。
	【適用・対応率（aの機関数／全機関数）】 a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を 整備し活用 b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は 整備していない c：その他 （※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）		
業務	《指標②》 設計変更ガイドラインの策定・活用状況	全ての発注機関（国、法人等、 県、市町村）で設計変更ガイド ラインを策定し、これに基づき 適切な設計変更を行うように改 善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける 策定・活用率1.00 を目指す。
	【策定・活用率（aの機関数／全機関数）】 a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない		
業務	《指標③》 ウィークリースタンスの実施の状況	全ての発注機関（国、法人等、 県、市町村）で、ウィークリー スタンスの実施を位置付けるよ うに改善を図る。 ※災害等の緊急を要する業務に ついては対象外とする。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率1.00 を目指す。
	【実施率（aの機関数／全機関数）】 a：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けている b：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けていない		